

児童養護施設において家庭支援専門相談員が行う
ソーシャルワーク展開上の専門性の検討

16073303

山根 千絵

論文要旨

児童養護施設において家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の検討

山根 千絵

児童養護施設では、子どもの権利保障の観点から、早期の家庭復帰の推進が求められている。現在、児童養護施設には、子どもの円滑な家庭復帰を支援する家庭支援専門相談員が配置されている。家庭復帰支援においては、高度な専門性に基づいたソーシャルワークの展開が求められる。しかし、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえでの専門性は十分に確立されているとは言えない状況がある。そこで、本研究では、家庭支援専門相談員の子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにすることを目的とした。

第1章では、先行研究のレビューから、家庭支援専門相談員の独自の機能やソーシャルワークの展開方法などの理論を確立し、現状における支援の成果や課題等を検証しながらその専門性を明らかにすることが必要であることを述べた。第2章では、研究の目的と用語の定義について述べた。第3章では、家庭支援専門相談員を対象にインタビュー調査を行い、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因及び要因間の関連性についての仮説モデルを生成した。第4章では、家庭支援専門相談員を対象に質問紙調査を行い、第3章で生成した仮説モデルを共分散構造分析により検討し、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性についての知見を述べた。第5章では、まとめを述べた。

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開は、子どもの最善の利益を第一とする認識を起点に、具体的な支援行動としての「アセスメント・プランニング」「子どもや保護者への支援」「施設内外の連携」「家庭復帰の評価・見極め」へと展開していることが明らかとなった。その中で特に、「保護者に対する支援」と「児童相談所との連携」は、ソーシャルワーク展開上の専門性として抽出された。しかし、ソーシャルワークを展開する要因間の検討において、ソーシャルワーク展開上の「家庭復帰の評価・見極め」は、「専門職としての意識」から直接の影響を強く受けていた。このことから、「保護者に対する支援」と「児童相談所との連携」の専門性は、十分に発揮されていないことが推察された。

Abstract

Examination of the Expertise of Family Social Workers in the Social Work Deployment at Children's Homes

Chie Yamane

The promotion of early family reunification is required from the perspective of ensuring children's rights in children's homes. Currently, family social workers are assigned to support the smooth reintegration of children into their families. In family reunification support, the development of social work based on high-level expertise is necessary. However, it cannot be said that the expertise required for implementing social work towards children's family reunification is fully established. Therefore, this study aims to clarify the expertise of family social workers in deploying social work towards children's family reunification.

Chapter 1 discusses the need to establish theories regarding the unique functions and methods of social work of family social workers by reviewing prior research and examining the current achievements and challenges faced in their support. Chapter 2 outlines the research objectives and defines key terms. Chapter 3 conducts interview research with family social workers to generate a hypothesis model regarding the factors and interrelations involved in deploying social work aimed at children's family reunification. Chapter 4 conducts a survey using questionnaires targeting family social workers and examines the generated hypothesis model through covariance structure analysis, presenting insights into the expertise of family social workers' deployment of social work for children's family reunification. Chapter 5 states the conclusion.

The deployment of social work by family social workers aimed at children's family reunification is shown to stem from a recognition that prioritizes the best interests of the child, expanding into specific support actions such as "assessment and planning," "support for children and parents," "collaboration inside and outside the facility," and "evaluation and discernment of family reunification." Particularly, "support for parents" and "collaboration with child consultation centers" were identified as areas of expertise in social work deployment. However, in examining the factors influencing the deployment of social work, the "evaluation

and discernment of family reunification" is strongly influenced directly by the "awareness as a professional." This suggests that the expertise in the supportive actions of "support for parents" and "collaboration with child consultation centers" is not being sufficiently realized.

目 次

第1章 児童養護施設における家庭支援専門相談員をめぐる現状と課題	1
第1節 児童養護施設の役割の変化と家庭支援専門相談員の設置	1
第2節 「令和4年度児童養護施設入所児童等調査」における児童養護施設の現状	3
第3節 家庭支援専門相談員の業務	4
第4節 家庭支援専門相談員に関する文献レビュー	6
文献	
第2章 児童養護施設における家庭支援専門相談員の専門性に関する研究の枠組み	17
第1節 問題の所在と研究の目的	17
第1項 問題の所在	17
第2項 研究の目的	17
第2節 研究の構成	17
第3節 用語の定義	18
1 児童養護施設	18
2 児童福祉施設	19
3 社会的養護	19
4 親子関係再構築	19
5 ファミリーソーシャルワーク	20
6 ソーシャルワークの展開	21
文献	
第3章 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説生成（第1段階：質的研究）	23
第1節 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説生成の方法	23
第2節 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説生成の結果	24
第1項 サブカテゴリーの生成	24

1	専門職としての意識	24
2	家庭支援専門相談員の感情	26
3	児童相談所との関係性	29
4	アセスメント・プランニング	30
5	子どもや保護者への支援	32
6	施設内外の連携	38
7	家庭復帰の評価・見極め	41
第2項	カテゴリーの生成	42
第3節	家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説の検討	43
第1項	家庭支援専門相談員の認識	44
第2項	ソーシャルワークの支援行動	45
	文献	

第4章 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の検討(第2段階:量的研究)

第1節	子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性の検討の方法	51
第1項	調査の方法	51
第2項	調査の内容	51
1	基本属性	52
2	ソーシャルワーク展開上の要因についての質問群	52
第3項	分析方法	56
1	基本属性及び各質問群の単純集計	56
2	潜在変数を説明する観測変数検討のための探索的因子分析	56
3	仮説モデルの検討のための共分散構造分析	56
第2節	家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の分析結果	57
第1項	対象者の基本属性	57
第2項	各質問群の単純集計の結果	59
第3項	探索的因子分析の結果	67
1	専門職としての意識	67
2	家庭支援専門相談員の感情	68

3	児童相談所との関係性	69
4	アセスメント・プランニング	69
5	子どもや保護者への支援	70
6	施設内外の連携	71
7	家庭復帰の評価・見極め	72
第4項	共分散構造分析の結果	73
1	初期モデル	73
2	最適解モデル	83
3	補足モデル	85
4	モデルの特徴	87
第3節	家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の考察	88
第1項	子どもの家庭支援に向けたソーシャルワーク展開上の専門性	88
1	「保護者に対する支援」	88
2	「児童相談所との連携」	90
第2項	子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性から見る専門性の課題	90
1	「保護者に対する支援」についての課題	91
2	「児童相談所との連携」についての課題	92
3	課題解決にむけた取り組み	93

文献

第5章 研究のまとめ

謝辞

参考資料

第2段階：量的研究の調査票

第1章 児童養護施設における家庭支援専門相談員をめぐる現状と課題

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにするにあたり、児童養護施設及び家庭支援専門相談員の現状を把握し、児童養護施設において、家庭支援専門相談員が行う支援展開についての文献レビューを行った結果を述べる。

第1節 児童養護施設の役割の変化と家庭支援専門相談員の設置

児童養護施設の歴史は、生活保護法の前進である救護法に基づく貧困対策としての「孤児院」に端を発する。その後、太平洋戦争後の1946年に制定された児童福祉法によって、「養護施設」として位置づけられた。戦後間もなくは、「養護施設」は、戦後の混乱期に衣食住を失った戦災孤児の保護や収容を目的とし、保護者に代わって子どもの養育を担っていた。核家族化が進み、家族形態に変化が生じた1960年代には、家族機能の脆弱化が進み、保護者の養育拒否や養育困難等から、子どもの心身の発達を鑑み、問題のある家族から子どもを切り離し、救済するという役割も果たしていた。

1990年代になると、株価下落による資産縮小や融資制限等を背景とした債務不履行が顕著となった「バブル経済」の崩壊による不況や雇用の不安定な状況から、保護者が子どもを虐待したり、放任したりする案件が増加していった。同時に「養護施設」の入所理由として、「父母からの児童虐待」の割合も増加し、1970年代に入所理由として最も多かった「父母の行方不明」や「父母の離婚」よりも、その割合が最も高くなり社会問題化した。花田は、児童虐待は我が国において1990年以降は特殊な家族環境で発生する問題ではなく、一般家庭でも起きる社会的な問題として認識されるようになったと述べている（花田 2008）。

その後、1994年に我が国においても国連の「児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）」が批准され、ようやく2000年に「児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）」が制定され、虐待を受けた子どもに対する制度の充実やそれらの子どもに対する支援方法も検討されるようになってきた。

一方、1997年には、少子化の進行や夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等の子どもを取り巻く環境の変化を受け、保育施策の見直しや子どもの自立支援施策の充実を目指して児童福祉法の改正が行われた。この法改正により、「養護施設」は「児童養護施設」に名称が改められ、子どもの自立支援を目的とすることが明文化された。

このように社会の変化とともに、長年にわたって保護者のいない子どもの救済のため子どもの養育を担ってきた児童養護施設には保護者のいない子どもはほとんど近年存在しない現状となった。虹釜も指摘しているように、児童養護施設は子どもの養育だけを行うだけでなく、子どもの施設入所の時点から家族への援助が開始されるべきであり、入所児童の保護者に対する支援が必要とされる状況となっている（虹釜 2006）。

これらのことから、社会的養護の質の向上、子どもの早期家庭復帰や地域移行を目指し、保護者を含めた支援を積極的に行うことを目的に、ソーシャルワークの専門職である家庭支援専門相談員の配置が始まった。家庭支援専門相談員は、1999年に乳児院に配置されて以降、順次、対象施設が拡大され、2004年には児童養護施設に配置されるようになり、2011年には、すべての児童養護施設に配置が義務付けられた。

さらに、2016年の児童福祉法の改正により、第一条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とされ、子どもは権利の主体であることが明文化された。児童福祉法が戦後制定されて以降、児童福祉の理念に関する部分が改められたのは、この改正が初めてであった。

これに基づいて、厚生労働省は2017年8月に「新しい社会的養育ビジョン」をまとめた。その中で、子どもに対して家庭と同様の養育環境を提供することを目的として、里親委託の推進や児童福祉施設で行われる養育を小規模でより家庭的な環境で行うこととした。また、児童福祉施設で支援が必要な場合には、専門的な支援を集中的に提供すること、入所期間を乳幼児は数か月以内、学童期の児童は1年以内、特別な支援を要する学童期以降の児童であっても3年以内を原則とすること等が示された。

さらに、2023年4月に設置されたこども家庭庁によると、児童虐待相談対応件数の統計を取り始めた1990年の1,011件から、2022年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は、214,843件と過去最多を更新し、深刻な社会問題となっている。現在においても、児童虐待は増加傾向にあり、これらの子どもの保護、家庭復帰、地域移行、保護者を含めた家庭支援は、重要かつ早急に解決すべき課題である。この課題解決の一翼を担う家庭支援専門相談員の役割がますます重要となっている。

第2節 「令和4年度児童養護施設入所児童等調査」における児童養護施設の現状

「令和4年度児童養護施設入所児童等調査」（こども家庭庁）によると、2023年2月現在、児童養護施設に入所する子どもは、23,043人である。年齢は、「15歳」が1,963人（8.5%）と最も多く、次いで「14歳」が1,921人（8.34%）、「16歳」が1,910人（8.29%）となっており、中高生の割合が、全体の約半数を占めている状況となっている。

入所時の年齢は「2歳」が3,824人（16.6%）と最も多く、5歳児までの就学前の子どもは11,098人（48.2%）と全体の半数を占めている。また、施設に在所する期間は、「1年未満」が3,357人（14.6%）と最も多く、次いで「1年以上2年未満」が3,151人（13.7%）、「2年以上3年未満」が2,549人（11.1%）となっている。また、平均在所期間は5.2年となっており、養育環境の問題が長期化しているケースが多いことが推測される。

入所時の養育問題の発生理由は、「母の放任・怠惰」が3,774人（16.4%）と最も多く、次いで「母の虐待・酷使」が3,446人（15.0%）、「母の精神疾患」が3,337人（14.5%）となっている。入所した子どもの被虐待経験の有無については、16,519人と入所児童の71.7%が経験していた。

入所時の保護者の状況は、「両親または父母どちらかあり」が21,990人（95.4%）となっており、そのうち「実母のみ」が10,885人（48.5%）、「実父のみ」が11.0%であり、ひとり親の世帯が半数を占めている。

子どもと保護者の交流関係は、「面会」が8,159人（35.4%）、「一時帰宅」が6,499人（28.2%）と、半数以上の子どもが保護者と交流をしている。しかし、5,740人（24.9%）は全く交流がない状況にある。

子どもの生活拠点に関する今後の見通しについては、「自立まで現在のままで養育」が13,814人（59.9%）と最も多く、「保護者のもとに復帰」は6,009人（26.1%）であった。

これらの結果から、家庭での虐待や養育環境の悪化が原因で入所するケースが多く、入所児童の大半が保護者による養育困難（虐待やネグレクト等）が理由となっている。

また、平均在所期間は5.2年となっている。しかし、3年未満で退所する場合と入所期間が長期化する場合の二極化している（みずほ情報総研 2019）。保護者のもとへの復帰については、前向きに検討されている子どもの数は決して多くないと言える。この背景には、保護者から同意を得られない場合や保護者が虐待の事実を認めない場合、子どもの養育に非協力的な場合等、子どもと保護者の交流ができない等の理由が考えられる。

このような現在の状況からも、子どもの心理的ケアや、家族との面会調整、家庭復帰後の

フォローアップ等家庭支援専門相談員に期待される役割は、ますます重要となっている。

第3節 家庭支援専門相談員の業務

こども家庭庁支援局長発「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（2024年4月8日）によれば、家庭支援専門相談員を設置する趣旨として、「虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。」とされている。

家庭支援専門相談員は、児童福祉施設に入所している児童の保護者等に対する相談援助を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者に対する相談援助に加え、措置解除後の児童に対する継続的な相談援助や里親等委託・養子縁組の促進、地域の子育て家庭への支援などの業務を担うこととされている。また、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に配置することにより、入所等している児童の早期家庭復帰を促進し、親子関係の再構築等を図るとともに、措置解除後の児童や里親等、養子縁組を希望する家庭、地域の子育て家庭への支援の充実を図ることとされている。

家庭支援専門相談員の資格要件は、次の①から③のいずれかに該当する者とされている。
①児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者、②児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者、③都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長が①あるいは②に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者とされている。①は、主に社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーク資格所有者を指す。

しかし、ソーシャルワークの資格所有者は、ソーシャルワークについて学ぶ機会があるものの、子どもの養育や子ども家庭福祉を対象としたファミリーソーシャルワークに関する学習機会が乏しいことや経験やキャリアを人材登用の根拠とせざるを得ない状況にあり、ソーシャルワーク実践の理解ができていない者が家庭支援専門相談員と名乗っていることについて指摘している（稲垣 2011）。

家庭支援専門相談員の具体的な業務内容については、以下の内容が示されている。

- (1) 虐待等の家庭環境上の理由により入所等している児童の早期家庭復帰のための保護

者等に対する相談援助業務

- ①施設内又は保護者等の居宅訪問による相談援助
- ②家庭復帰後における相談援助
- (2) 措置解除後の児童に対する継続的な相談援助
- (3) 里親等への委託の推進のための業務
 - ①里親になろうとする者の開拓
 - ②里親希望家庭への相談援助
 - ③里親等への委託後における相談援助
- (4) 養子縁組の推進のための業務
 - ①養子縁組を希望する家庭への相談援助等
 - ②養子縁組の成立後における相談援助等
- (5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助
- (6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
- (7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席（里親支援センターに配置する場合は、施設職員に加えて、里親等への助言等を含む。）
- (8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整
- (9) その他業務の遂行に必要な業務

さらに、留意事項として、以下の内容が示されている。

- (1) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図り、その助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築等の支援を行わせるよう努めること。
- (2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。
- (3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。
- (4) 地域の要支援家庭や施設から家庭に復帰した児童がいる家庭等を巡回して訪問支援等を行う場合には、以下に留意すること。
 - ①支援対象者の把握については、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等と連携して対応すること。

②支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。

③年間を通して概ね 10 世帯程度の地域の要支援家庭等に対して支援するように努めること。

以上の業務範囲及び留意事項から、家庭支援専門相談員の業務は、入所児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務、施設内又は保護者等の居宅訪問による相談援助、家庭復帰後における相談援助といった一般的なソーシャルワークに関する内容に加え、里親や養子縁組に関する業務及び関係機関との連携業務等、多岐にわたっている。

家庭支援専門相談員の業務範囲は、非常に幅広く、どのように実践を展開していけば良いかといった指針や具体的な展開過程や手続きなどの具体的な実践活動の内容が十分体系化されておらず、またその独自の専門性などについての議論は十分に熟されていないのが現状である。

したがって、家庭支援専門相談員がソーシャルワークを展開するうえで、児童虐待等の重篤な問題を抱える入所児童が増え続ける中で、家庭への引き取りや里親委託推進に関する多岐に渡る業務を行なわざるを得ない状況にある。十分な確信を持ってないまま、混乱、不安全感、動揺、葛藤、迷い、不安に翻弄されながら日々の目の前にある問題に対処せざるを得ない状況にあると推察される。

第 4 節 家庭支援専門相談員に関する文献レビュー

CiNii で、「児童養護施設」及び「家庭支援専門相談員」あるいは「ファミリーソーシャルワーク」をキーワードで検索したところ、43 編の論文が抽出された。さらに、児童養護施設における「家庭支援専門相談員」の支援の展開内容に焦点を当て、その重要性や具体的な活動内容、課題、そして将来の展望について多角的に論じている論文を精査し、また山根らが 2024 年に発表した 1 編を加え、21 編の論文をレビューした（表 1-1）。

表 1-1 21 編の論文一覧

No.	著者	タイトル	掲載雑誌等	巻号	頁	発行年
1	山田 勝美	調査からみたファミリーソーシャルワークの必要性・意義	児童養護	35(2)	10-13	2004

2	北川 清一	ファミリーソーシャルワークの意義	児童養護	35(2)	6-9	2004
3	山口 俊輔	幸樹園における家庭支援専門相談員の現状と今後の課題	児童養護	35(3)	28-31	2005
4	石田 賀奈子 芝野 松次郎 山岡 美智子	児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーカーの役割分析--エキスパートインタビューの分析を通して	子ども家庭福祉学	6	3-22	2006
5	西原 尚之 稲富 憲朗 平田 ルリ子	家族再統合の課題としての世代間葛藤-施設ソーシャルワーカーがおこなう日常的家族療法-	日本嗜癪行動学会誌	22(4)	373-380	2006
6	Stephen Thompson	児童養護施設における家族再統合の実践: ケースの検討	横浜女子短期大学研究紀要	21	35-46	2006
7	白井 和年	家庭支援専門相談員-一年の実践から	非行問題	212	60-70	2006
8	虹釜 和昭	児童養護施設における家族支援と家庭支援専門相談員の新たな役割	北陸学院短期大学紀要	39	13-21	2007
9	稲富 憲朗	家庭支援専門相談員の役割とは	月刊福祉	91(10)	16-19	2008
10	岡本 悟	児童養護施設における家庭支援専門相談員に関する検討	社会福祉学科紀要/西日本短期大学社会福祉学科編	6(1)	29-56	2009
11	加藤 純	ポスター・ビデオセッション 児童養護施設における家庭支援に関する研究-家庭支援専門相談員の役割確立と専門性形成の過程-	社会事業研究	48	142-145	2009
12	稲垣 美加子	児童福祉領域をめぐる法制度の変化と家庭支援専門相談員の位置づけ	淑徳大学研究紀要(総合福祉学部コミュニティ政策学部)	45	225-238	2011
13	村田 典子	児童養護施設における家族支援と家庭支援専門相談員の新たな役割: 家族再統合事例を手掛かりに	流通経済大学社会福祉学部論叢	22(2)	127-136	2012
14	大澤 朋子	家庭支援専門相談員の機能と家族再統合	社会福祉(日本女子大学)	53	57-73	2013
15	松宮 透高 井上 信次	児童福祉施設入所児童への家庭復帰支援と親のメンタルヘルス問題	厚生指標	61(15)	22-27	2014
16	秋本 真一	社会的養護の中の貧困: 家庭支援専門相談員の活動から	世界の児童と母性(資生堂社会福祉事業財団編)	79	40-46	2015
17	佐藤 剛	子どもの意見表明とファミリーソーシャルワーク	児童養護	51(3)	20-23	2021
18	早樫 一男	家庭支援のあり方について: 親子	非行問題	228	4-30	2022

		関係再構築・家庭支援専門相談員のあり方など				
19	本間 康太	児童養護施設の家庭支援専門相談員の視点から	至誠実践福祉総合研究所紀要	6	20-22	2023
20	林 知然	Aさんの家族とのかかわりにおける自己決定支援ー子どもの意見表明からはじまるファミリーソーシャルワーク実践ー	山梨県立大学人間福祉学部紀要	9	19-31	2024
21	山根 千絵 横山 正博	児童養護施設の家庭支援専門相談員の支援実態と課題ー子どもの権利意識と支援行動の関連性の検討ー	中国・四国社会福祉研究	11	24-44	2024

21編の論文の内容を経年的にみると、表1-2のような特徴があることが分かった。

児童養護施設においては、2004年に家庭支援専門相談員の配置がはじまり、2011年にはすべての児童養護施設への配置が義務付けられた。それまで、児童養護施設においては、子どもの支援が中心に行われていたが、家庭支援専門相談員を中心に保護者や家族を対象とした支援がもとめられるようになり、家族支援の必要性や家庭支援専門相談員の役割について検討されたのが2000年代であった。

その後、2010年代には、家庭支援専門相談員の活動実態から改めて求められる役割や専門性について検討がなされた。家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰のための支援においては、ソーシャルワーク実践が求められるが、経験やキャリアに依存した実践となっていることが指摘されていた。そして2020年代は、2016年の児童福祉法改正以降、子どもの権利保障に関する意識が高まり、子どもや家族の意向及びニーズを踏まえた支援について検討がなされている。

表1-2 21編の論文の経年的特徴

年代と論文No.	特 徴
2000年代前半 (No.1~5)	ファミリーソーシャルワークの必要性と家庭支援専門相談員の基本的な役割についての理解が進み、児童養護施設などでの具体的な活動内容の分析が始まった時期。
2000年代後半 (No.6~11)	家庭支援専門相談員の実践や家族再統合の具体的な事例研究を通じて、実務的な課題が浮き彫りになり、専門職としての役割確立に向けた議論が進んだ時期。
2010年代 (No.12~16)	法制度の変化に対応しながら、家庭支援の実践を改善するための取り組みが進み、特に家族再統合と支援者の役割に焦点が当てられた時期。
2020年代 (No.17~21)	子どもの意見表明と自己決定支援の重要性が注目され、家庭支援専門相談員の支援方法は具体的かつ多様化し、現場での支援の現状と課題の分析が進んだ時期。

さらに、21 編の論文全体を、その内容によってカテゴリー化すると、表 1-3 のようにまとめることが可能であった。

表 1-3 21 編の論文の結論あるいは要旨

カテゴリー	論文 No.	結論（要旨）
I ファミリーソーシャルワークの意義と必要性	1	ファミリーソーシャルワークの重要性を調査に基づいて分析し、児童養護施設において家族との関わりが児童の福祉向上にとって重要であることを明らかにしている。家族支援を行う際には、家庭と施設が連携し、子どもの健全な成長を支えるためのサポートが不可欠であると強調している。特に、施設において子どもが安心して生活するためには、家族との関係を維持し改善することが重要であり、そのための取り組みが求められると論じている。
	2	ファミリーソーシャルワークの意義を理論的に解説し、児童養護施設での実践を通じて家族支援の価値を検証している。ファミリーソーシャルワークが子どもの成長と家庭環境の安定化に寄与するものであることを示し、家族支援が施設内での子どもの生活と福祉向上に与える影響を評価している。さらに、家庭と施設の連携が子どもの適応や心理的安定にとって重要であるとし、具体的な支援方法の構築が求められると提言している。
II 家庭支援専門相談員の役割と課題	3	一児童養護施設における家庭支援専門相談員の活動を通じて、家庭支援の実態と今後の課題を分析している。家庭支援専門相談員が家族とのコミュニケーションを促進し、支援計画の策定と実行にあたって重要な役割を果たしていることを明らかにしている。また、家族支援が子どもたちの心理的安定や家庭復帰に向けたサポートにおいて欠かせないとし、支援の質向上に向けた教育や研修の重要性を指摘している。今後の課題として、より個別化された支援と家庭支援専門員相談員の専門性向上を提案している。
	4	児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーカーの役割をエキスパートインタビューの分析を通じて明らかにし、その専門性や役割の発展について論じている。施設内でのファミリーソーシャルワーカーの主な役割として、家族と子どもの関係調整や親子再統合を支援することが挙げられている。また、専門性を発揮し、他の職員や地域資源と連携して包括的な支援を提供することが重要であると指摘している。家族の多様なニーズに対応できる支援の構築が求められるとしている。
	7	家庭支援専門相談員としての 1 年間の実践を基に、家庭支援専門相談員が家庭支援において果たす役割とその課題を明らかにしている。現場での具体的なケースを紹介し、家庭支援の中で直面する問題や、家庭支援専門相談員としての専門性を発揮するための必要なスキルや知識について論じている。特に、家庭支援における調整役としての重要性を強調し、家庭との信頼関係の構築が支援の効果に直結することを指摘している。
	8	2006 年に全国 558 カ所の児童養護施設を調査対象とし、児童養護施設における家庭支援専門相談員のあり方を検討している。家庭支援専門相談員の業務内容は「早期家庭復帰」「職員への助言指導」「児童相談所との連携」の三点が大半を占めていた。しかし、「里親委託促進」「養子縁組促進」といった、児童養護施設の基本的役割とされてこなかったことに関しては、極めて実施率が低かったことを指摘している。つまり、前述の三点以外の業務は児童養護施設にそのノウハウの蓄積がなく、今後実績を積み重ねることによって業務の充実が図られると指摘している。(山根：2024 から引用)

	9	家庭支援専門相談員の役割について、現場での具体的な実践を通じて考察している。家庭支援専門相談員は家族との連絡調整や支援計画の策定において中心的な役割を果たし、家族のニーズに応じた個別支援を提供する必要があると強調している。特に、子どもと家庭との関係再構築に向けて、家庭支援専門相談員がいかにして親子間の信頼関係を回復させるかが重要であると述べている。また、支援の効果を高めるためには、専門的な知識や技術の向上が不可欠であると指摘している。
	10	児童養護施設における家庭支援専門相談員の活動内容を検討し、その役割と意義を論じている。家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けた支援の調整や、家族と施設間のコミュニケーションの円滑化を図る重要な役割を担うことが示されている。また、家庭支援専門相談員の支援が、家族の問題解決力や親子関係の再構築に寄与することを指摘し、支援の質を向上させるための体制整備や研修の必要性についても指摘している。
	11	2009年に家庭支援専門相談員を含む児童養護施設職員を対象に半構造化面接を行い、家庭支援専門相談員が専門職として施設内での役割を形成してきた過程について検討している。家庭支援専門相談員が配置される以前は、保育士や児童指導員(ケアワーカー)が家庭支援専門相談員に期待される支援を行っていた。家庭支援専門相談員の明確な役割規定が示されずに曖昧な中で配置がなされたが、実際に家族と関わる中で家庭支援専門相談員の役割をケアワーカーも理解し、両者の役割分担が明確になってきたことを指摘している。(山根：2024 から引用)
	12	家庭支援専門相談員の位置づけや業務内容に焦点化し、期待される機能や役割を確認し、専門職の導入と実践現場での支援の展開の現状を明らかにし、その効果と課題を検証している。家庭支援専門相談員は、家庭支援の専門性ととも支援全体のケアマネジメントを担いいうる専門性が求められているが、実際には「経験」や「キャリア」等を拠りどころとして、ソーシャルワーク実践の理解ができないまま人材登用が行われている状況を指摘している。(山根：2024 から引用)
Ⅲ 家族再統合と支援の方法論	5	家族再統合を目指した支援の課題として、世代間の葛藤が大きな障害となることを示している。児童養護施設において、ソーシャルワーカーが日常的に行う家族療法が、家族関係の修復や子どもの心理的な安定に寄与することを強調。具体的なケースを通じて、家族再統合を進める上での難しさと、成功のために必要な介入方法を分析している。また、家族の内部に存在する複雑な問題を解決するためには、ソーシャルワーカーの専門的な支援が不可欠であると述べている。
	6	児童養護施設における家族再統合の具体的な事例研究を通して検討し、効果的な支援方法を分析している。再統合プロセスにおいて、子どもと家族が再び絆を深め、安定した家庭生活に戻れるようにするための支援方法の重要性を指摘している。また、再統合に成功したケースと失敗したケースを比較し、成功要因として家庭との綿密な連携とコミュニケーションが挙げられると論じている。子どもの福祉を重視しつつ、家族全体のサポート体制を整える必要性を強調している。
	13	児童養護施設における家族支援の実践について家族再統合事例をもとに分析し、家庭支援専門相談員の新たな役割を提示している。家族再統合を目指す支援において、家庭支援専門相談員が果たす役割の重要性を強調し、家族との信頼関係構築や子どもの心理的支援が不可欠であることを論じている。また、事例を通じて、家族支援の具体的なプロセスや支援の難しさについても述べ、現場での家庭支援専門相談員の役割とその課題について詳細に検討している。
	14	全国 579 ヶ所の児童養護施設の家庭支援専門相談員を対象に、家庭支援専門相談員が実際に行っている業務、家庭復帰や社会的自立という子どもの退所に関わる判断及び家庭支援専門相談員が家族再統合をどのように捉えているかを分析し、その機能と家族再統合の課題や家庭支援専門相談員制度の課題を明らかにしている。家

		<p>庭支援専門相談員にはケースのアセスメントによってそれぞれの家族にふさわしい家族再統合を見極めることが期待されるとしている。一方、家庭支援専門相談員も親指導の必要性を認識していたが、専業配置率が低いためにこれらの機能を担うソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを持ちにくいことを課題として指摘している。(山根：2024 から引用)</p>
IV 子どもの権利と支援	17	<p>子どもの意見表明の権利をファミリーソーシャルワークの観点から考察し、子どもが自身の生活に対して意見を述べることの重要性を論じている。子どもの声を尊重することで、より適切な支援計画が立てられ、家族支援が子どものニーズに合致することが可能となると主張している。特に、家庭支援専門相談員が子どもの意見を聞き取るスキルを持つことの重要性を強調し、実践において子どもの意見をどう反映するか具体的な方法についても示している。</p>
	20	<p>児童養護施設に入所していた児童が、退所後に実父との同居を希望したことを契機に、家庭支援専門相談員が行った支援について述べている。子どもの意見表明が自己決定支援において重要であることを強調し、児童が実父との同居生活を選択するための支援の出発点となったことが示されている。</p>
	21	<p>家庭支援専門相談員の支援実態は、入所児童やその保護者、家族に対する支援が中心で、その支援内容はケースのアセスメントや関係形成が主たる内容であり、業務内容として位置づけられている地域の子どもの家庭、里親に対する他の支援については、十分に行われていないことを指摘している。家庭支援専門相談員の支援行動を促進するためには、子どもの権利意識を高めることが求められ、支援の質を向上するためには、スーパーバイズを受けることが必要であることを示している。</p>
V 家庭支援の現状と展望	15	<p>児童福祉施設に入所する子どもの家庭復帰支援における親のメンタルヘルス問題に焦点を当てている。親の精神的健康が、子どもの家庭復帰のプロセスに大きな影響を与えることを指摘し、家庭支援専門相談員が親の支援を行う重要性を論じている。また、親のメンタルヘルス改善を通じて、子どもと親の絆を強化し、より円滑な家庭復帰を支援するための方法論についても考察している。親子双方への支援を重視したアプローチの必要性を強調している。</p>
	16	<p>社会的養護の現場で直面する貧困問題と、それに対する家庭支援専門相談員の役割を分析している。貧困が家庭支援の対象となる子どもたちの生活や成長に与える影響について具体的に述べ、家庭支援専門相談員が貧困家庭にどのようにアプローチし、支援を行うべきかを論じている。また、貧困がもたらす家庭内のストレスや親子関係の悪化に対応するため、社会資源を活用し、ソーシャルワークの専門性を発揮することが不可欠であると提言している。</p>
	18	<p>家庭支援のあり方について、親子関係の再構築や家庭支援専門相談員の役割を再評価している。親子間の信頼関係を再構築するための支援プロセスや、家庭支援専門相談員が果たすべき役割の重要性を強調している。家庭支援が持続的かつ効果的に機能するためには、親と子の関係を丁寧に見守り、必要に応じて介入する体制が求められると述べている。支援の質を高めるためには、現場での実践経験と専門知識の両立が重要であると論じている。</p>
	19	<p>児童養護施設における家庭支援専門相談員の視点から、支援の現状と課題を分析している。家庭支援専門相談員が日常的に直面する問題や、支援の効果を高めるための具体的な方法を考察。家庭支援の現場では、家族の多様なニーズに対応するための柔軟なアプローチが必要であり、家庭支援専門相談員が持つべきスキルや知識の幅広さを強調している。また、支援の質向上に向けて、研修やスーパービジョンの充実が不可欠であると提言している。</p>

このように家庭支援専門相談員は、ソーシャルワーク機能を求められる専門職として配置されているが、配置当初は、「人格円満な児童福祉に関して相当な知識・経験を有する者」と規定されており、児童福祉施設における一定期間の実務経験による選出が多く、ケアワークを丁寧・十分に提供するにとどまっていた（稲垣 2011）。その後、家族支援の必要性からソーシャルワーク実践を求められるようになり、家庭支援専門相談員が行う具体的な支援行動として、家族のアセスメントや家族支援のための支援計画の策定、親子の関係調整、地域との連携等が示されている。

しかし、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの実践活動を体系化する研究はほとんど行われていない。その独自の機能や展開方法などの理論を示し、家庭支援専門員が標準として装備しておく知識や技術、倫理観等について示し、現状における成果や課題等を検証しながらその専門性を明らかにすることが必要である。

文献

秋本真一（2015）「社会的養護の中の貧困：家庭支援専門相談員の活動から」『世界の児童と母性（資生堂社会福祉事業財団編）』79, 40-46.

藤間公太（2017）「現代日本における家族と要保護児童」『社会保障研究』2(2・3), 158-170.

花田裕子他（2008）「児童虐待の歴史的背景と定義」『保健学研究』19(2), 1-6.

早樫一男（2022）「家庭支援のあり方について：親子関係再構築・家庭支援専門相談員のあり方など」『非行問題』228, 4-30.

林知然（2024）「Aさんの家族とのかかわりにおける自己決定支援－子どもの意見表明からはじまるファミリーソーシャルワーク実践－」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』9, 19-31.

本間康太（2023）「児童養護施設の家庭支援専門相談員の視点から」『至誠実践福祉総合研究所紀要』6, 20-22.

石田賀奈子・芝野松次郎・山岡美智子（2006）「児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーカーの役割分析－エキスパートインタビューの分析を通して」『子ども家庭福祉学』6, 3-22.

稲垣美加子（2011）「児童福祉領域をめぐる法制度の変化と家庭支援専門相談員の位置づけ」

- 『淑徳大学研究紀要（総合福祉学部コミュニティ政策学部）』45, 225-238.
- 稲富憲朗（2008）「家庭支援専門相談員の役割とは」『月刊福祉』91(10), 16-19.
- 片山寛信（2015）「児童養護施設の機能に関する検討」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』11(1), 55-61.
- 加登田恵子（2015）「児童福祉調査史における「高度経済成長期」～その～蓄積と表象～(1)」『山口県立大学学術情報』8, 145-160.
- 加藤純（2009）「ポスター・ビデオセッション 児童養護施設における家庭支援に関する研究—家庭支援専門相談員の役割確立と専門性形成の過程—」『社会事業研究』48, 142-145.
- 北川清一（2004）「ファミリーソーシャルワークの意義」『児童養護』35(2), 6-9.
- 厚生労働省（2024）「令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai23/index.html>
(2024.10.14)
- 厚生労働省（2011）『平成23年厚生労働白書』.
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)『新しい養育ビジョン』.
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf> (2024.10.14)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2013）『子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改定版）』.
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html (2020.10.14)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（2024）「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」.
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235ef4d7-3bfe-4a5c-9449-b302c425f988/41b11a55/20230814_policies_shakaiteki-yougo_tuuchi_105.pdf (2024.10.14)
- こども家庭庁（2024）『令和4年度 児童相談所における児童虐待対応件数』.
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf (2024.

10.14)

こども家庭庁支援局家庭福祉課（2024）『児童養護施設入所児童等調査の概要』。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-ab8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf（2024.10.14）

松宮透高・井上信次（2014）「児童福祉施設入所児童への家庭復帰支援と親のメンタルヘルス問題」『厚生指標』61(15), 22-27.

三輪清子（2017）「2000年以降の要保護児童措置・委託の変遷とその背景—2000年～2015年の統計データから—」『社会保障研究』2(2・3), 187-201.

みずほ情報総研株式会社（2019）『平成30年度 先駆的ケア策定 検証調査事業 施設入所が長期化に至るケースの調査研究事業報告書』。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000542474.pdf>（2024.10.14）

虹釜和昭（2006）「児童養護の今日的課題：児童養護実践の方向性」『北陸学院短期大学紀要』38, 31-41.

西原尚之・稲富憲朗・平田ルリ子（2006）「家族再統合の課題としての世代間葛藤—施設ソーシャルワーカーがおこなう日常的家族療法—」『日本嗜癖行動学会誌』22(4), 373-380.

岡本悟（2009）「児童養護施設における家庭支援専門相談員に関する検討」『社会福祉学科紀要 /西日本短期大学社会福祉学科編』6(1), 29-56.

大澤朋子（2013）「家庭支援専門相談員の機能と家族再統合」『社会福祉（日本女子大学）』53, 57-73.

佐藤剛（2021）「子どもの意見表明とファミリーソーシャルワーク」『児童養護』51(3), 20-23.

白井和年（2006）「家庭支援専門相談員—一年の実践から—」『非行問題』212, 60-70.

Stephen Thompson（2006）「児童養護施設における家族再統合の実践:ケースの検討」『横浜女子短期大学研究紀要』21, 35-46.

宇田智佳（2020）「教育福祉論からみる児童養護施設で暮らす子どもたちの教育課題」『教育文化学年報』15, 54-63.

山口俊輔（2005）「幸樹園における家庭支援専門相談員の現状と今後の課題」『児童養護』35(3), 28-31.

山田勝美（2004）「調査からみたファミリーソーシャルワークの必要性・意義」『児童養護』

35(2), 10-13.

山根千絵・横山正博（2024）「児童養護施設の家庭支援専門相談員の支援実態と課題—子どもの権利意識と支援行動の関連性の検討—」『中国・四国社会福祉研究』11, 24-44.

吉田幸恵（2015）「1960年代・1970年代の社会的養護制度・政策の展開—集団主義養護論および全国養護問題研究会の動向を手掛かりに—」『子ども学研究論集』7, 23-36.

全国児童養護施設協議会（2023）『児童養護施設が担う機能と今後の展望・展開 児童養護施設からの提言特別委員会 最終報告書』.

<https://www.zenyokyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/torikumi230327.pdf> (2024.10.14)

第2章 児童養護施設における家庭支援専門相談員の専門性に関する研究の枠組み

本章では、本研究を進めるにあたって家庭支援専門相談員の専門性に関する問題の所在及び本研究の目的を述べる。また、研究を進めるうえで、重要な用語について定義を行う。

第1節 問題の所在と研究の目的

第1項 問題の所在

家庭支援専門相談員がソーシャルワークを展開するうえで、児童虐待等の重篤な問題を抱える入所児童が増え続ける中で、施設に入所する子どもの家庭復帰や家庭復帰後のアフターケア、里親委託推進に関する業務や関係機関との連携業務等、多岐に渡る業務を行わざるを得ない状況にあり、入所児童の早期家庭復帰に向けた支援を集中して取り組むことができない現状がある。

また、家庭支援専門相談員の業務内容は示されているが、実践をどのように展開していけばよいかといった指針や手続き等の具体的な実践活動の内容は体系化されていない。特に、子どもの家庭復帰を目指すソーシャルワークの展開において、核心となる具体的な支援行動には、混乱、不安全感、動揺、葛藤、迷い、不安等がある中で、各々が目の間にある問題に対処せざるを得ない状況にあり、経験知に依存したソーシャルワークの展開となっている。

第2項 研究の目的

問題の所在を踏まえ、現在、家庭支援専門相談員が行っている子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにすることで、これまで家庭支援専門相談員が経験知で実践していたソーシャルワークの展開を標準化することが可能となり、家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の指針、あるいは体系化の一助となると推測される。

そこで、研究の目的を児童養護施設において、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにすることとした。

第2節 研究の構成

本研究の研究デザインは、質的研究と量的研究の2段階で構成される混合研究である。

第1段階の質的研究においては、半構造化面接を行い、児童養護施設の家庭支援専門相談

員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因を抽出する。さらに得られた結果から、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開上の要因間の関連性についての仮説モデルを生成する。

第2段階の量的研究においては、文献レビュー及び第1段階の結果を基に調査票を作成し、量的調査を行う。量的調査により、第1段階の質的研究で生成した仮説モデルの要因間の関連性を検討し、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにする。

第3節 用語の定義

1 児童養護施設

児童福祉法第41条において、「児童養護施設は、保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」とされている。

児童養護施設運営指針（厚生労働省）においては、児童養護施設における養護について、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。」ことが示されている。この他にも施設の役割として、地域住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めることが示されている。

現在、被虐待経験のある子どもや愛着障害を起している子どもの養育のためには、家庭的な環境の中で、個別的な関係を重視したきめ細やかな養育を行うことが重要視されており、施設の小規模化が推進されている。児童養護施設では6人を1単位として考え、家庭的な養育環境の整備が進んでいる。

児童養護施設では、保育士や児童指導員、心理療法担当職員、看護師、家庭支援専門相談員や個別対応職員等のさまざまな専門職が配属されており、連携して子どもの養育が行われている。入所の対象となる子どもは、18歳未満の子どもであるが、児童福祉法第31条に基づき、入所している子どもについては、満20歳に達するまでの間は、引き続き措置を継続することができる。高校卒業後に大学等への進学や就職をした場合であっ

でも生活が不安定で継続的な養育が必要な場合には、引き続き児童養護施設での養育が可能となっている。

2 児童福祉施設

児童福祉施設とは、児童福祉法に基づき運営される施設の総称である。児童福祉施設の種別は、社会福祉法に定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業の2つに分類される。

第一種社会福祉事業は、利用者の保護の必要が高い事業で、国や地方公共団体、社会福祉法人が運営する施設となっている。主に入所型の施設がこれに該当し、児童福祉施設の場合は、施設に入所する際は行政による措置が行われるものがほとんどである。児童養護施設は、児童福祉施設として位置づけられている。この他に、乳児院、母子生活支援施設等が該当する。

第二種社会福祉事業は、公的規制の低い事業のため、届け出をすることにより、どの主体でも事業経営が可能な施設とされている。主に通所型の施設や在宅サービスが該当する。児童福祉施設では、保育所や児童館、児童発達支援センターがこれに該当する。

本論では、児童福祉施設は、入所型の児童福祉施設を指すものとする。

3 社会的養護

社会的養護とは、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、国や地方公共団体が公的責任において社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいう。保護者とともに暮らすことができない子どもに対する養育には、里親やファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）が行う「家庭養護」と児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設等が行う「施設養護」の2種類がある。子どもの養護は、里親家庭や小集団編成のような家庭的環境のもとで提供するよう、2010年に国連子どもの権利委員会から勧告を受けたこともあり、「施設養護」においても家庭的な養育環境で子どもの養育をすることを目指している。

4 親子関係再構築

「社会的養護施設における親子関係再構築支援事例集」（厚生労働省）において、親子関係再構築は、「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義されている。子どもと保護者がともに暮らすことができない場合であっても、子どもの生い

立ちの整理をしたり、一定の距離を保ちながら保護者と交流を続けたりすることで、お互いを受け入れあう関係を目指すことが目標として掲げられている。

児童福祉施設に入所する子どもたちの多くは、被虐待経験がある。そのため、身近な大人である保護者と関係性を築くことができていない場合や歪んだ関係性が生じている場合も少なくない。このような場合、子どもは安心感や信頼感を持つことができず、自分を否定的に捉えている場合もあり、これらが心身の発達に影響を及ぼすことがある。児童福祉施設でさまざまな支援を受けながら、子どもは基本的信頼感や自尊感情を回復することとなる。

保護者は、不適切な子どもの養育を改めたり、保護者自身が抱える課題を解決したりする必要があり、そのうえで、子どもとの歪んだ関係性を修復していく。子どもと保護者が肯定的な関係性を築くことで、子どもの後の成長につなげることができ、さらには、家族とともに生活することを検討することが可能となる。

本論では、親子関係再構築とは、「子どもと保護者が適切な関係を築くこと」を意味して用いることとする。

一方で、類似する言葉として、家族再統合という言葉が用いられることがある。家族再統合は、複数の意味を持って用いられている。多くの場合、「子どもの家庭復帰」または「良好な親子関係の構築」のどちらかを示す言葉として用いられる。「子どもの家庭復帰」を意味して使用される場合は、児童虐待等の理由により家庭から子どもを分離した場合等に、親子関係の調整を行ったうえで、再び子どもが家庭に戻り、保護者や家族とともに生活することを示す。一方で、「良好な親子関係の構築」を指す場合は、子どもの分離後に、親子で交流する機会を通して、適切な関係を回復し、維持するという意味で用いられる。この場合は、子どもが再び家庭に戻ったり、保護者や家族とともに生活したりすることは含まれていない。

5 ファミリーソーシャルワーク

『エンサイクロペディア社会福祉学』（2007）によると、ファミリーソーシャルワークとは、「家族を対象にした援助方法の総称」と定義され、さまざまな問題のある「多問題家族」が主たる対象となる。家族あるいは家族の一員を対象としてソーシャルワークが展開されることの特徴がある。対象は必ずしも児童福祉領域に限られてはいないが、児童虐待の背景には、家族の構成員それぞれに何らかの問題があるため、児童福祉分野に特化されて用いられることが多い。

こども家庭庁は、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」において、家庭支援専門相談員をファミリーソーシャルワーカーと位置づけているが、本論では児童養護施設に配置されている家庭支援専門相談員の専門性等を論じるため、ファミリーソーシャルワークあるいはファミリーソーシャルワーカーと用語を用いる場合は、家庭支援専門相談員を含めた総称として「家族を対象とした援助方法」の意味で用いる。

6 ソーシャルワークの展開

ソーシャルワークの展開は、クライアントの問題解決やウェルビーイングの向上のための一連のプロセスのことを示している。一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編（2021）によると、そのプロセスは一般的には、「インテーク」「アセスメント」「プランニング」「支援の実施」「モニタリング」「支援の評価」及び「支援の終結」と示されている。

「インテーク」とは、支援者が支援対象者と出会い、支援対象者が抱える問題の状況を明確化し、支援者が役割を説明し、支援対象者の問題を言語化し、共有することを示す。

「アセスメント」とは、支援対象となる人や地域の状況について把握し、理解することである。必要な情報を集め、その情報を整理・分析していくことを示す。

「プランニング」とは、「アセスメント」で得た情報に基づき、支援対象となる人や地域のウェルビーイングの向上を目指して、具体的にどのような取り組みをするかを定めることである。目標を設定し、目標を達成するために必要なことを決め、計画を作成することを示す。

「支援の実施」とは、「プランニング」でまとめられた計画を適切に実施することである。作成した計画の目標を達成することを目的とし、支援対象となる人や地域に直接的な支援を実施することを示す。

「モニタリング」とは、計画の進捗状況や支援対象者のニーズへの対応状況、目標の達成状況等、支援開始後の計画を継続的に確認し、評価することである。「支援の評価」とは、支援の終盤において、一連のソーシャルワークの実施が適切に行われたか、支援対象者に望ましい変化が起こったかを評価することである。

「支援の終結」とは、支援対象となる人や地域とともに、取り組みの成果をふり返り、支援関係を解消する過程のことである。当初の支援対象となる人や地域の問題が解決されたことを確認し、新たな問題が生じた場合は、他機関につないでいくことも含まれる。

文献

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編 (2021) 『最新社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座 1 2 ソーシャルワークの理論と方法[共通科目]』 中央法規.

厚生労働省 (2011) 『社会的養護の課題と将来像』.

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/59337c69/20230401_policies_shakaiteki-yougo_32.pdf
(2024.10.14)

厚生労働省子ども家庭局 (2019) 『里親養育における親子関係調整及び家族再統合支援のあり方に関する調査報告書』.

<https://www.mhlw.go.jp/content/000629052.pdf> (2024.10.14)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 (2005) 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」.

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235ef4d7-3bfe-4a5c-9449-b302c425f988/12fa0d7f/20230814_policies_shakaiteki-yougo_tuuchi_57.pdf (2024.10.14)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 (2013) 『社会的養護関係施設における親子関係再構築事例集』.

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf (2024.10.14)

みずほ情報総研株式会社 (2017) 「親子関係再構築支援ガイドライン」.

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174958.pdf> (2024.10.14)

仲村優一他 (2007) 『エンサイクロペディア社会福祉学』 中央法規.

第3章 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説生成（第1段階：質的研究）

本章では、児童養護施設において家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因及びその要因間の関連性について検討し、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性についての仮説を生成することを目的とした。

第1節 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説生成の方法

研究デザインは、横断的研究による質的研究とした。研究対象者は、A 県の児童養護施設に調査協力を依頼し、承諾の得られた 5 箇所の児童養護施設に勤務する家庭支援専門相談員 5 名とした。調査対象者は、多様な回答が得られるよう、先行研究で指摘されていた、児童養護施設の勤務経験やキャリアによる実践を考慮し、児童養護施設及び家庭支援専門相談員としての勤務年数や取得する資格が異なる者とした。表 3-1 に調査対象者の基本属性を示した。

表 3-1 調査対象者の基本属性

対象者	児童養護施設の勤務年数	家庭支援専門相談員としての勤務年数	所有する資格
A	約 30 年	8 年	保育士
B	約 30 年	4 年	児童指導員、社会福祉士
C	約 40 年	5 年	保育士
D	約 30 年	12 年	児童指導員
E	約 20 年	5 年	保育士

調査方法は、インタビューガイドによる半構造化面接を実施した。調査対象者に許可を得たうえで、調査内容を IC レコーダーに録音した。調査期間は、2023 年 3 月から 4 月に実施した。分析方法は、調査対象者の回答の意味内容に着目してデータの切片化を行い、記録単位とした。記録単位について、意味のあるまとまりごとに簡潔な文章でまとめたうえでコード化した。意味の類似したコードを集めてサブカテゴリーを作成し、共通部分を見出して抽象度を上げ、カテゴリーを作成した。カテゴリーの作成に際しては、くり返し検討することで信頼性の確保に努めた。また、ソーシャルワークの専門家から助言を受けた。

家庭支援専門相談員の子どもの家庭復帰に向けた支援について、表 3-2 に示したインタビューガイドに基づき聞き取り調査を実施した。

表 3-2 インタビューガイド

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 どのような考えをもとに家庭復帰支援を行っていますか。2 家庭復帰に向けての家族支援計画を考える際にどのようなことを重要視して作成していますか。3 子どもやその保護者、家族との関係形成において重要視して取り組んでいることは何ですか。4 子どもの意見表明を支援する際に重要視して取り組んでいることは何ですか。5 家庭復帰に向けた親子関係づくりにおいて重要視して取り組んでいることは何ですか。6 家庭復帰支援を行う中で、どのようなことを保護者に期待しますか。7 家庭復帰に向けて、子どもの生活環境を整えるうえで重要視して取り組んでいることは何ですか。8 家庭復帰を見極める際に重要視していることは何ですか。9 家庭復帰後に子どもが地域での生活を継続するために重要視して取り組んでいることは何ですか。10 家庭復帰支援をどの家庭に対しても積極的にすすめたいと思いますか。 |
|--|

倫理的配慮として、研究にあたっては、研究参加者及びその所属長に対して、インフォームドコンセント、個人情報の保護、研究の辞退、同意内容の撤回の保証、研究成果の公表について明記した同意説明文により研究参加の依頼を行った。さらに調査にあたっても同様の内容の説明文書を用いて口頭で説明し、研究参加の同意書に署名を得た。また、本研究の実施にあたっては、山口県立大学生命倫理委員会（承認番号 2022-35）の承認を得た。

第 2 節 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説生成の結果

意味の類似したコードを集めてサブカテゴリーを生成した結果、22 のコードと 7 つのサブカテゴリーが生成された。生成されたサブカテゴリーの抽象度を上げ、2 つのカテゴリーを生成した。なお、カテゴリーは【 】、サブカテゴリーは〈 〉で記述する。

第 1 項 サブカテゴリーの生成

1 専門職としての意識

〈専門職としての意識〉に関するコード及びローデータの一部を表 3-4 に示した。すべての対象者が、子どもが家庭復帰の意向を持っている場合は、家庭復帰を実現できるよう支援を行いたいと考えていた。具体的に、家庭は「子どもの居るべき場所」子どもが家族と「一緒に生活するべき」との回答があり、子どもが家庭で生活することについて重要視していた。

さらに、対象者の中には、「子どもの意向を尊重すること」、「子どもの心の傷を癒すこと」、「子どもを中心に考えること」、「子どもの生活を保障すること」との回答があった。これら

は、子どもの権利条約の第9条の保護者と引き離されない権利を持つこと、第12条の意見を表明する権利を持つこと、第39条の被害にあった子どもの回復、第3条の子どもの最善の利益、及び第27条の生活水準の確保に準拠した認識と捉えることが可能である。

これらは、子どもの権利条約の基本的な考え方とされている4つの原則の子どもの最善の利益や子どもの生きる権利、育つ権利、子どもの意見の尊重に通底する内容であり、家庭支援専門相談員は、子どもの権利を意識して子どもの家庭復帰について検討していると考えられる。そこでこれらを、①「子どもの権利保障の意識」とコード化した。

一方、対象者の中には、子どもが家庭復帰した後に、再び家庭内で問題が生じることも考えられることから家庭復帰を検討する場合は慎重になるとの回答もあった。さらに、子どもに家庭復帰の意向があれば、家庭復帰を実現できるよう取り組みたいとの回答もあれば、家庭復帰を検討するよりも施設での生活を良くしていく方が現実的であるとの回答もあった。子どもの家庭復帰については、積極的に検討したいという考えと、慎重に検討したいという考えがあった。このことから、②「家庭復帰に対する考え方」とコード化した。

①「子どもの権利保障の意識」と②「家庭復帰に対する考え方」は、家庭支援専門相談員が専門職として、子どもや保護者とかかわっていくうえで基本となる考え方である。また、ソーシャルワークの価値であり、これらは常に意識してソーシャルワークを展開する必要があるため、〈専門職としての意識〉としてサブカテゴリー化した。ローデータの一部とコードを表3-4に示した。

表3-4 〈専門職としての意識〉に関するコード及びローデータの一部

コード	ローデータの一部
①子どもの権利保障	<p>引き取りの方が子どもにとっていいなら、それがいいって思うけど、なかなかない。</p> <p>子どもの意向があれば動きますよね。施設が反対しても、児相が反対しても、子どもの意向がそこにあるなら。生活様式って、世代によって変わるし、家庭の正しいあり方って、変わると言うんですよ。その時々の様式にあったジャッジメントは必要かもしれないけど、家に帰ってみたいと思う気持ちをくみ取るのが第一。</p> <p>ボタンのかけ違いで虐待が起きてるような場合は、積極的にすすめますね。もともと一緒に生活すべきだと思っているので。ただし、子どもにトラウマが出てる場合は、傷が癒えてるかどうかわからないと動けないところはありますね。やっぱりそこは、子ども中心に思っています。</p> <p>準備ができれば帰ったら良いと思います。親も子も。子どもの居るべき場所に、準備さえ整ったら。子どもより親の準備ができないですかね。あと相性もあるし。親子とは言え相性はあると思います。どうしても帰れない人もいるから、帰れる子は帰れたらって。</p>

	<p>本来いるべき場所ではあるので、整ったら帰ればいいのかと思います。</p> <p>再入所もあり得るから、それは、ちょっと避けたい。親の意向通りにしていいかっていうと、そうじゃないこともある。帰ったけど、生活がままならないことだってあるから。慎重にもなるよね。</p>
②家庭復帰に対する考え方	<p>家に帰ってまたトラブルが起きそうとか、起こさない方法はもちろん考えるけど、そもそも起きそうだったら、わざわざ大変なところに帰らなくてもって思う気持ちもあるから、一緒に考えるし、他の機関とも相談しながら、すり合わせをしながらかな。</p> <p>帰れるケースが、多くあってもいいのかなと思います。けど、簡単にはいかないので、時間をかけて子どもと保護者の意向をきちんと確認しながらなので、親御さんが言ったから、じゃ一年で帰すという感覚はないですね。だからと言って、ずっと施設の中で育つのは時代とともにちょっと違うかなと思います。</p> <p>矛盾しますけど、中には親御さんの協力が得られない場合もあって。精神疾患とか持たれてる方に関しては、小学生とか幼い子に関しては、しっかり施設で生活を見てあげた方が良くないかなと思うケースもいっぱいあります。けど、家庭引き取りについては、すすめられるケースが多いのは、良いことなのかなとも思います。</p> <p>ケースバイケースではあるけど、家庭引き取りになんやろって思うケースばかり。実感として。だから、積極的にとは思ってないし、イメージもない。</p> <p>今の生活を良くしていく方が現実的。自分で生活ができるようになることとか、冷たいって思われるかもしれないけど、難しいだろうと思う。</p> <p>家庭復帰は、保護者と子ども意向があるかどうかです。特に子どもの意向がない限り、動かないです。交流はしても家庭復帰という心持ちで動いていくのは、子どもの意向があるかどうか。</p> <p>積極的にすすめたいかすすめたくないかと聞かれると、どちらでもない。子どもの意向による。でも、子どもがいくら帰りたいて言っても、保護者がダメって言ったら無理だから、保護者と両方ですね。でも、スタートは子どもです。特に高校に進学する時には。例えば、虐待の種類にもよるけど、環境さえ整っていれば、親御さんと過ごす最後のチャンスになると思うので、よっぽどでなければ帰ったらいいかなと。</p> <p>措置理由が養育者不在ってほぼほぼない。養育者がいるのにそのままにしている家庭が山ほどある。そんなのばかり。入所時点で、3年後には家庭復帰か里親委託か決めないといけないってすればよいと思う。今は入所の段階で里親か施設かっていうけど、施設が格段に多いと思う。安心安全を第一優先にした時に施設を選ぶ。その後がないから、そのまま。「お母さん、今はいいよ。いったん休憩しんさい。3年後には決めんといけんからね。」って伝えておけば、家庭復帰に取り組もうとする親がもっと増えると思う。</p>

2 家庭支援専門相談員の感情

保護者に対して主体性や自発性を持って子どもとかかわってもらいたいと感じており、具体的には「困ったなって思った時に、誰かに発信してもらいたい」、「こうしたいと思ってる気持ちを出せるようになったらいいな」と感じているとの回答があった。

また、家庭復帰に対して、「無理って思うケースばかり」との回答や家庭復帰について検

討する際に保護者の態度を見て、「安心というか、いいなって思います」という回答があった。家庭支援専門相談員は、子どもや保護者とかかわる中で、子どもや保護者から刺激を受けて、さまざまなことを感じたり、思ったりしていると考えられる。そこで、子どもや保護者とかかわる中で生じる、さまざまな感情や思いを、③「子どもや保護者に対する思い」とコード化した。

また、保護者の中には、「子どもと離れて生活していてもコントロールしようとする」者や、施設との「連絡を取ることを拒む保護者もある」との回答があった。このような場合には、保護者とかかわることが「難しい」、「やりづらい」と感じるとの回答もあった。保護者とかかわる場面で感じている大変さや負担感を、④「保護者対応の難しさ」とコード化した。

さらに、「子どもたちが生活の中でしていることは、そのまま家庭でも引き続きやってほしい」と思っているが、「実際それが難しい家庭も多かった」との回答があった。また、施設生活で習得した基本的な生活習慣や生活スキルが継続されていなくても、家庭において「子どもはそれなりの生活をしていた」ことから、求めすぎてはいけないのかもしれないと感じることがあったとの回答もあった。このように、家庭支援専門相談員の思い描く理想の親子関係や家庭生活はあるものの、時には理想と現実のギャップを感じながら支援をしていた。これらを、⑤「ジレンマ」とコード化した。

③「子どもや保護者に対する思い」、④「保護者対応の難しさ」及び⑤「ジレンマ」については、家庭支援専門相談員が子どもや保護者とかかわるうえで生じる感情と考えられることから、サブカテゴリーを、〈家庭支援専門相談員の感情〉とした。ローデータの一部とコードを表3-5に示した。

表3-5 〈家庭支援専門相談員の感情〉に関するコード及びローデータの一部

コード	ローデータの一部
③子どもや保護者に対する思い	<p>自分で困ったなって思った時に、誰かに発信してもらいたい。今までの養育、過去のことを振り返って、そのまま同じように子どもに関わるとか、抱え込むとか、悪く言えば虐待の再現はとにかくやめてって思う。「とにかく困ったら、連絡してください。ご自身がSOS出しやすいところでもいいから。」って、家族でも良いし、学校でもいいんだけど、とにかく言ってもらいたい。</p> <p>なかなかうまく関係が取れてるケースってない。できないから施設に来てるってのもあると思う。親子でうまくいかないから、通告されたとか。親も子も困ってると思う。</p> <p>子どもは、転々として来てて、色々なところで1から作ってきて頑張ってる。いつも優しくていい親なんて、いないですよ。その時はいい親かもしれないけど、帰ったらいつもって訳にはいかないじゃないですか。普段というか、普通というか、そういうのができるようになるといいなって思います。</p>

そもそも家庭引き取りになるって思えるケースが少ない。家庭引き取り、家族再統合って言うけれど、無理って思うケースばかり。違う形の支援を考える方が現実的だなんて思うことも多い。本当に家庭が子どもたちを支えられる、受け入れてくれて、家族でやっていけるってところまでは、準備というか、修正

というか、色々難しさを感じる。悲観的なことばかり言って申し訳ないけど。親御さんもよい親であろうとするのはダメだと思ってます。素の姿が見えるかどうか。子どもとケンカしましたとか、子どもがあれ買ってこれ買ってって言うから、困ったんですとか、ダメって言いましたとか、どう思いますか？とか怒りながらも話ができると、逆に安心というか、いいなって思います。子どもにも、モノを買ってもらうのは当たり前じゃないよって話をすることもできるし、親御さんの気持ちも伝えながら考えることもできますしね。

親御さんが「こうしたい」と思ってる気持ちを出せるようになったらいいなどは思ってます。で、「こうしたい思い」が分かったら、そうするためには、どうしたらいいか考えます。まあ、「ああしろ、こうしろ」って言っても「そっちがしろって言ったから」って話になりますよね。「プレゼントあげたい」って言われたら、「じゃあ持って来れる？」って話をするし、来れなければ、児相さんに取りに行ってもらうこともありますけどね。親御さんの思いが言えるようになったら、いいですね。そしたらやってみるって感じですかね。

交流する中で、いいところも悪いところも出せるようになってから帰ってほしいと、親にも子にもどちらにも思ってます。とかく、良いところの見せ合い。短期間の交流は、親が「欲しいものない？」って言って欲しいものを買ってくれたり、「行きたいとこ来ない？」って言って連れて行ったり。「お家で普通に過ごしてくださいね」って言うけど、短期間ならスペシャルなお出かけとか、外食っていうのになるので。

家庭復帰に限らず、入所した子の保護者とはいい関係でありたいと思う。

保護者は、親業をしなくても親権はある。親としていられる。親もだらける。だんだんと薄れていく。楽な方に流れますよね。

④保護者対応の難しさ

内心では、「それは要望として聞けません」と思いつつ、それでも言ってくるような人がある。子どもにとってこうして欲しいとかじゃなくて、保護者が、「私はこうしたいから。私の思うようにしなさい。」って、子どもと離れて生活していてもコントロールしようとする保護者もいる。

連絡を取ることを拒む保護者もいる。施設を介して子どもの気持ちを職員が伝えようしても、それすら拒む保護者もいる。伝える機会すら持てない場合もある。「仕事が忙しいから、いけない」とか、電話にも出ないとか、施設のやり方が悪いのもあると思うけど、難しい場合もある。こちらがやりづらいつ感じる親はいる。結構いる。何とかしないと、と思う。

親の支援をするところってどこなんですかね？親御さんは出来上がってるから、なかなか大変なこともありますよね。言いたいことが言えないこともあるし、どうしたらいいんですかね？親の支援をするところができるといいですよ。でも、その時には子どもの気持ちを考えてもらえるようなところじゃないと困る。親の支援をするけど、子どもの気持ちを含めて考えてもらわないって思いますね。なかなか難しいんですかね。

それができたら、はじめから入所はしてないんですよ。親の成長って、なかなか難しい。指導って誰がって思う。児童相談所でお願いしたいです。

都合に合わせても連絡が取れずに、話もできない場合もある。関係をつくるきっかけも作れない時もある。要望に応えられるところは応えながら対応していかないと難しい。それでも難しいケースはたくさんある。

⑤ジレンマ	<p>最初は、今、子どもたちが生活の中でしていることは、そのまま家庭でも引き続きやってほしいと思っていたけど、実際それが難しい家庭も多かったので、ご飯を食べることとか、本当に最低限のところをやってもらうことを期待します。最初の頃は、こちらの期待が高かったなって思ってます。何ケースかやってみて、引き取り後に聞き取りをすると、子どもはそれなりの生活をしていたので、あまり期待を大きくしたらいいのかなと気づかされました。この生活そのままってというのは、壁が高かったです。してほしいですけどね。</p> <p>求めてできる人もおるかもしれんけど、家庭で親子うまくいってるケースの方が少ない。ひとり親家庭も多いし、その保護者自身が、病んでいたら、自分で対応できんよね、なかなか。無理よね。</p>
-------	--

3 児童相談所との関係性

児童相談所の職員に対して、「子どもの気持ちを聴いてもらえると良い」、「子どもにも保護者にも話を聴いてほしい」という回答があった。子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う過程において、親子交流の開始前後に子どもに対する説明を行ったり、子どもの気持ちを聴いたり、してもらいたいとの回答があった。児童相談所や児童相談所の職員によって、「丁寧さが違う」ことや児童相談所の職員からの聞き取りは「絶対になくってはならないわけではないけれども、あった方が良い」、「丁寧にみてほしい」との回答もあった。これらのような児童相談所や児童相談所の職員に対する意見や要望を、⑥「児童相談所に対する期待」とコード化した。

また、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う際には、「施設だけでなく、児童相談所も一緒に」、「児童相談所とうちの担当職員と私が一緒に」、「児童相談所でも確認してもらいます」との回答があった。家庭支援専門相談員と児童相談所の職員が子どもの家庭復帰という同じ目標に向けて、子どもや保護者に対して両者が別々に支援を行う場面もあるが、ともに支援を行い、子どもの家庭復帰に向けた取り組みを進めていくことを重要視していたと考えられる。このことから、⑦「児童相談所との連帯感」とコード化した。

⑥「児童相談所に対する期待感」と⑦「児童相談所との連帯感」は、家庭支援専門相談員が児童相談所や児童相談所の職員とのつながりや結びつきについて示していることから、これらを、〈児童相談所との関係性〉とサブカテゴリー化した。ローデータの一部とコードを表3-6に示した。

表 3-6 〈児童相談所との関係性〉に関するコード及びローデータの一部

コード	ローデータの一部
⑥ 児童相談所に対する期待	<p>措置権者の児童相談所なり、児童福祉司さんが丁寧に見てほしいなって。本当に大丈夫ってところを汲んでほしいなって思う。割と子どもは「帰りたい」というので、帰っちゃうんですけどね。うちは早いなと思って、そういう発信はするんですけどね。</p> <p>こまめに児童相談所が、こういう交流しますよと言いに来て、交流の後どうだったかと、間を開けずに来て聞いてもらえると良いと思ってます。施設職員以外にも子どもの気持ちを聞いてもらえると良いと思っています。絶対になくてはならないわけではないけれども、あった方が良くないかと思ってます。実際に、そういう対応をしてくれる児童相談所というか福祉司がいる。丁寧さが違うなと思ってしまう。</p> <p>微妙なお家ほど、子どもにも保護者にも話を聞いてほしいと思います。例えば虐待があった家庭の交流の時には、是非前後の子どもの様子を見ながら、対応をお願いできたらと思います。児童相談所は、異動も多くて担当職員よく変わるため、子どもの入所から親子交流、家庭引き取りまで継続して関わることができないので、担当している時の様子は見てほしいと思います。なかなか難しいとは思いますが。子どもは児童相談所が会いに来ると、「何しに来たん」とか「面倒くさい」とか言うけれど、自分を個別に尋ねてくれることが嬉しいと思う。「困ったこととかないから来んでいい」と言う子もいますけど、それも含めて、子どもの意思表示なので聞いてもらえると、何かある時にわざわざ来てねって言わなくても、来た時に、「そういえばね」と話ができれば良いかな。施設の職員には言いにくいことがあるかもしれないので。</p> <p>児童相談所にも担当児童福祉司にもよるけど、意外と所の方針が違うわけではないと思うけど、丁寧さの違いは感じる。ある児相は、交流を始める前に「交流をすることになったよ」とって、子どもに伝えに来られ、その後の様子もきちんと聞きに来られて、「この間、会った時どうだった?」とか丁寧にされる福祉司もいます。傾向的にここの児相はその都度来るなって思います。福祉司とか児童相談所で差があります。施設ではない立場で聞かれるので、施設で聞いた子どもからの話とかと、すり合わせて進めていく作業をしています。すると丁寧に進んでいきますよね。</p>
⑦ 児童相談所との連帯感	<p>わーってなられる保護者もいるけど、準備がもう少しいるようですっていうことをくり返し伝えます。児童相談所も同席してっていう形で話をします。施設だけでなく、児童相談所も一緒に。</p> <p>逆に保護者が不安になって、家庭引き取りがキャンセルになることもあります。精神的に色々あるような保護者は、親子の距離が近づけば近づくほど不安になる方もいる。そこはお互い様なので、子どもに伝える時は、やっぱり児童相談所とうちの担当職員と私が一緒に話をする形にしています。</p> <p>施設職員はみんな「大丈夫?無理じゃろ?」って言ってたけど、「1年で」って言われて、引き取られたケースもありました。担当ワーカーさんによる。児相が帰すって言ったら、反対しても全然ダメ。</p>

4 アセスメント・プランニング

すべての対象者は、家庭復帰について検討する場合、まずは子どもの意向確認を行って

た。子どもの年齢にもよるが、「小学校高学年くらいになると、本たちの意思を確認」するとの回答があり、意向を伝えられる子どもには、直接話を聴いていた。また、「今現在のそれぞれの気持ちを確認します」との回答があった。子どもだけでなく、保護者にも意向を確認するとしており、「気持ちが分かれば、その後のステップというか、進め方も変わってくる」との回答もあり、意向を確認したうえで、具体的な支援を検討していた。これらの行動を、⑧「意向確認」とコード化した。

「児童相談所のワーカーさんの情報」や「学校から定期的に情報をもろう」、通院歴のある子どもや保護者の場合は「病院にも願います」との回答があり、子どもや保護者に関する情報を得ていた。子どもの家庭復帰については、「入所前の状況等を配慮して考える」との回答もあり、子どもの家庭復帰に向けて、課題となることや取り組むべきことは何かを検討していたと考えられる。そこで、これらの行動を、⑨「情報収集」とコード化した。

「児童相談所の人に相談して、プログラムを立てて」との回答や、自立支援計画の中で「家族に関することは、こちらが作るようにしている」との回答があり、子どもの家庭復帰に向けた支援計画を作成していた。一方で、「計画は立てない」との回答もあった。また、支援計画の作成方法にも違いがあり、子どもの家庭復帰に関する内容のみで計画を立てる場合と、自立支援計画の中で家庭環境調整に関する項目に子どもの家庭復帰に関する内容を盛り込む場合があった。さらに、家庭支援専門相談員が自分で計画を作成する場合と、子どもを担当している施設職員が作成する場合があり、児童養護施設によって作成者にも違いがあった。子どもの家庭復帰に関する計画の作成に関する行動を、⑩「支援計画の作成」とコード化した。

子どもや保護者の意向や現状を捉えながら、課題を整理していく行動は、ソーシャルワークのアセスメントの局面、及び具体的な支援内容を検討し、計画を立てていく行動はプランニングの局面と考えられる。そこで、これらを〈アセスメント・プランニング〉としてサブカテゴリー化した。ローデータの一部とコードは表 3-7 に示した。

表 3-7 〈アセスメント・プランニング〉に関するコード及びローデータの一部

コード	ローデータの一部
⑧意向確認	小学生高学年くらいになると、本人たちの意思を確認してから考えます。意思がはっきり言えない年齢の子に関しては、こちらが入所前の状況などを配慮して考えます。 家庭引き取りの話が出た時は、子どもの意向をしっかりと確認します。もちろん児童相談所でも確認をしてもらいます。

	学校から定期的に情報をもろう。あと、病院に行ってる子や家族も多いから、病院にも願う。
⑨情報収集	親子分離されてゴールが復帰なら、今現在のそれぞれの気持ちを確認します。気持ちが分かれば、その後のステップというか、進め方も変わってくるから。日頃の連絡は私だけがするのではなくて、子どもの担当が対応する中で、そのやり取りの報告や児童相談所のワーカーさんの情報を聞きながら、こんな方なのかなって想像します。あとは、実際に話をしてみても保護者の反応を見て、こうなのかなっていうところから判断してますかね。
⑩支援計画の作成	児童相談所の人に相談して、プログラムを立てて、ある程度の流れを考えて、それに沿ってやっていきます。 家庭復帰に特化した計画は作ってない。個別の自立支援の中に、家庭環境調整に関するものがあるから、そこに家庭復帰が目標の家庭は、その中で計画を立てている。各担当が考えている。 子どもの計画は、たたき台を前年度の担当職員とリーダーが中心に作っています。年度が変わったら、新しい担当がその前年度の振り返りをもとに、改めて自分の考えも含めながら作っています。短期、中長期目標を立てて担当が作り、最終的には施設の全体会議で確認しています。年に2回評価もします。その中で家庭に関連することは、こちらが作るようにしています。長期的に先のことを見通して、それまでの流れ、関わりを考えながら作っています。 考えないです。一番最初にイメージは持つけど、計画は立てません。 措置については児相が決めるし、家庭復帰に向けたスケジュールとかは、児相と保護者が立てるもの。親は当初、イメージがないので提案はします。先の見通しを保護者に伝えることは児相と相談しながら。出した方が保護者さんは安心やけどって、提案します。

5 子どもや保護者への支援

子どもの家庭復帰に向けた支援を行う場合、子どもの意向を保護者や関係機関に伝える場面が生じるため、子どもの気持ちを自覚させたり、言語化したり、子どもが自分の意向や意見を周囲の大人に伝えて良いことを認識させるとの回答があった。また、子どもの中には、「自分の気持ちを伝えても意味がない」と思い、自分の気持ちをあえて言語化しない場合もあるとの回答があった。その場合は、子どもが自分の気持ちや意見を表現することで、周囲の大人が対応してくれることを経験させ、意見や感情を表出することに対して前向きに捉えられるよう、意図的に取り組むとの回答があった。また、子どもの意見の内容によっては、子どもが保護者に直接伝えるのではなく、代弁することもあり、「子どもに負担がかからないよう」、伝え方には注意を払うとの回答があった。これらの行動を、⑪「子どもの意見表明」とコード化した。

さらに、子どもの家庭復帰が決まり、子どもが家庭復帰するまでの間に、子どもが身につけられることを可能な範囲で取り組むとの回答があった。具体的には、子どもにお弁当や簡

単な食事づくりを練習させたり、洗濯や衣類の片づけを身につけられるように取り組んだりすること、時計を見ながら時間を意識して過ごすことがあった。子どもの年齢や家庭状況から、必要なことや子どもができるようになっておくと良いと思われることを考え、取り組んでいることが窺えた。これらのことから、⑫「子どもに習得させること」とコード化した。

保護者に対しては、対象者が保護者と関係を構築するためにコミュニケーションを取る際に注意、工夫していることが多くあった。具体的には、「電話や会って話すのが苦手」な保護者や「文字の方が気持ちを表現しやすい」と言われる保護者もいるため、家庭支援専門相談員がメールやLINEを用いて保護者とやり取りをすると回答があった。また、保護者の心情に寄り添ったり、思いをくみ取ったりしながら保護者とのかかわるとの回答があった。多くの保護者が子どもに対して愛情を持っているが、子どもの養育に悩んでいる場合もあるため、「辛かったよね」、「大変だったね」と共感的にかかわり、「お母さんが思ったことは正しいと思うよ。やってみて。ダメだったら一緒に考える。」と励ましていた。これらの行動を、⑬「保護者とのかかわり」とコード化した。

親子（子どもと保護者）に対して行っていることもあった。子どもと保護者に意向確認した際に、両者の意向が異なる場合も生じ得るため、その場合には、「折り合うというか、話をしながら考えていく」との回答があった。この他にも「親子で直接話ができるのが一番」との回答があり、お互いの思いや考えを伝え合えることを重要視していた。子どもと保護者が話をし、お互いの意向を理解できるよう、家庭支援専門相談員が仲介していた。これらの行動を、⑭「思いのすり合わせ」とコード化した。

子どもと保護者との関係構築について、子どもの施設入所後に一定の期間が経過し、子どもが施設生活に慣れた後に、子どもと保護者の面会交流を開始するとの回答があった。交流時に、子どもが保護者から褒めてもらい、認められる機会を意図的に設けているとの回答があった。この他に、「色々な仕掛けを作って、保護者と子どもが困る経験、場面を作る」との回答もあった。子どもと保護者が一緒に考え、解決していく経験をするには、子どもの家庭復帰後に家庭で何か問題が生じた際に役立つことができると考えていた。また、家庭支援専門相談員が保護者との関係構築のため、保護者から「要望を出されたら、早く返答する」、「可能な限り（保護者の）都合に合わせる」との回答があった。これらの行動を、⑮「関係づくり」とコード化した。

子どもの家庭復帰後の生活を想定し、「家庭引き取りまでの間に長期間の帰省を入れるようお願いする」場合や「帰ってからのこと、どうしようかって相談」するとの回答があった。

親子交流の外出の度に、保護者は外食したり、子どもの欲しがる物を買って与えたりすることもあるが、子どもの家庭復帰後の日常とは異なるため、実際の家庭生活と同様の時間を親子で過ごしてほしいと考えていた。また、具体的な出来事や場面を想定し、子どもや保護者と考えていた。これらの行動を、⑩「家庭生活をイメージする」とコード化した。

⑪「子どもの意見表明」と⑫「子どもに習得させること」は、子どもを対象とした支援に関する内容であり、⑬「保護者とのかかわり」は保護者を対象とした支援に関する内容である。また、⑭「思いのすり合わせ」、⑮「関係づくり」及び⑩「家庭生活をイメージする」は、主に親子を対象とした支援に関する内容である。

子どもの施設入所による親子分離を経験した親子は、多くの場合が両者の関係の修復や環境調整を行なう支援が求められる。そこで、子どもの家庭復帰に向けた支援を行う中で、子どもや保護者、親子に対する支援に関するコードを、〈子どもや保護者への支援〉とサブカテゴリー化した。ローデータの一部とコードは表 3-8 に示した。

表 3-8 〈子どもや保護者への支援〉に関するコード及びローデータの一部

コード	ローデータの一部
⑪子どもの意見表明	<p>子どもの意向は伝えないといけないと思うから、その方法は考える。</p> <p>親御さんに子どもの意向を伝える時には、児童相談所の職員から上手に伝えてもらいます。子どもが帰りたくないって言う場合は、親御さんには帰さないのではなくて、まだ準備が整わないので、交流しながら、もう少し時間をかけて目指していきたいと、施設と児童相談所が代弁する形でやったことがあります。子どもにあまり負担がかからないように、伝えるように、言ってもらったりします。</p> <p>新しいところで、大変なこともあると思うんですよ。だから、不安になるのは当然、自分の気持ちは言っていないよ、何でも言ってるって伝えながら、不安があれば、できるだけ解消するようにしてます。全部解消するのは難しいかもしれないけど、できるかぎりはしてますね。帰ってから色々あると思うからって伝えて、どんなことが不安かって聞き出すこともありますね。</p> <p>施設にいる子たちは、「どうせダメ」とか「言っても無駄」と思ってる子が多いから、自分の気持ちを伝えても意味ないがないと思って言わないこともあるんですよ。だからこそ施設にいる間に、誰かが何とかしてくれる体験をしてほしいと思っています。対応してもらって、結果的にうまくいかないこともあるかもしれないけど、それでも自分のために、誰かが何とかしようとしてくれたっていう経験は大事だし、必要だと思うんですよ。諦めて、何も言わない子にはさせたくないと思っています。</p> <p>子どもの話を保護者に伝える時には、嫌とか、マイナスな話は、子どもが言ったとかは言いません。一般論として離れて暮らすようになって、また一緒になって思う時には、誰しも不安になるよねと、伝えたり、それを理由に、あくまでも施設や児相が不安だからという理由でストップをかけたりすることもありますね。でも、関係は崩さないようにと思うので、時には児相に悪者になって</p>

もらうこともあります。「お母さん、児相さんがまだダメって言いよってよ。どうしようか。」みたいに、話をしながら、親御さんの気持ちを確認したり、一緒に考えたりもしますね。児相さんには悪いですけど。絶対に子どもに負担がかからないようにと思ってます。親御さんとの話がうまくいかないと、子どもに全部いってしまうので。子どもに負担にならないようにね。

虐待家庭の場合、いびつな親子関係ができていたりするから、子どもが親の言うことを聞かないといけない感じの時とかもありますよね。でも、中高生は、はっきり意見を言える子も多くなります。逆に小学生は、「うーん、どっちでもいい」みたいな言い方をして、「お母さんがいうなら、それでもいいよ」みたいな。自分の気持ちを言ったらいけないと思ってるんでしょうね。その時は、不安な気持ちを明確にして、自覚させます。子どもも不安はあるけど、そんな風に思うのはおかしいのではいかと思ったりするから。「○○ちゃん、こんな気持ちない？不安な気持ちもあって当然よ。」って伝えることもあります。

考える最初の段階で、気持ちは変わるって保護者にも子どもにも言います。気持ちが変わった時には、きちんと伝えますって。子どもの意向に変化があった時は、「気持ち変わったみたい。本人はこう言ってるけど、お母さんどうする？」って保護者に相談する。職員が勝手に考えても仕方ないと思ってます。

子どもには日頃から、「気持ちは変わってもいいよ。今はどうしたい？」って話を聞くから、変わったところまで感じます。気持ちが変わった場合は、「それは言わないと、分からんよね」って伝えます。そしたら子どもも納得するし、変なサポートはいらない。自分で話をする子もいるし、こう伝えてほしいっていう子もいる。そうすれば、それを伝えます。

⑫ 子どもに習得させること

今まで高校進学タイミングで家庭引き取りになったケースは、自分でお弁当を作る練習をさせてました。毎日では無いけど、予定を立てて、家に帰っても簡単なものが作れることを目標にしていました。保護者にあまり期待ができなかったので、簡単な食事を作れるようにすることは、やったこともあります。

洗濯とそれを片付けることはできるようにします。その子の特性に合ったやり方を意図的に習得させますね。生活力というか、生きて行くために必要なことは、できるだけ大きい子に関しては身に着けさせますね。

逆に小さい子は、生活習慣を崩さないような関わりわり方ぐらいいしかできてないかもしれないですね。時計を見て過ごすとか。親御さんが見れるようになってもらいたいです。

⑬ 保護者とのかわり

良いことばかり言うてはいけないけれど、子どもが頑張っていることを報告するようにしています。離れているので、親御さんに認めてもらえそうなことは、報告して、認めてもらう機会になればと思う。

情報は逐次まではいかないけど、定期的に報告してます。親が要望すれば頻度を増やすことも考える。

中には面会外出時に、できないことがあると、できるって言ったのにできなかったと親御さんが腹を立ててこともあります。特に虐待ケースの親御さんについては、子どもが頑張っていることばかり伝えると、鼻につくというか、逆効果になることもある。家にいる時にはできてなかったのに、なぜ施設でできるのかと。その辺りは、親御さんの特性や様子を見ながら伝えていて、頑張る子どもが認めてもらえるよう、心がけています。

最近、若いお母さんは、電話や会って話すのが苦手っていう人も多くて、文字のほうが気持ちを表現しやすいつて言われる方も結構います。その時は、LINEやメールがいいって言われるから、そうすることもあります。そうすれば、親御さんのタイミングで返事があるから、その方がスムーズな時もありますね。

他の職員も子どもの日頃の様子や色々な行事について連絡を取っているけれど、それとは別に、帰省や外出の調整の時には、あえて私から連絡を取っています。あとは、連絡が取づらい場合は、私が、公用携帯のショートメールを使って連絡することもあります。電話に出られない時とかもありますし、電話よりそっちの方が良いと言われる保護者も結構いるので、LINE とかショートメールを使ってメッセージでやり取りしてます。そうすると写真とか添付できるので、タイムリーで良いですね。

親は、直接会える人ばかりではないから、施設のたよりとか写真を送るようにしている。

虐待とか、精神的に不安定とか、いろんな親御さんがいらっしゃいますけど、話を聞いてみると、愛情がないわけではなくて、悩んでいる親御さんもいるし、どうしていいか、分らんかったっていう話をされる方ばかりなので、共通意識を持つようにして、「お母さん、辛かったよね。」と伝えるようにしてます。話をすると、色々わかるし、共通部分を見つけることができるから、「大変だったね。辛かったね。」と言いながら話をすると、すんなり聞き入れてくれることが多いとか。子どもも特性がある子がいるから、手がかかる場合もあったりするし、「お母さん、この子、こんなところない？家で大変だったじゃろ？」って話したりしますね。

子どもと保護者が会う前に、職員が保護者と会うようにしてます。その時は、オープンな姿勢を心がけています。保護者さんに、お互いにオープンな姿勢で行きましょうって伝えてます。それが結果的に、家庭復帰の話が出てきた時に、児相と保護者さんが交渉する時に介入する基礎になると思うんですよ。包み隠さず言わないと、できないよっていうスタンスを入所時から作っていく。

家庭訪問する家もあるけど、施設にいたことを知られたくない親御さんもいるから、堂々と訪問できないこともあって、その時には病院に通院する時に同行したり、電話したりしてますね。

親御さんにとって、子どもの存在が希薄にならないように、連絡をして、様子を伝えるようにします。連絡を取ったり、会ったりする中でタイミングを見計らうようにしてます。目安にしてるのは、親御さんから、子どもの話がでた時。今がタイミングとか、変化とか、そう感じる時があったりします。ちょっと感覚もありますけどね。ただ、言わない保護者もいるから、あえて聞かないと言わない場合もあります。その時は、私だけでなく、児相の福祉司さんにも入ってもらい、話をしてもらうこともあります。親御さんの子どもに対する気持ちが聞けた時に、反応を見ながら、様子や反応が変わったと思ったタイミングで話をし、今後について考えます。進められるかなって。

上から目線では言わない。こうあるべきとか、しなければならぬとかは、言わない。

保護者には、いつでも連絡してきていいよって伝えます。そうすると行ってく親御さんもいて、「こう思ってこうしたけど、どうかね？」って相談してくる人もいるから、「お母さんが思ったことは正しいと思うよ。やってみて、ダメだったら一緒に考えるけえ、やってみてん。」って言いながら、自信をつけてもらえるようにしてます。子育てって大変やし、不安があると、悩んだりできなかったりすることもあるから、まずは自信をつけてもらうとか、励ますとか。心強く思ってもらえたらいいなと思ってます。

家庭支援だけじゃないけど、保護者には子どものことで、何かあったら、相談させてくださいねって伝えてます。保護者は子どもを見てきた時間が長いから。施設だけで子どもの養育を完結させたらいいんと思ってます。

本当は、本人と一緒に保護者に確認するのが良いですね。それがベストです。親子で直接話ができるのが一番。そもそも保護者は、本人がいて話ができないと、家庭復帰なんてできないですよ。親子で色々と話ができるのが良いですよ。

⑭ 思いのすり合わせ

子どもは何も考えずに「帰りたい」って言い、保護者は「やめてほしい」ということもある。両者の意向が食い違っていれば、折り合うというか、話をしながら考えていく。その時に色々な人、関係機関に入ってもらおう。

親御さんと話をしたことは、子どもにも伝えていきます。年齢に応じてですけどね。大きい子は、親心がわかると、変わっていくこともある。変わらんこともあるけど。お互いの思いを代弁していく中で、もう一度、一緒に住んでみようかなと思うタイミングが出て来たらいいなと思ってます。

親子で過ごした時間が少ないと、家庭でのイメージが持てない場合もあるよね。気持ちが強くても生活ができるかどうかは考える必要がある。ずっと一緒に生活はできなくても、帰省はするのは良いよという場合もあるから、それぞれの話をしてお互いの理解を求める。時々帰ってきて、「おかえり。頑張ってる？」って話ができる関係を保つのが精一杯の家庭もあるから、児相や学校と相談しながらってこともある。どちらかが切り換ええないといけない場合もあるかなって。子どもは自立したい。とっとと離れて自立って思っても親が気持ちが離れてないって場合もあるし。

⑮ 関係づくり

入所後1か月は、生活施設生活に慣れるために、保護者の方との交流の場は設けないけど、2か月後からは、保護者と面会交流をする子が多いです。

まず入所した後、子どもがこちらの生活にも落ち着いて大方1か月ぐらいは大人同士の様子伺ってという形にさせていただいて、それを過ぎたら、まずは園内で面会、交流をするのに面会をしてもらって、まあ、大人の目がある所でっていう形で進めていってます。で、まあ面会で問題なさそうとかいうことで、次の外出とかまあ時間も少し延ばしたり、最初短い外出だったりっていうような形で延ばしばししながら、外泊の希望が出たら、家庭訪問させてもらってます。

うわべだけの関係。親は子どもに物を買って与える、子どもは家に帰ったら自由にさせてもらえる。だから親の言うことを聞いておこうと思う子どももいれば、物を買って与えていけば、子どもが喜ぶし、言うことを聞くからという家もある。親子関係を保つために、他の職員とも協力して、関係維持するために、色々頭を悩ましてる。施設から連絡しなければ、疎遠になる親もいるし。家庭や保護者の都合に合わせている。連絡時間やその方法も。施設に入ったから施設の方法に合わせてくださいとは言えないし、できるだけ合わせるようにするしかない。

すべてのケースについて私が親との関係を作るわけではなく、他の職員と関係を作ってもらっています。それぞれ連絡を取ったりして、まずは大人同士の関係を作ってます。すぐにはできないかもしれないけど、やり取りしながら作ってます。

大事にしてることは、色々な仕掛けを作って保護者や子どもが困る経験、場面を作ってます。困った時にはじめて家族で取り組めると思う。例えば、調理実習やってみる？とか。家庭でうまくいかなかったことがある場合、一緒に暮らすとなれば、何に困ってたのか、何がうまくいかなかったのかとか、帰りたい、帰らせたいという思いがあるのであれば、一緒に考えて一緒に解決するすべを自分たちで見つけないと、と思う。帰った時に、それまでとは違う問題にぶつかった時に、また同じことを繰り返すから。

あと、要望を出されたら、早く返答するっていうのもある。可能な限り都合に合わせるとか。勤務変更が可能なら、変更して休みを出勤して保護者に会うこともある。先に勤務が決まるので、仕方ないと思っています。

初めての面会の時には必ず同席して、面会後にはどうだったか聞き、保護者にも聞いてます。それぞれ別々に。

親子関係が良いケースを担当したことがほとんどない。関係は悪いケースばかり。一見良さそうそうだけど、親が落ち着いた関係を作れていない場合もある。

⑩ 家庭生活をイメージする

家庭引き取りまでに長期間の帰省を入れるようお願いしています。より日常的な生活をしてほしい。長くなると毎日外食してわけにもいかないし、毎日欲しいものを買う場にもならないので、お互いに。子どもも宿題の持って帰ってもらうし、見てもらうような場を作るし、長い帰省を必ず入れて素が出せるような関係になれたらと思っています。引き取りまでに保護者からも子どもからも困ったことが出てくるように。家庭に帰っても今まで別々に暮らしていたら、もめたり、目につくこともあると思うので。そういう話が言えるようになってほしい。私たちに言ってほしい。そのような話が出れば、施設の職員から、そんな時にはこういう風にしますとか、返事やアドバイスもできると思いますので。

家庭訪問するんですよ。児相さんは間取りとか確認されますけど、私はそういうの、どうでもよくて。その子がどんな環境で育って来たのかなって思いながら様子を見てます。住んでるところとか、周囲の様子とか、過ごしてきた環境とか。そうすることで親御さんとの共通の話題にもなるし。例えば、「家に帰るまでの道、夜になったら真っ暗で怖そうやねとか。」そしたら、「そうなんよ。」って親御さんも話に乗ってきて、帰ってからのこと、どうしようかって相談できたりします。子どもには、家に行って来たよって伝えたいわけで、気づいたことを伝えますね。言われないと気づかない子もいるし、子どもにも伝えたいわけで、こんな時はこうするみたいな話をします。

家のルールが曖昧なことが多いから、「施設はこうだね、家はどうかね？」って、本人と一緒に確認して、伝えていきますね。発達特性がある子が多いので。

6 施設内外の連携

すべての対象者が子どもの家庭復帰が決定した段階で、「必要に応じて支援センターの方につなげる」、「地域や学校の支援につなげていく」、「学校とか、病院とか、見守る人を増やす」等、地域の支援機関と子どもやその家族をつなぎ、必要な支援が届けられるように支援体制づくりに取り組むとの回答があった。子どもや家庭の見守りや支援体制づくりを、⑪「支援体制づくり」とコード化した。

「保護者の定期的なケア会議とかに参加」して、子どもの情報提供を行ったり、地域の支援機関に子どもや家庭の見守りを依頼する際には、「要対協のケース会議をします」、「支援会議もする」との回答があり、要保護児童対策地域協議会等を活用して、地域の関係者を集めた個別ケース会議を開催し、事前に情報共有や支援要請を行っていた。これらの行動を、⑫「情報共有」とコード化した。

この他に、子どもの家庭復帰後に困り事や問題が生じた時に備え、「困ったら、ここの〇〇さんに連絡する」と具体的な相談先を伝えるとの回答があった。また、子どもが家庭での生活を継続できるよう、「地域の関係者に伝えて対応してもらおう」、地域の支援者と子どもや保護者との「間を取り持つ」との回答があった。「地域に溶け込んでもらいたい」との回答もあり、子どもや保護者が地域で生活していけるようにと考えていた。このような行動を⑱「関係機関への橋渡し」とコード化した。

一方、児童養護施設内においても他の職員と役割分担しながら子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークに取り組んでいた。具体的には、保護者に対して「他の職員が言いにくいことは、あえて私からお話させてもらおう」という回答や「保護者さんがお子さんのことで困ったら家庭支援に、子どもが困ったことがあったら自立支援に相談してくださいって伝えてます」という回答があった。一般的に児童養護施設では、職員の勤務には交代勤務制がとられており、その時々で子どもや保護者とかわる職員が異なることが考えられる。施設の職員間で役割分担をしたり、情報共有をしたりしながら、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行っていることから、⑳「施設内連携」とコード化した。

このように子どもの家庭復帰に向けた支援を行ううえでは、施設外の関係機関と施設内のあらゆる場面において連携が行われていた。そこで関係機関や施設内の連携を、〈施設内外の連携〉とサブカテゴリー化した。ローデータの一部とコードは表3-9に示した。

表3-9 〈施設内外の連携〉に関するコード及びローデータの一部

コード	ローデータの一部
⑰支援体制づくり	<p>すべてのケースにはできないですけど、必要に応じて支援センターの方につなげて、で、支援センターの方がまあ実際に訪問する時もあるし、その地区の民生委員さんたちとの関係も出来てたりとかするので、その民生委員さんとかからの情報を聞いてもらったりとかしてっていうのはやっています。</p> <p>家庭に帰って、親に家庭の養育をある程度、任せられるところが少ないから、施設以外の別の支援、例えば地域や学校の支援につなげていくことをどのケースも考えている。</p> <p>親にも支援につなげようと思って、家庭の養育を支えることを提案する。ただし、親の助けるようなところにつなげようって思っても、必ずしもそうはできない。仕方ないけど、ケースというか家庭による。どうするかなって思う。</p> <p>家族や本人に病的なこととかあれば、自立支援や看護師と一緒に施設外の病院のワーカーや学校とか、そういう人たちと連携していくように思う。まずは情報共有よね。まあ必然的に連携が必要になるから、どこの施設でもやっていると、やらざるを得ないと思う。</p> <p>具体的に「病院の先生と相談してね」と伝える。家に帰ったら、家だけで見てくれるとか、ほぼないから。誰かに見てもらえる状況を作る。</p>

家に帰るのが本格的に決まって来たら、要対協を開催してもらって、地域の関係機関、学校や市の子ども支援課とか家庭課とか呼び方がありますが、家児相とかに出席してもらいます。児童相談所が中心に開催してもらい、場合によっては複数回してもらいます。家庭復帰の日が決まっていれば、学校との調整とかしやすいし、子どもの様子を伝える場になったりとか、後々連絡が取りやすいように顔合わせの場を作ります。例えば保護者に何か病気がある場合は、保護者の保健所の関係、病院とか具体的に関係機関に出席してもらいます。

学校とか、病院とか、見守る人を増やしますね。要対協のケース会議をしますが、家庭が孤立しないようにします。

保護者さんが、助けてって言える社会資源をたくさんつけて出すって感じですよ。児相さんが難色を示すような場合は特に。再統合を考える段階から、親族関係でご家族の助けになる方はいらっしゃるいませんか？って聞きます。

あまりないんですけどね。孤立家庭が多いから。だから施設に入所してるのもあるじゃないですか。中には、おじいちゃんとならおばあちゃんとならって言われる人がいるので、その関係をつくります。児相さんが難色を示される時には、夜、見に来てくれる人がおったら安心じゃんって言いながら、協力してもらったりします。公的機関以外で家族のサポートをしてくれる人を探すことを意識しています。そしたら、家庭復帰後もサポートしてもらえる可能性があるから。

⑱情報共有

施設も親の様子は把握しておく必要があると思う。施設から見える親の姿もあると思っている。それに、児相だけに頼ってはいけないとも思う。学校と連絡が取れて、関係が取れてる親なんて言うのは、子どもが施設に入ったら、ほぼないから。親の様子を把握できる場所は限られていると思うから。

例えば、学校。学校からも定期的に情報をもろう。あとは、病院に行ってる子や家族も多いから、病院にも対応をお願いする。病院の地域連携室とか、ケースワーカーに申し送りをする。家に帰る前には支援会議もするし、児相にも出してもらおう。

保護者に病気がある場合は、定期的なケア会議とかに参加させてもらうこともあるので、そこで情報提供することを常々やっている家庭もあります。

そういう内容を要対協で他に伝えたり、親御さんにも知っておいてもらった方がいいこともあるので、その時には伝えたりします。

⑲関係機関への橋渡し

親や家庭の状況によって、誰かにつないで、どのように引き継ぐか。家族に一番かかわるところに情報を伝えていく。今、こんな状況ですよって。伴走してほしいから。

要対協でつながっていれば、他から親御さんと連絡が取れないって話が入ってくることもありますし、その時は連絡して「市役所の〇〇さんのところに書類持っていくことになってるって聞いたけど、書類届いたのどこかに埋もれてない？」とか言いながら、話をして間を取り持つこともありますね。関係ができるまでは、ほんと橋渡しですね。まあ、ケースにもよりますけどね。

その地域で生活をしていくためには、こちらが深くかかわらない方がよい家庭とか親御さんもいるから、把握していることとかをかかわってくれてる保健師さんとか、地域の関係者に伝えて対応してもらいます。そこで関係ができれば、その後にもつながると思うし。橋渡しの役割の方がいいのかなって思ってます。地域に溶け込んでいてもらいたいというか、そんな感じですね。

極論は「困ったら、ここの〇〇さんに連絡する」とか、見える形で示すようにしている。担当が変わったりすることもあるし、ずっとというわけにはいかないから、理想はそうだけど、必ずしもそうはいかないよね。

②⑩施設内連携	他の職員が言いにくいことは、あえて私からお話させてもらうようにしていたり、逆に保護者が他の職員に言い辛いことは、私のに連絡をもらって他の職員に伝えたりしています。だから一番、家庭の人たちと関わる回数が多いと思います。他には関係機関と話す場には、他の職員と私と一緒にに行くようにしています。
	ケースによるけど、帰ったら、定期的に連絡を入れて、徐々にフェードアウトはしますけどね。保護者さんがお子さんのことで困ったら、家庭支援専門相談員に、子どもが困ったことがあったら自立支援に相談してくださいって伝えます。子どもが相談したことは、保護者にフィードバックしますって、退所の時に説明します。
	家庭復帰が決まったということは、親子関係は良好と判断されたわけだから、親子関係で困るというよりは、学校に関係することが多いんですよ。退所の時に、学校にこちらから、学校の様子を問い合わせてもよいですかって質問します。いいって言われれば、自立支援が学校に連絡します。

7 家庭復帰の評価・見極め

子どもの家庭復帰の適否について考える時には、「子どもの不安定さがないか」、「本人(子ども)の状態を見る」と子どもの様子を確認したり、「子どもが落ち着いて生活できる場所はどこか」を考えたりするとの回答があった。親子交流後に、子どもから話を聴いたり、子どもの行動や様子に変化や気になることはないか観察したりしながら、判断していた。これらの行動を、②①「子どもの様子」とコード化した。

この他に、保護者が家庭で子どもの養育ができるかどうか、経済状況を含めて、家庭で子どもを受け入れることが可能かを判断していた。具体的には、子どもが家庭で「生きていけるかどうか」を検討するため、「最低限の部分で、ごはんを食べて、洗濯をしてある着替えがあって、寝るところ」があるかどうかや「経済面を確認」するとの回答があった。また、保護者が「良い親であろうとするのはダメ」という回答もあり、保護者が子どもと取り繕うことなく向き合うことができるかどうかを考えていた。これらの行動を、②②「保護者の養育能力」とコード化した。

②①「子どもの様子」と②②「保護者の養育能力」の2つのコードは、子どもの家庭復帰の適否を検討するうえで、子どもと保護者それぞれに対する指標となっていると考えられる。そこでこれらを、〈家庭復帰の評価・見極め〉とサブカテゴリー化した。ローデータの一部とコードは、表 3-10 に示した。

表 3-10 〈家庭復帰の評価・見極め〉に関するコード及びローデータの一部

コード	ローデータの一部
②①子どもの様子	子どもが落ち着いて生活できる場所はどこか、親子関係であったり、本人の状

態を見る。

親子交流の前後は特に気を付けています。交流前は、いついつ外出があるよとか外泊があるよと伝えたら、渋る場合もあるので、子どもの気持ちを汲んで、お断りすることもあります。交流後はどうだったか話を聞きます。

子どもの不安定さがないかどうかを見ますかね。外泊後の様子って大切だと思っていて、不安定さが出てたら絶対ダメですね。子どもと話をしてみても、「楽しかった」とは言うけど、具体的なエピソードが出てこないとか、目が笑ってないとか。そういうのは目安にしますね。ずっと一緒に生活しているから、子どもの様子とか見ると、変だっている感覚はよく分かるんですよ。「外泊どうだった？」って聞いた時に「ふつう」って言うけど、表情が硬いとか、目が笑わないとか。おかしいなって感じますよね。

②保護者の養育能力

親御さんの生活状況。生きていけるかどうか。施設の生活そのままを継続することは難しいから、最低限の部分、ご飯食べて洗濯してある着替えがあって、寝るところもっていう、最低限。それに加えて何かこうプラスアルファでできることがあれば、みたいなイメージです。

経済状況を確認できない家庭は、児童相談所に、そういう確認ができないとお金に困ってないとか、大丈夫ですっていう口だけで帰せませんよって言ってもらってます。その辺の確認ができないと「すみません」ってきっぱり言ってもらってます。生活保護だから帰さない訳ではない。ある意味、生活保護の方が安心。確実にお金が入りますよね。生活保護ではない家庭に確定申告をしてほしいという話をしてもらってます。収入が分からないのは、ちょっと帰しにくいとはっきり伝えて、親戚から援助があるとか、そういう場合には一筆もらうなり、一緒に話の場に同席してもらいたいと伝えます。

まあ、家庭訪問したから、こりゃ帰せんなって家もありますけどね。その時は、このままじゃ無理やねって伝えます。伝えたくて、どうしようかって話をする事ができると、帰ってからも安心ですよ。帰せんって言ったら、怒る親御さんもいますけどね。

第2項 カテゴリーの生成

生成された7つのサブカテゴリーのうち、抽象度を上げて、共通部分を見出し、2つのカテゴリーを生成した。サブカテゴリーのうち、〈専門職としての意識〉、〈家庭支援専門相談員の感情〉、〈児童相談所との関係性〉の3つは、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う時の思考や感情であることから、「支援に対する認識」と考えられる。そこで、これら3つのサブカテゴリーを、【家庭支援専門相談員の認識】とカテゴリー化した。

また、〈アセスメント・プランニング〉、〈子どもや保護者への支援〉、〈施設内外の連携〉、〈家庭復帰の評価・見極め〉は、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けて、実際に行っている「支援行動」と考えられる。そこで、これら4つのサブカテゴリーを、「ソーシャルワークの支援行動」とカテゴリー化した。詳細は、表3-3に示した。

【カテゴリー】	〈サブカテゴリー〉	コード
家庭支援専門相談員の認識	専門職としての意識	①子どもの権利保障の意識
		②家庭復帰に対する考え方
	家庭支援専門相談員の感情	③子どもや保護者に対する思い
		④保護者対応の難しさ
		⑤ジレンマ
	児童相談所との関係性	⑥児童相談所に対する期待
		⑦児童相談所との連帯感
ソーシャルワークの支援行動	アセスメント・プランニング	⑧意向確認
		⑨情報収集
		⑩支援計画の作成
	子どもや保護者への支援	⑪子どもの意見表明
		⑫子どもに習得させること
		⑬保護者とのかかわり
		⑭思いのすり合わせ
		⑮関係づくり
		⑯家庭生活をイメージする
	施設内外の連携	⑰支援体制づくり
		⑱情報共有
		⑲関係者への橋渡し
		⑳施設内の連携
	家庭復帰の評価・見極め	㉑子どもの様子
		㉒保護者の養育能力

表 3-3 子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開時の支援に対する認識と支援行動の分類

第3節 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の仮説の検討

分析結果から、〈専門職としての意識〉〈家庭支援専門相談員の感情〉〈児童相談所との関係性〉〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉〈家庭復帰の評価・見極め〉の7つのサブカテゴリーが生成された。これらは、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえでの支援時の認識及び支援行動であると考えられる。家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえで、基本とする理論や考え方、家庭支援専門相談員の感情等があることが明らかとなった。

これらの家庭支援専門相談員の認識は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを

展開するうえで、各支援行動に影響を及ぼすことが考えられる。そこで、抽出された支援時の認識及び支援行動の要因間の関連性を検討し、図 3-1 のような仮説モデルを生成した。

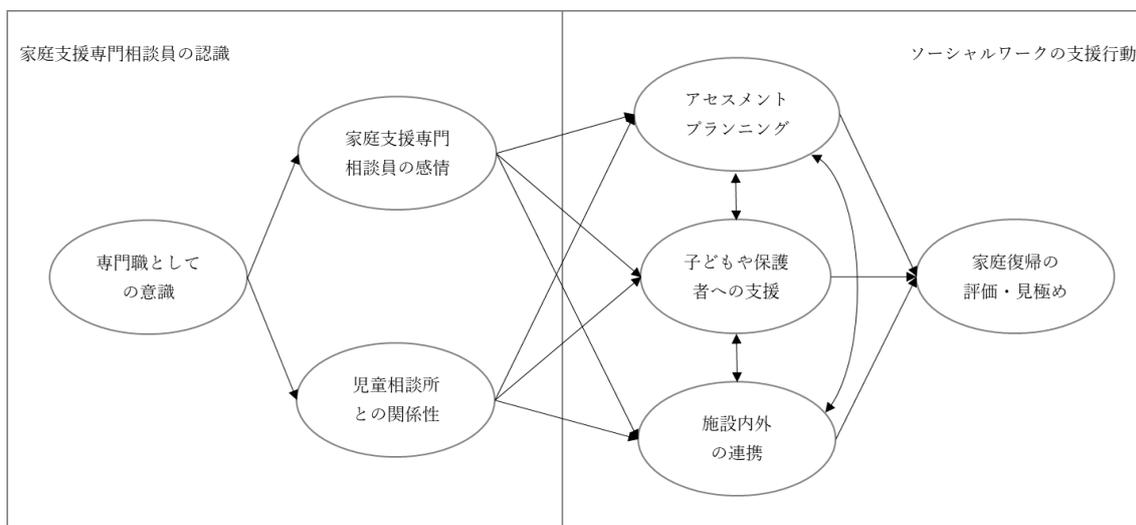


図 3-1 子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性仮説モデル

第 1 項 家庭支援専門相談員の認識

〈専門職としての意識〉であるコード①子どもの権利保障の意識及びコード②家庭復帰に対する考え方は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行ううえでのソーシャルワークの価値にあたることからソーシャルワーク展開上の支援行動の起点になると考えられる。

〈家庭支援専門相談員の感情〉は、家庭支援専門相談員のコード③子どもや保護者に対する思い、④保護者対応の難しさ及び⑤ジレンマのさまざまな感情を示している。南 (2015) は、ソーシャルワーカーやケアワーカー等の対人援助職を、感情労働と捉え、相手の感情に揺さぶられ、感情管理に苦慮することについて述べており、さまざまな感情が支援行動に影響を及ぼすと考えられる。支援時には、生じた感情をそのまま表出することなく、自分の感情をコントロールしながら支援行動を行っていると考えられる。これは、ソーシャルワークにおける対人援助の基本原則とされているバイステックの 7 原則にある「統制された情緒関与」に基づく支援行動と捉えられる。

バイステックの 7 原則とは、相談援助技術の基本的原則で、対人援助において、良好な関係を築くための行動規範とされており、「個別化」「意図的な感情表出」「統制された情緒関与」「受容」「非審判的態度」「クライアントの自己決定」「秘密保持」の 7 つの原則のことで

ある。そのうち「統制された情緒関与」とは、利用者の感情に対する援助者の感受性と、感情の意味することについての理解及び利用者の感情に対する意図的、適切な反応とされている（Biestek 1957）。

このことから、ソーシャルワークの価値である〈専門職としての意識〉は〈家庭支援専門相談員の感情〉を統制し、支援を行っていると考えられることから、〈専門職としての意識〉は〈家庭支援専門相談員の感情〉に影響を及ぼすと考えられる。

また、同様に〈専門職としての意識〉は〈児童相談所との関係性〉に影響を及ぼすと考えられる。〈児童相談所との関係性〉は、子どもの措置やその解除、すなわち子どもの家庭復帰について、最終的な決定を下す児童相談所との関係を示している。家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う際に、児童相談所や児童相談所の職員に対して、コード⑥児童相談所に対する期待及び⑦児童相談所との連帯感等、さまざまな思いを抱えており、自分の思いや考えを伝えながら子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行っていた。場合によっては、子どもの家庭復帰について、家庭支援専門相談員と児童相談所の職員との間で、意見が異なることも生じ得るが、子どもの権利保障を基本的な考えとして行動しており、〈児童相談所との関係性〉は、家庭支援専門相談員の〈専門職としての意識〉を持って、形成されると考えられる。

第2項 ソーシャルワークの支援行動

ソーシャルワークは、価値が知識や技術を支えることから、〈専門職としての意識〉が〈家庭支援専門相談員の感情〉や〈児童相談所との関係性〉に影響し、そのうえで具体的な支援行動につながっていると考えられる。

一般的なソーシャルワークの展開過程は、「インテーク」「アセスメント」「プランニング」「支援の実施」「モニタリング」「支援の評価」及び「支援の終結」として、その展開の局面が説明されている（一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2021）。相談を受け付ける「インテーク」から始まり、情報収集をしたうえで課題やニーズを明らかにしていく「アセスメント」を行う。次に、「プランニング」へと進み、アセスメントによって明らかになった課題の解決やニーズの実現に向けた目標設定及び支援計画の作成を行う。

さらに、支援計画に基づいた支援を行う「支援の実施」がある。そして、一定の支援を行ったうえで、状況把握のために「モニタリング」を行い、支援後の効果に対する評価や目標の達成状況を確認する「支援の評価」がある。支援効果があり、目標を達成することができ

れば、「支援の終結」に向かう。モニタリングを行った時に、支援効果が十分でない場合は、再度アセスメントを行い、支援計画を見直したうえで支援を行うこともある。必要に応じてアセスメントからモニタリングまでの過程をくり返ししながら、目標の達成を目指す。

子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークにおける〈アセスメント・プランニング〉は、コード⑧意向確認、⑨情報収集及び⑩支援計画の作成は、一般的なソーシャルワークの展開過程と同様に、情報収集や問題の分析を行い、支援計画を作成することを示している。また、〈子どもや保護者への支援〉のコード⑪子どもの意見表明、⑫子どもに習得されること、⑬保護者とのかかわり、⑭思いのすり合わせ、⑮関係づくり及び⑯家庭生活をイメージするは、子どもや保護者、親子を対象に、子どもの家庭復帰に向けて家庭支援専門相談員が意図的に行う個別の支援のことであり、一般的なソーシャルワークの展開過程における「支援の実施」に該当する。

さらに、〈施設内外の連携〉は、コード⑰支援体制づくり、⑱情報共有、⑲関係者への橋渡し及び⑳施設内の連携は、子どもの家庭復帰に向けて、関係機関や施設の他の職員と情報共有や役割を分担して、協働することである。各機関において実施する子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークについて、協議し、支援効果を検証することも含まれているため、一般的なソーシャルワークの展開過程においては、「支援の実施」及び「モニタリング」に該当する。

そして、〈家庭復帰の評価・見極め〉のコード㉑子どもの様子及び㉒保護者の養育能力は、子どもの家庭復帰の適否について、子どもや保護者の状態及び家庭環境等の評価を行うことであり、家庭復帰に関する支援行動と考えられる。一般的なソーシャルワークの展開過程における「支援の評価」に該当する。

このように〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉及び〈家庭復帰の評価・見極め〉の4つの支援行動は、一般的なソーシャルワークの展開過程の要素を含んでいることから、一般的なソーシャルワークの展開過程を援用して仮説モデルの生成を検討した。しかし、一般的なソーシャルワークの展開過程とは、異なる点がある。

子どもの施設入所の判断については、児童相談所が「インテーク」や「アセスメント」を行ったうえで決定する。さらに、子どもが施設に入所する時点で、児童相談所によって家庭復帰に関する目標が設定されている場合もある。一方、子どもが施設に入所する時点で家庭復帰に関する目標が設定されていない場合は、子どもや保護者から家庭復帰の意向が示さ

れた時や子どもの施設入所時の課題が解決した時等、子どもが一定期間施設で生活をしてから検討がなされることがある。そのため、児童養護施設において、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえで、子どもの施設入所時または、施設入所後のいずれかの時点で「アセスメント」から開始されていると考えられる。さらに、家庭支援専門相談員は〈アセスメント・プランニング〉を行った後に、〈子どもや保護者への支援〉や〈施設内外の連携〉を行うと考えられる。

しかし、これらの支援行動は、一般的なソーシャルワークの展開過程のように順を追って進むのではなく、同時または平行して実施されることがあると考えられるため、〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉及び〈施設内の連携〉の3つの要因が最終的な支援行動の〈家庭復帰の評価・見極め〉に直接影響することが考えられる。

また、支援の終結にも一般的なソーシャルワークの展開過程と異なる点があると考えられる。家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開における支援の終結は、子どもが家庭復帰し、家族と共に地域生活を継続することができる状態となった時である。しかし、子どもの家庭復帰については、措置を行う児童相談所が最終的な決定を下すため、家庭支援専門相談員は、その決定に基づいて支援を行うこととなる点に特徴がある。

家庭支援専門相談員の子どもの家庭復帰に関する意向は、必ずしも児童相談所の職員と一致するとは限らず、場合によっては家庭支援専門相談員の意向に反する決定がなされる可能性も考えられる。

以上のことから、【家庭支援専門相談員の認識】は、【ソーシャルワークの支援行動】に影響する要因であり、2つに区分することができる。

また、この仮説モデルは、社会心理学の態度理論に該当する。【家庭支援専門相談員の認識】と【ソーシャルワークの支援行動】は、それぞれ認知成分と行動成分に分けられ、認知成分には、感情成分が含まれる。〈専門職としての意識〉には、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行ううえで必要な知識が含まれており、認知成分に該当する。また、〈家庭支援専門相談員の感情〉及び〈児童相談所との関係性〉は、感情や感覚が要素となっており、感情成分に該当する。さらに、家庭支援専門相談員が行うソーシャルワークの支援行動を示す〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉及び〈家庭復帰の評価・見極め〉は、行動成分に該当する。

生成した仮説モデルの支援時の認識及び支援行動の7つ要因（以下、「7つの要因」）がそ

れぞれどのように影響し合っているのか、その関連性について実証していくことが必要である。

文献

相澤仁編 (2013) 『やさしくわかる社会的養護 3 子どもの発達・アセスメントと養育・支援プラン』明石書房.

相澤仁編 (2013) 『やさしくわかる社会的養護 5 家族支援と子育て支援 ファミリーソーシャルワークの方法と実践』明石書房.

明田芳久他 (2007) 『ベーシック現代社会心理学 7 社会心理学』有斐閣.

Bartlett, H. M. (1970) 「The Common Base of Social Work Practice」 National Association of Social Workers Inc. (=1978 小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房).

Biestek, F. P. (1957) 「The Casework Relationship」 (=1980 田代不二男・村越芳男『ケースワークの原則 よりよき援助を与えるために』誠信書房).

Biestek, F. P. (1957) 「The Casework Relationship」 (=1996 尾崎新他『ケースワークの原則[新訳版]—援助関係を形成する技法』誠信書房).

遠藤由美 (2011) 『社会心理学—社会で生きる人のいとなみを探る—』ミネルヴァ書房, 141-142.

藤井美和 (2018) 「社会福祉における価値」『人間福祉学研究』11(1), 43-55.

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編 (2021) 『最新社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座 1 2 ソーシャルワークの理論と方法[共通科目]』中央法規出版株式会社.

川合一心他 (2013) 『社会福祉学習双書 2013 第 9 巻射角福祉援助技術 I 相談援助の基盤と専門職／相談援助の理論と方法』社会福祉法人全国社会福祉協議会.

川合一心他 (2013) 『社会福祉学習双書 2013 第 10 巻射角福祉援助技術 II 相談援助の理論と方法／就労支援サービス』社会福祉法人全国社会福祉協議会.

厚生労働省子ども家庭局長通知 (2020) 「「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について」.

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/9ac668ca/20230401_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_71.pdf (2024.10.20)

南彩子 (2015) 「ソーシャルワークにおける共感疲労とレジリエンス」『天理大学社会福祉学研究室紀要』17, 15-23.

武田建・津田耕一 (2016) 『ソーシャルワークとは何か』誠信書房.

社会福祉士養成講座編集委員会編 (2015) 『新・社会福祉士養成講座 6 相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版株式会社.

第4章 家庭支援専門相談員が行うソーシャルワーク展開上の専門性の検討（第2段階：量的研究）

第3章では、児童養護施設の家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の7つの要因を明らかにし、さらに、それらの関連性を検討し、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性仮説モデルを生成した。

本章では、生成した仮説モデルを基に共分散構造分析を用いて検討し、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにすることを目的とした。

第1節 子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性の検討の方法

第1項 調査の方法

研究デザインは、横断的研究による量的調査とした。調査対象者は、全国の607箇所の児童養護施設に勤務する家庭支援専門相談員607名とした。調査方法は、2024年7月1日現在、各都道府県及び政令指定都市、全国児童養護施設協議会のホームページに記載されているリストより把握した全国のすべての児童養護施設607箇所の施設長宛てに、調査実施の依頼文書及び同意説明文書、調査票、返信用封筒を郵送した。各児童養護施設の回答者は1名とした。調査協力が得られた場合は、当該回答者が調査票に無記名で回答を記入し、返信用封筒にて研究責任者に郵送するよう依頼した。調査票の記入・返信をもって研究への参加を同意したものとみなした。

調査期間は、2024年7月から9月に実施し、回答数は207名であり、回答率は34.1%であった。うち、欠損値のない回答を有効回答とした。有効回答数は185名であり、有効回答率は30.4%であった。調査対象者は各施設1名に依頼したが、同一施設において2名から回答があった施設が3箇所あった。家庭支援専門相談員が複数配置されている施設において、それぞれ回答したと判断し、有効回答として採用した。

第2項 調査の内容

調査の内容は、基本属性及び第3章で抽出した家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の7つの要因である〈専門職としての意識〉〈家庭支

援専門相談員の感情〉〈児童相談所との関係性〉〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉及び〈家庭復帰の評価・見極め〉についてそれぞれ質問群を設定した。

1 基本属性

基本属性は、児童養護施設の勤務年数、家庭支援専門相談員の経験年数、年齢、取得資格、ファミリーソーシャルワークの学習機会の有無、スーパーバイズを受ける機会の有無、子どもの権利に関する説明機会の有無とした。

回答は、児童養護施設の勤務年数については、「5年未満」「5年以上10年未満」「10年以上15年未満」「15年以上20年未満」「20年以上25年未満」「25年以上30年未満」「30年以上35年未満」「35年以上40年未満」及び「40年以上」の9区分で求めた。

また、家庭支援専門相談員の経験年数については、「1年未満」「1年以上3年未満」「3年以上5年未満」「5年以上10年未満」「10年以上15年未満」及び「15年以上」の6区分で求めた。年齢については、「20歳代」「30歳代」「40歳代」「50歳代」及び「60歳以上」の5区分で求めた。

所有資格については複数回答とし、家庭支援専門相談員の資格要件に該当する資格及び児童養護施設に勤務するケアワーカーの資格要件に該当する資格等とし、「保育士」「児童指導員（任用資格）」「教員免許」「社会福祉士」「精神保健福祉士」「児童福祉司（任用資格）」「公認心理師」及び「臨床心理士」の8区分で求めた。

ファミリーソーシャルワークの学習機会の有無についても複数回答とし、「大学や専門学校に在学中に学んだ」「就職後、研修会等に参加して学んだ。または、現在、学んでいる。」「学んだことがない」及び「その他」の4区分で求めた。

スーパーバイズを受ける機会の有無については、「定期的に受けている」「不定期に受けている」「以前は定期的に受けていたが、現在は受けていない」「過去に不定期に受けていたが、現在は受けていない」及び「受けたことはない」の5区分で求めた。

子どもの権利に関する説明機会の有無については、「毎月定期的に説明している」「年に数回、定期的に説明している」「時期は定めていないが、不定期に説明している」及び「説明していない」の4区分で求めた。

2 ソーシャルワーク展開上の要因についての質問群

質的研究の結果、抽出された子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の7つ

の要因について、それぞれ質問項目を設定した。質問項目の設定には、質的研究の研究対象者の回答、第1章で述べた先行文献及び公的機関が発行する指針やマニュアル等を参考に以下の通り設定した。

1) 専門職としての意識

家庭支援専門相談員にとって、子どもの権利保障のためには、子どもの権利に関する理解が必要であることから、子どもの権利条約の基本原則である子どもの最善の利益や生きる権利、育つ権利、意見の尊重等に関する意識を問う質問項目を設定した。

また、質的研究において家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行ううえで、基本となる考え方があることが分かったことから、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行ううえで基本となる考え方を問う質問項目を設定した。子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークは一般的なソーシャルワークの展開過程を構成する要因が含まれており、一般的なソーシャルワークの展開過程に沿った支援やそれに類似する流れの支援が行われると考えられることから、質問項目の検討に際しては、ソーシャルワークの原理・原則等を援用した（川合他 2013）。

質問項目は20項目設定し、回答は「意識している」「まあまあ意識している」「どちらともいえない」「あまり意識していない」及び「意識していない」の5件法で求めた。分析時には、それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。

2) 家庭支援専門相談員の感情

質的研究の結果から、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う中で、子どもや保護者、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う他の支援者に対して、さまざまな感情や思いを抱いていることが示唆された。このことから、家庭支援専門相談員は、その感情を統制しながら支援を行っていることが推察された。質的研究における研究対象者からの回答を参考にし、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う中で、他者とのかかわりを通していただくと思われる感情を問う項目を設定した。

質問項目は20項目設定し、回答は「そう思う」「まあまあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」及び「そう思わない」の5件法で求めた。分析時には、それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。

3) 児童相談所との関係性

質的研究の結果から、家庭支援専門相談員が児童相談所や児童相談所の職員に対して、さまざまな思いを抱き、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行っていることが示唆された。また、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う際には、子どもの家庭復帰に向けて、それぞれが役割を担って支援を行っており、協働関係にある両者の関係性が支援に影響を及ぼすことが推察される。このことから、家庭支援専門相談員が児童相談所やその職員との関係性に着目し、家庭支援専門相談員が児童相談所の職員と協働する中で生じ得る、支援内容に関する質問項目を設定した。

質問項目は13項目設定し、回答は「そう思う」「まあまあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」及び「そう思わない」の5件法で求めた。それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。分析時には、それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。

4) アセスメント・プランニング

質的研究の結果から、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う際には、子どもや保護者に関する情報収集や問題分析、支援計画の作成等、ソーシャルワークにおけるアセスメントやプランニングを行っていることが示唆された。このことから、子どもの家庭復帰に向けた、アセスメントやプランニングを行う際に必要な内容について、第1章で文献レビューした先行研究及び支援事例集（厚生労働省 2013）を参照し、質問項目を設定した。

質問項目は27項目設定し、回答は「行っている」「まあまあ行っている」「どちらともいえない」「あまり行っていない」及び「行っていない」の5件法で求めた。分析時には、それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。

5) 子どもや保護者への支援

質的研究の結果から、家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行う際に、子どもと保護者を対象とした支援を行っていた。そこで、質的研究の研究対象者の回答や第1章で文献レビューした先行研究及び支援事例集（厚生労働省 2013）を参考にし、子ども、保護者、親子（子どもと保護者）のそれぞれに対する支援行動の質問項目を設定した。子どもへの支援では、子どもの意見表明や子どもが家庭復帰するまでに行う施設内での支援に関する内容とした。また、保護者への支援では、保護者との関係構築や子

どもの養育、家庭環境の調整に関する内容とした。さらに、親子（子どもと保護者）への支援では、親子関係再構築に関する内容を設定した。

質問項目は17項目設定し、回答は「行っている」「まあまあ行っている」「どちらともいえない」「あまり行っていない」及び「行っていない」の5件法で求めた。分析時には、それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。

6) 施設内外の連携

質的研究の結果から、家庭支援専門相談員は、関係機関や児童養護施設内の他の職員と連携して、情報共有や支援体制づくり、等の子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを行っていることが示唆された。そこで、質的研究の研究対象者の回答、第1章で文献レビューした先行研究及び支援事例集（厚生労働省 2013）を参考にし、関係機関及び児童養護施設内の他の職員との情報共有や支援体制づくりに関する質問項目を設定した。関係機関との連携は、主に子どもの家庭復帰後を想定し、子どもの地域生活を支えるための支援体制づくりとし、児童養護施設内における連携は、子どもが家庭復帰に至るまでの施設内で行われる支援から子どもが家庭復帰した後に支援を終結するまでの間に行われる支援に関する内容とした。

質問項目は20項目設定し、回答は「行っている」「まあまあ行っている」「どちらともいえない」「あまり行っていない」及び「行っていない」の5件法で求めた。分析時には、それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。

7) 家庭復帰の評価・見極め

厚生労働省が作成した「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の項目を用いた。このチェックリストは、児童相談所において子どもの家庭復帰が検討される時に最低限確認をするべき事項として示されている。子どもの家庭復帰における評価や見極めを行う際に、児童養護施設と児童相談所との間での齟齬について検討することが必要であるためチェックリストの項目を質問項目とした。

質問項目は23項目設定し、回答は「重要視している」「まあまあ重要視している」「どちらともいえない」「あまり重要視していない」及び「重要視していない」の5件法で求めた。分析時には、それぞれの回答に5点、4点、3点、2点及び1点を割り当てた。

倫理的配慮については、研究の参加は任意であり、回答は無記名とした。依頼文書に、研

究に参加しない場合も不利益は生じないことを記載した。調査票は、対象者が個別に研究者に直接郵送する方法で回収した。調査票への回答及び返送をもって、研究参加の同意を得たこととした。調査票には、回収用封筒、調査票に差出人の名前を記載する必要がないことを記載した。

調査票の情報については、回収と同時に ID 番号を設定し、回答内容は電子化を行い、暗証番号を設定し、セキュリティ対策を講じた。インフォームドコンセント、対象者に対する倫理的配慮と秘密保持について、山口県立大学生命倫理委員会の承認（承認番号 2024-09 及び 2024-15）を受け、調査を実施した。

第3項 分析方法

1 基本属性及び各質問群の単純集計

基本属性及び子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の7つの要因に関する質問項目ごとに、それぞれ単純集計を行った。

2 潜在変数を説明する観測変数検討のための探索的因子分析

基本属性以外の子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の7つの要因に関する質問群それぞれについて、それらの要因を説明する因子を抽出するために探索的因子分析（主因子法：promax 斜交回転）を行った。

分析にあたっては、因子負荷が0.4以下の質問項目を適宜削除し、すべての質問項目の因子負荷が0.4以上となるまで分析をくり返した。また、適切な因子数となるようスクリープロットを確認して決定した。さらに、各因子の項目数が2項目以下とならないようにし、最適解を求めた。また、各因子の質問項目の信頼係数（Cronbach' α ）を求め、内的整合性による信頼性を確認した。

3 仮説モデル検討のための共分散構造分析

第3章の質的研究で生成した仮説モデル（図3-1）の7つの要因を潜在変数とし、探索的因子分析によって得られた各因子を構成する質問項目の合計点を算出し、潜在変数を説明する観測変数とした。

さらに、基本属性と潜在変数との関連を明らかにするため、各基本属性（年齢、児童養護施設の勤務年数、家庭支援専門相談員の経験年数、取得資格：保育士、取得資格：児童指導

員、取得資格：社会福祉士、スーパーバイズを受ける機会、子どもの権利に関する説明)を独立した変数とした。

このうえで、潜在変数間の関係を分析する多重指標モデルによる共分散構造分析(最尤法)を行った。

多重指標モデルの作成にあたっては、基本属性による複数モデルの作成が必要かどうかを検討するために、基本属性とすべての質問群の各項目の関連性についてクロス集計のうえ χ^2 検定を行った。さらに、基本属性と各観測変数について、t検定及び分散分析を行った。

基本属性のうち、年齢を「20歳代と30歳代」、「40歳代」、「50歳代」の3群、児童養護施設の勤務年数を「15年未満」及び「15年以上」の2群、家庭支援専門相談員としての勤務年数を「5年未満」及び「5年以上」の2群に分けた。さらに、スーパーバイズを受ける機会については、「定期的に受けている」及び「不定期に受けている」を「スーパーバイズを受けている」群とし、それ以外の「以前は定期的に受けていたが、現在は受けていない」「過去に不定期に受けていたが、現在は受けていない」「受けたことはない」の3つの回答項目をまとめて「スーパーバイズを受けていない」群として2群に分けた。子どもの権利に関する説明機会については、「毎月定期的に説明している」及び「年に数回、定期的に説明している」を「定期的に説明している」群、「時期は決めていないが不定期に説明している」及び「説明していない」を「定期的に説明していない」群として2群に分けた。

さらに、所有資格については、所有者数の多かった「保育士」「児童指導員(任用資格)」「社会福祉士」を所有の有無により、2群に分けた。また、ファミリーソーシャルワークの学習機会の有無については、約9割が学習機会を得ていたため、除外した。

共分散構造分析には、IBM SPSS29及びAmos29を用いた。多重指標モデルの適合度指標には、GFI、AGFI、CFI及びRMSEAを用いた。

第2節 子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性の分析結果

第1項 対象者の基本属性

分析対象者の基本属性を表4-1に示した。年齢は、40歳代の者が71人(38.4%)と最も多かった。児童養護施設の職員としての勤務年数は、15年以上の者が99人(53.5%)で、家庭支援専門相談員としての勤務年数は、5年未満の者が107人(57.8%)と半数以上であった。所有資格は、保育士89人(48.1%)、児童指導員79人(42.7%)、社会福祉士64人(34.6%)であった。

ファミリーソーシャルワークに関する学習機会は、就職後の研修会や勉強会等で学んだ者が165人(89.2%)、学んだことがない者が11人(5.9%)おり、スーパーバイズを受ける機会は、68人(36.8%)が受けたことがないとした。子どもの権利に関する説明は、時期は定めていないが不定期に説明している者が98人(53.0%)と最も多かった。

表 4-1 調査対象者の属性 (n=185)

項目	度数(割合)
年齢	
20歳代	14(7.6)
30歳代	51(27.6)
40歳代	71(38.4)
50歳代	39(21.1)
60歳以上	10(5.4)
児童養護施設での勤務年数	
5年未満	11(5.9)
5年以上10年未満	34(18.4)
10年以上15年未満	41(22.2)
15年以上20年未満	29(15.7)
20年以上25年未満	39(21.1)
25年以上30年未満	10(5.4)
30年以上35年未満	10(5.4)
35年以上40年未満	8(4.3)
40年以上	3(1.6)
家庭支援専門相談員(FSW)としての勤務年数	
1年未満	30(16.2)
1年以上3年未満	44(23.8)
3年以上5年未満	33(17.8)
5年以上10年未満	49(26.5)
10年以上15年未満	17(9.2)
15年以上	12(6.5)
取得資格(複数回答)	
保育士	89(48.1)
児童指導員	79(42.7)
教員免許	26(14.1)
社会福祉士	64(34.6)
精神保健福祉士	9(4.9)
児童福祉司	12(6.5)
公認心理師	3(1.6)
臨床心理士	0(0.0)
社会福祉主事のみ	1(0.5)

ファミリーソーシャルワークの学習機会（複数回答）	
大学や専門学校の在学中	47(25.4)
就職後の研究会、勉強会	165(89.2)
学んだことがない	11(5.9)
その他	1(0.5)
スーパーバイズ（SV）を受ける機会	
定期的に受けている	23(12.4)
不定期に受けている	63(34.1)
以前は定期的に受けていたが、現在は受けていない	5(2.7)
過去に不定期に受けていたが、現在は受けていない	26(14.1)
受けたことはない	68(36.8)
子どもの権利に関する説明	
毎月定期的に説明している	8(4.3)
年に数回、定期的に説明している	73(39.5)
時期は定めてないが、不定期に説明している	98(53.0)
説明していない	6(3.2)

第2項 各質問群の単純集計の結果

各質問群の質問項目の単純集計を表4-2から表4-8に示した。

表4-2 「専門職としての意識」質問群の単純集計結果 (n=185)

質問項目	意識している	まあまあ意識している	どちらともいえない	あまり意識していない	意識していない
1 子どもの最善の利益を守ること	158(85.4)	27(14.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
2 子どもの意見を尊重すること	139(75.1)	46(24.9)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
3 子どもの成長や発達を保障すること	134(72.4)	46(24.9)	4(2.2)	0(0.0)	1(0.5)
4 子ども思いや考えを自由に表現できること	130(70.3)	49(26.5)	5(2.7)	0(0.0)	1(0.5)
5 子どもが差別を受けないこと	144(77.8)	35(18.9)	3(1.6)	2(1.1)	1(0.5)
6 子どもが興味関心を持ったことに取り組むことができること	87(47.0)	75(40.5)	21(11.4)	1(0.5)	1(0.5)
7 子どもが安心感や信頼感を持って暮らすこと	162(87.6)	22(11.9)	1(0.5)	0(0.0)	0(0.0)
8 子どもの成長にとって最も望ましい状態は、家族と一緒に暮らすこと	38(20.5)	37(20.0)	102(55.1)	5(2.7)	3(1.6)
9 生育歴等の把握を通して、子どもや保護者の理解に努めること	138(74.6)	43(23.2)	4(2.2)	0(0.0)	0(0.0)
10 子どもや保護者を批判的に捉えず、ありのままを受け入れること	100(54.1)	75(40.5)	10(5.4)	0(0.0)	0(0.0)
11 子どもや保護者を自分の価値観や道徳観で捉えないこと	104(56.2)	72(38.9)	8(4.3)	1(0.5)	0(0.0)
12 子どもや保護者に関わる際に、自分の感情をコントロールすること	124(67.0)	55(29.7)	2(1.1)	3(1.6)	1(0.5)
13 子どもや保護者が自ら物事を決められるよう、支援を行うこと	94(50.8)	75(40.5)	13(7.0)	1(0.5)	2(1.1)
14 子どもや保護者と信頼関係を構築すること	144(77.8)	37(20.0)	2(1.1)	2(1.1)	0(0.0)
15 子どもや保護者が持つ力を信じて支援を行うこと	74(40.0)	80(43.2)	28(15.1)	2(1.1)	1(0.5)
16 子どもや保護者に対して関係機関と協働意識を持って支援を行うこと	135(73.0)	43(23.2)	7(3.8)	0(0.0)	0(0.0)
17 子どもの施設入所時から家庭復帰の可能性について考えること	90(48.6)	68(36.8)	25(13.5)	1(0.5)	1(0.5)
18 子どもが望む場合は、保護者との交流や家庭復帰の調整を行うこと	124(67.0)	47(25.4)	14(7.6)	0(0.0)	0(0.0)
19 保護者が子どもに対して関心を持てるよう関わること	99(53.5)	73(39.5)	9(4.9)	3(1.6)	1(0.5)
20 保護者の養育機能を高められるよう、支援を行うこと	66(35.7)	73(39.5)	40(21.6)	5(2.7)	1(0.5)

表4-3 「家庭支援専門相談員の感情」質問群の単純集計結果 (n=185)

質問項目	そう思う	まあまあ そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
1 自信を持って家庭復帰支援を行うことができる	6(3.2)	68(36.8)	83(44.9)	19(10.3)	9(4.9)
2 自分の行う家庭復帰支援は、子どもや保護者の役に立っている	11(5.9)	81(43.8)	83(44.9)	6(3.2)	4(2.2)
3 子どもの養育について悩み、困っている保護者に対して、何とかしてあげたいと思う	96(51.9)	77(41.6)	10(5.4)	1(0.5)	1(0.5)
4 子どもや保護者を何とかしてあげられるのは、自分だけだと思う	1(0.5)	2(1.1)	23(12.4)	49(26.5)	110(59.5)
5 子どもや保護者が喜ぶ姿を見ると嬉しい	120(64.9)	51(27.6)	13(7.0)	1(0.5)	0(0.0)
6 家庭復帰できない子どもはかわいそうだと思う	7(3.8)	14(7.6)	83(44.9)	35(18.9)	46(24.9)
7 子どもに関心の薄い保護者に対して不満や怒りを感じる	9(4.9)	46(24.9)	72(38.9)	38(20.5)	20(10.8)
8 保護者の協力が得られないと落胆する	8(4.3)	52(28.1)	58(31.4)	47(25.4)	20(10.8)
9 保護者の指導を行う時は、負担感がある	25(13.5)	74(40.0)	48(25.9)	28(15.1)	10(5.4)
10 保護者と意見や考えが合わないと感じる	6(3.2)	38(20.5)	105(56.8)	33(17.8)	3(1.6)
11 保護者が何でも話せる態度を見せると安心する	45(24.3)	92(49.7)	37(20.0)	10(5.4)	1(0.5)
12 家庭復帰支援を行うことに対して、やりがいを感じる	52(28.1)	80(43.2)	47(25.4)	5(2.7)	1(0.5)
13 子どもや保護者と関わる時に適切な支援が行えているか悩む	69(37.2)	87(47.0)	22(11.6)	7(3.8)	0(0.0)
14 保護者や家庭の状況等を考えると不安が生じる	36(19.5)	79(42.7)	53(28.6)	15(8.1)	2(1.1)
15 関係機関に子どもや保護者と十分に関わってもらえないと不満を感じる	25(13.5)	81(43.8)	59(31.9)	19(10.3)	1(0.5)
16 関係機関が子どもや保護者に対して十分に支援してくれるのだろうか心配になる	15(8.1)	71(38.4)	65(35.1)	30(16.2)	4(2.2)
17 家庭復帰を検討する際に活用できる社会資源が少ないと不安を感じる	38(20.5)	90(48.6)	44(23.8)	12(6.5)	1(0.5)
18 関係機関から子どもや保護者に関する情報提供を受けると安心する	83(44.9)	87(47.0)	14(7.6)	0(0.0)	1(0.5)
19 家庭復帰後に子どもが元気に過ごしている姿を見聞きすると嬉しい	157(84.9)	27(14.6)	1(0.5)	0(0.0)	0(0.0)
20 家庭復帰後に子どもが施設に再入所することに対して、責任を感じる	42(22.7)	63(34.1)	56(30.3)	17(9.2)	7(3.8)

表4-4 「児童相談所との関係性」質問群の単純集計結果 (n=185)

質問項目	そう思う	時々 そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
1 児童相談所の職員に子どもの意見を直接聴きに来るよう依頼できる	149(80.5)	29(15.7)	3(1.6)	3(1.6)	1(0.5)
2 児童相談所の職員に保護者に積極的に関与するよう依頼できる	130(70.3)	43(23.2)	10(5.4)	1(0.5)	1(0.5)
3 児童相談所の職員に保護者や家庭環境の把握を依頼できる	137(74.1)	40(21.6)	5(2.7)	3(1.6)	0(0.0)
4 児童相談所の職員に保護者や家庭状況の情報提供を受けている	117(63.2)	52(28.1)	11(5.9)	3(1.6)	2(1.1)
5 児童相談所の職員に保護者の指導や対応を依頼できる	116(62.7)	53(28.6)	14(7.6)	1(0.5)	1(0.5)
6 児童相談所の方針や判断に従っている	101(54.6)	57(30.8)	24(13.0)	3(1.6)	0(0.0)
7 児童相談所の職員に日頃から自分の意見や考えを伝えている	112(60.5)	58(31.4)	11(5.9)	3(1.6)	1(0.5)
8 児童相談所の職員と意見が異なる場合に自分の意見を伝えている	105(56.8)	60(32.4)	17(9.2)	2(1.1)	1(0.5)
9 児童相談所の職員と子どもや保護者の支援について協議する機会を設けている	126(68.1)	50(27.0)	8(4.3)	1(0.5)	0(0.0)
10 保護者から聴き取った保護者や家庭状況の変化を児童相談所の職員に伝えている	160(86.5)	25(13.5)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
11 子どもと保護者の交流状況について、児童相談所の職員に伝えている	154(83.7)	28(15.2)	1(0.5)	1(0.5)	0(0.0)
12 子どもや保護者の意向等に変化が生じた場合は、児童相談所の職員と その後の支援について改めて検討している	142(76.8)	37(20.0)	6(3.2)	0(0.0)	0(0.0)
13 児童相談所が家庭復帰の適否において判断する前に、自分や施設の 意見を伝えている	140(75.7)	39(21.1)	5(2.7)	1(0.5)	0(0.0)

表4-5 「アセスメント・プランニング」質問群の単純集計結果 (n=185)

質問項目	行っている	まあまあ 行っている	どちらとも いえない	あまり 行っていない	行って いない
1 子どもの意向や保護者や家族に対する思いを確認する	116(62.7)	62(33.5)	4(2.2)	3(1.6)	0(0.0)
2 子どもの成長や発達の状況を把握する	114(61.6)	68(36.8)	2(1.1)	1(0.5)	0(0.0)
3 子どもの保護者に対する拒否感や怯え等の有無や程度を把握する	114(61.6)	63(34.1)	7(3.8)	1(0.5)	0(0.0)
4 子どもが自身の思いや意見を周囲にどの程度伝えられるか把握する	93(50.3)	78(42.2)	12(6.5)	2(1.1)	0(0.0)
5 子どもが保護者や家族に対して不安を抱えたり、過剰な適応行動を取ったりしていないか確認する	102(55.1)	74(40.0)	8(4.3)	1(0.5)	0(0.0)
6 子どもが施設入所に至った問題を把握する	143(77.3)	40(21.6)	2(1.1)	0(0.0)	0(0.0)
7 保護者の意向や子どもに対する思いを確認する	123(66.5)	50(27.0)	10(5.4)	2(1.1)	0(0.0)
8 保護者の養育力や養育意欲を把握する	94(50.8)	77(41.6)	11(5.9)	2(1.1)	1(0.5)
9 保護者の健康状態を把握する	81(43.8)	82(44.3)	16(8.6)	5(2.7)	1(0.5)
10 保護者の就労や収入の状況を把握する	73(39.5)	68(36.8)	34(18.4)	9(4.9)	1(0.5)
11 養育環境や保護者の生活状況を把握する	88(47.6)	77(41.6)	14(7.6)	5(2.7)	1(0.5)
12 保護者の養育に関する困り感や不安を確認する	77(41.6)	90(48.6)	13(7.0)	4(2.2)	1(0.5)
13 保護者が困った時に相談する人や機関を把握する	74(40.0)	77(41.6)	21(11.4)	11(5.9)	2(1.1)
14 子どもの養育に協力してくれる家族や親族の有無を確認する	99(53.5)	66(35.7)	10(5.4)	9(4.9)	1(0.5)
15 保護者が暮らす地域の支援機関や提供可能なサービスを把握する	56(30.3)	84(45.4)	22(11.9)	13(7.0)	10(5.4)
16 家庭復帰後に家庭で生じ得る課題や問題を想定し、予防または解決方法を子どもや保護者と考える	64(34.6)	83(44.9)	24(13.0)	11(5.9)	3(1.6)
17 子どもに養育に協力してくれる家族や親族と、協力できることや協力する方法を考える	56(30.3)	86(46.5)	26(14.1)	13(7.0)	4(2.2)
18 家庭復帰に対する子どもの目標を設定する	65(35.1)	68(36.8)	32(17.3)	17(9.2)	3(1.6)
19 家庭復帰に対する保護者の目標を設定する	56(30.3)	75(40.5)	38(20.5)	13(7.0)	3(1.6)
20 子どもが家庭復帰に向けて取り組むことを決める	56(30.3)	76(41.1)	35(18.9)	14(7.6)	4(2.2)
21 保護者が家庭復帰に向けて取り組むことを決める	58(31.4)	75(40.5)	41(22.2)	8(4.3)	3(1.6)
22 子どもと保護者がともに家庭復帰に向けて取り組むことを決める	45(24.3)	78(42.2)	47(25.4)	12(6.5)	3(1.6)
23 子どもや保護者の意向を支援計画に反映させる	99(53.5)	73(39.5)	11(5.9)	2(1.1)	0(0.0)
24 家庭復帰後に子どもや保護者に必要なサービスや支援を考える	61(33.0)	87(47.0)	24(13.0)	11(5.9)	2(1.1)
25 支援計画を作成後、子どもや保護者に支援計画の内容を説明する	36(19.5)	42(22.7)	38(20.5)	40(21.6)	29(15.7)
26 子どもに支援計画に沿った支援の実施について同意を得る	43(23.2)	57(30.8)	31(16.8)	27(14.6)	27(14.6)
27 保護者に支援計画に沿った支援の実施について同意を得る	30(16.2)	46(24.9)	43(23.2)	28(15.1)	38(20.5)

表4-6 「子どもや保護者への支援」質問群の単純集計結果 (n=185)

質問項目	行っている	まあまあ 行っている	どちらとも いえない	あまり 行っていない	行って いない
1 子どもにいつでも相談に応じることを伝える	138(74.6)	35(18.9)	10(5.4)	1(0.5)	1(0.5)
2 子どもに家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる	74(40.0)	86(46.5)	20(10.8)	5(2.7)	0(0.0)
3 子どもの年齢や発達に応じて基本的生活習慣や簡単な家事等を習得させる	67(36.2)	85(45.9)	29(15.7)	4(2.2)	0(0.0)
4 子どもの保護者や家族に対する思いや考えを代弁する	83(44.9)	91(49.2)	10(5.4)	1(0.5)	0(0.0)
5 子どもに保護者の思いや考えを説明する	72(38.9)	90(48.6)	20(10.8)	3(1.6)	0(0.0)
6 子どもの養育について保護者の主体性を引き出す	32(17.3)	73(39.5)	62(33.5)	16(8.6)	2(1.1)
7 子どもの養育について保護者にいつでも相談に応じることを伝える	106(57.3)	66(35.7)	10(5.4)	2(1.1)	1(0.5)
8 保護者から子どもの養育以外の相談を受ける	48(25.9)	68(36.8)	40(21.6)	23(12.4)	6(3.2)
9 保護者が子どもを受け入れられるよう施設での子どもの様子を伝える	135(73.0)	48(25.9)	1(0.5)	1(0.5)	0(0.0)
10 保護者に家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる	66(35.7)	98(53.0)	16(8.6)	5(2.7)	0(0.0)
11 可能な限り保護者の意向や要望を受け入れる	46(24.9)	99(53.5)	40(21.6)	0(0.0)	0(0.0)
12 子どもと保護者の思いのすり合わせを行う	82(44.3)	80(43.2)	22(11.9)	1(0.5)	0(0.0)
13 子どもと保護者が面と向かってお互いの気持ちや考えを伝え合えるよう仲介する	55(29.7)	85(45.9)	37(20.0)	8(4.3)	0(0.0)
14 子どもと保護者が協力して取り組む活動を提供する	30(16.2)	63(34.1)	56(30.3)	25(13.5)	11(5.9)
15 子どもと保護者が取り組んだ活動について、ともにふり返る	35(18.9)	55(29.7)	58(31.4)	24(13.0)	13(7.0)
16 子どもや保護者に関係機関の支援者を紹介する	32(17.3)	83(44.9)	41(22.2)	19(10.3)	10(5.4)
17 家庭環境を整えるうえで必要な手続き等を説明したり、手続きに同行したりする	39(21.1)	67(36.2)	43(23.2)	22(11.9)	14(7.6)

表4-7 「施設内外の連携」質問群の単純集計結果 (n=185)

質問項目	行っている	まあまあ 行っている	どちらとも いえない	あまり 行っていない	行って いない
1 要保護児童対策地域協議会の開催を依頼する	30(64.9)	25(13.5)	30(16.2)	32(17.3)	68(36.8)
2 関係機関と情報共有や意見交換を行う	120(64.9)	58(31.4)	4(2.2)	1(0.5)	2(1.1)
3 関係機関と子どもや保護者、家庭の共通認識を図る	104(56.2)	71(38.4)	7(3.8)	2(1.1)	1(0.5)
4 関係機関と支援時の役割を分担する	79(42.7)	79(42.7)	21(11.4)	4(2.2)	2(1.1)
5 関係機関と家庭の現在の問題や課題について解決方法等を協議する	85(45.9)	80(43.2)	14(7.6)	4(2.2)	2(1.1)
6 関係機関と子どもや保護者の見守り体制を作る	79(42.9)	78(42.2)	20(10.8)	5(2.7)	3(1.6)
7 関係機関と支援目標や支援内容のすり合わせを行う	80(43.2)	78(42.2)	16(8.6)	8(4.3)	3(1.6)
8 関係機関で行われる支援との関連性を考えて支援を行う	69(37.3)	84(45.4)	20(10.8)	9(4.9)	3(1.6)
9 関係機関と連帯感を持って支援を行う	73(39.5)	88(47.6)	18(9.7)	5(2.7)	1(0.5)
10 関係機関の支援の進捗状況を把握する	69(37.3)	87(47.0)	19(10.3)	8(4.3)	2(1.1)
11 関係機関との支援の効果を分析する	18(9.7)	53(28.6)	51(27.6)	45(24.3)	18(9.7)
12 関係機関と定期的に支援目標や計画内容の見直しを行う	37(20.0)	66(35.7)	44(23.8)	26(14.1)	12(6.5)
13 施設内で子どもや保護者、家庭の情報共有や意見交換をする	109(58.9)	55(29.7)	10(5.4)	6(3.2)	5(2.7)
14 施設内で子どもや保護者、家庭の共通認識を図る	99(53.5)	65(35.1)	13(7.0)	4(2.2)	4(2.2)
15 施設内で支援時の役割を分担する	80(43.2)	73(39.5)	23(12.4)	7(3.8)	2(1.1)
16 施設内で支援目標や支援内容のすり合わせを行う	87(47.0)	82(44.3)	12(6.5)	3(1.6)	1(0.5)
17 施設内で連帯感を持って支援を行う	88(47.6)	76(41.1)	19(10.3)	1(0.5)	1(0.5)
18 施設内で行われる家庭復帰支援の進捗状況を把握する	98(53.0)	71(38.4)	10(5.4)	4(2.2)	2(1.1)
19 施設内で行われる家庭復帰支援の効果を分析する	48(25.9)	52(28.1)	41(22.2)	29(15.7)	15(8.1)
20 施設内で定期的に家庭復帰支援の目標や内容の見直しを行う	75(40.5)	75(40.5)	20(5.9)	11(5.9)	4(2.2)

表4-8 「家庭復帰の評価・見極め」質問群の単純集計結果 (n=185)

質問項目	重要視 している	まあまあ重要 視している	どちらとも いえない	あまり重要視 していない	重要視 していない
1 子どもと保護者の交流が計画的に実施され、経過が良好であること	140(75.7)	42(22.7)	3(1.6)	0(0.0)	0(0.0)
2 自分が家庭復帰は適切だと考えていること	20(10.8)	68(36.8)	73(39.5)	14(7.6)	10(5.4)
3 施設職員が家庭復帰は適切だと考えていること	46(24.9)	94(50.8)	41(22.2)	2(1.1)	2(1.1)
4 子どもが家庭復帰を積極的に望んでいること	92(49.7)	79(42.7)	13(7.0)	0(0.0)	1(0.5)
5 子どもが保護者に対する恐怖心がないこと	145(78.4)	35(18.5)	5(2.7)	0(0.0)	0(0.0)
6 子どもが保護者と自然にかかわることができること	133(71.9)	51(27.6)	1(0.5)	0(0.0)	0(0.0)
7 子どもの成長や発達が順調であること	71(38.4)	72(38.9)	36(19.5)	5(2.7)	1(0.5)
8 子どもの対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面が安定していること	61(33.0)	85(45.9)	34(18.4)	4(2.2)	1(0.5)
9 子どもが困った時に、周囲の大人に申し出ることができること	118(63.8)	61(33.0)	6(3.2)	0(0.0)	0(0.0)
10 保護者が子どもに依存することなく、家庭復帰を望んでいること	88(47.6)	71(38.4)	26(14.1)	0(0.0)	0(0.0)
11 保護者が施設入所前の問題解決に取り組んでいること	114(61.6)	59(31.9)	12(6.5)	0(0.0)	0(0.0)
12 保護者が子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てできること	104(56.2)	73(39.5)	7(3.8)	1(0.5)	0(0.0)
13 保護者が自分の衝動コントロールができること	117(63.2)	59(31.9)	9(4.9)	0(0.0)	0(0.0)
14 保護者が精神的に安定していて、必要な時に医療機関を受診できること	119(64.3)	56(30.3)	9(4.9)	1(0.5)	0(0.0)
15 保護者が子どもの年齢や発達等に応じた養育ができること	81(43.8)	83(44.9)	19(10.3)	2(1.1)	0(0.0)
16 保護者が困った時に、関係機関に申し出ることができること	117(63.2)	58(31.4)	7(3.8)	3(1.6)	0(0.0)
17 保護者が家族の生活や子どもの養育等のために必要なサービスや支援を受け入れられること	98(53.0)	79(42.7)	7(3.8)	1(0.5)	0(0.0)
18 近隣や親族から必要な時に協力や支援が得られること	77(41.6)	73(39.5)	30(16.2)	4(2.2)	1(0.5)
19 経済面や住環境等、生活の基盤が安定していること	118(63.8)	54(29.2)	13(7.0)	0(0.0)	0(0.0)
20 子どもと保護者がお互いに取り繕うことなく、関わるができること	97(52.4)	76(41.1)	12(6.5)	0(0.0)	0(0.0)
21 家庭内に子どもの居場所があること	146(78.9)	33(17.8)	6(3.2)	0(0.0)	0(0.0)
22 公的機関等による地域の支援体制が確保されていること	87(47.0)	76(41.1)	19(10.3)	3(1.6)	0(0.0)
23 支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行うことができること	98(53.0)	70(37.8)	14(7.6)	2(1.1)	1(0.5)

第3項 探索的因子分析の結果

1 専門職としての意識

専門職としての意識について因子分析したところ、因子負荷の低い2項目を削除し、4因子が最適解として得られた。第1因子を「子どもの権利保障の意識」、第2因子を「専門職の基本姿勢」、第3因子を「子どもの家庭復帰に対する意識」、第4因子を「子どもや保護者にかかわる時の意識」と命名した。

信頼性係数は、第1因子は0.794、第2因子は0.728、第3因子は0.739、第4因子は0.681であった。信頼性係数は、0.6までは許容範囲とされるため、信頼性のある因子とした（村上2006）。結果は表4-9に示した。

表4-9 「専門職としての意識」質問群の因子分析結果

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
第1因子：子どもの権利保障の意識（$\alpha=.794$）				
子どもの成長や発達を保障すること	0.808	-0.025	0.005	0.033
子どもが思いや考えを自由に表現できること	0.788	0.016	-0.090	0.020
子どもが差別を受けないこと	0.590	0.046	0.023	0.010
子どもが興味関心を持ったことに取り組むことができること	0.554	0.064	0.048	0.026
第2因子：専門職の基本姿勢（$\alpha=.728$）				
子どもや保護者を批判的に捉えず、ありのままを受け入れること	-0.010	0.745	0.011	0.024
子どもや保護者を自分の価値感や道徳観で捉えないこと	0.010	0.578	-0.092	0.068
生育歴等の把握を通して、子どもや保護者の理解に努めること	-0.092	0.501	0.230	-0.003
子どもの最善の利益を守ること	0.104	0.473	-0.091	0.009
子どもの意見を尊重すること	0.195	0.436	-0.025	-0.136
子どもや保護者に対して関係機関と協働意識を持って支援を行うこと	-0.070	0.429	0.126	0.144
第3因子：子どもの家庭復帰に対する意識（$\alpha=.739$）				
保護者が子どもに対して関心を持てるよう関わること	0.155	-0.125	0.785	-0.010
子どもの施設入所時から家庭復帰の可能性について考えること	-0.073	-0.036	0.737	0.086
保護者の養育機能を高められるよう支援を行うこと	0.231	0.153	0.543	-0.185
子どもが望む場合は、保護者との交流や家庭復帰の調整を行うこと	-0.176	0.112	0.422	0.114
第4因子：子どもや保護者にかかわる時の意識（$\alpha=.681$）				
子どもや保護者が自ら物事を決められるよう支援を行うこと	0.183	0.008	0.033	0.635
子どもや保護者に関わる際に自分の感情をコントロールすること	-0.082	0.092	-0.048	0.591
子どもや保護者と信頼関係を構築すること	0.154	0.020	0.017	0.581
子どもの成長にとって最も望ましい状態は、家族と一緒に暮らすこと	-0.048	-0.113	0.267	0.400
削除項目				
子どもが安心感や信頼観を持って暮らすこと				
子どもや保護者が持つ力を信じて支援を行うこと				
固有値	5.776	1.515	1.348	1.217
因子相関行列				
第1因子	—	0.506	0.580	0.533
第2因子		—	0.482	0.528
第3因子			—	0.497

因子抽出法：プロマックス回転を伴う主因子法、抽出後（回転前）累計負荷量平方和42.570% KMO=0.852

2 家庭支援専門相談員の感情

家庭支援専門相談員の感情については、ポジティブな感情とネガティブな感情があり、ネガティブな感情は逆転項目となり得るが、家庭支援専門相談員がどのような感情をどの程度抱いているかを問う質問を設定したため、逆転項目とはしなかった。

因子分析をしたところ、因子負荷の低い4項目を削除し、4因子が最適解として得られた。第1因子を「支援時の喜び、やりがい」、第2因子を「支援時の心配、不安」、第3因子を「自己有用感」、第4因子を「支援時の苛立ち、悲しみ」と命名した。

信頼性係数は、第1因子は0.718、第2因子は0.701、第3因子は0.703、第4因子は0.678であった。〈専門職としての意識〉と同様に、信頼性係数は、0.6までは許容範囲とされるため、信頼性のある因子とした（村上2006）。結果は表4-10に示した。

表4-10 「家庭支援専門相談員の感情」質問群の因子分析結果

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
第1因子：支援時の喜び、やりがい ($\alpha=.718$)				
子どもや保護者が喜ぶ姿を見ると嬉しい	0.709	-0.096	-0.070	0.103
保護者が何でも話せる態度を見せると安心する	0.580	-0.007	-0.011	0.139
家庭復帰後に子どもが元気に過ごしている姿を見聞きすると嬉しい	0.564	-0.004	-0.056	-0.029
家庭復帰支援を行うことに対してやりがいを感じる	0.523	-0.057	0.231	-0.036
子どもの養育について悩み、困っている保護者に対して、何とかしてあげたいと思う	0.490	0.098	0.350	-0.081
関係機関から子どもや保護者に関する情報提供を受けると安心する	0.437	0.229	-0.138	-0.080
第2因子：支援時の心配、不安 ($\alpha=.701$)				
関係機関が子どもや保護者に対して十分に支援してくれるのだろうか心配になる	-0.199	0.813	0.180	0.083
家庭復帰を検討する際に活用できる社会資源が少ないと不安を感じる	0.036	0.669	-0.086	-0.080
関係機関が子どもや保護者に対して十分に関わってくれないと不満を感じる	0.091	0.544	0.013	0.120
子どもや保護者と関わる時に適切な支援が行えているか悩む	0.174	0.420	-0.215	-0.123
保護者や家族の状況等を考えると不安が生じる	-0.032	0.411	0.000	0.063
第3因子：自己有用感 ($\alpha=.703$)				
自分の行う家庭復帰支援は、子どもや保護者の役に立っている	0.046	-0.007	0.841	-0.022
自信をもって家庭復帰支援を行うことができる	-0.035	-0.025	0.640	-0.006
第4因子：支援時の苛立ち、悲しみ ($\alpha=.678$)				
子どもに関心の薄い保護者に対して不満や怒りを感じる	0.048	-0.041	-0.008	0.796
家庭復帰出来ない子どもはかわいそうだと思う	-0.019	0.028	0.116	0.586
保護者の協力が得られないと落胆する	0.051	0.103	-0.159	0.533
削除項目				
子どもや保護者を何とかしてあげられるのは自分だけだと思う				
保護者の指導を行う時は、負担感がある				
保護者と意見や考えが合わないと感じる				
家庭復帰後に子どもが施設に再入所することに対して、責任感を感じる				
固有値	3.344	2.240	1.746	1.477
因子相関行列				
第1因子	—	0.191	0.192	0.226
第2因子		—	0.007	0.213
第3因子			—	0.236
第4因子				—

因子抽出法：プロマックス回転を伴う主因子法、抽出後（回転前）累計負荷量平方和41.672% KMO=0.69

3 児童相談所との関係性

児童相談所との関係性について因子分析をしたところ、因子負荷の低い1項目を削除し、2因子が最適解として得られた。第1因子を「児童相談所の職員との関係性」、第2因子を「児童相談所の職員との協働」と命名した。

信頼性係数は、第1因子は0.873、第2因子は0.830であった。結果は表4-11に示した。

表4-11 「児童相談所との関係性」質問群の因子分析結果

	第1因子	第2因子
第1因子：児童相談所の職員との関係性 ($\alpha=.873$)		
児童相談所の職員に保護者や家庭状況の把握を依頼できる	0.984	-0.081
児童相談所の職員に保護者に積極的に関与するよう依頼できる	0.953	-0.101
児童相談所の職員に子どもの意見を直接聴きに來るよう依頼できる	0.788	-0.011
児童相談所の職員に保護者や家庭状況の情報提供を受けている	0.505	0.134
児童相談所の職員に保護者の指導や対応を依頼できる	0.498	0.214
児童相談所の職員に日頃から自分の意見や考えを伝えている	0.411	0.386
第2因子：児童相談所の職員との協働 ($\alpha=.830$)		
子どもや保護者の意向等に変化が生じた場合は、児童相談所の職員とその後の支援について改めて検討している	-0.083	0.822
子どもと保護者の交流状況について児童相談所の職員に伝えている	-0.106	0.767
保護者から聴き取った保護者や家庭状況の変化を児童相談所の職員に伝えている	-0.002	0.656
児童相談所が家庭復帰の適否において判断する前に、自分や施設の意見を伝えている	0.131	0.642
児童相談所の職員と子どもや保護者の支援について協議する機会を設けている	0.125	0.620
児童相談所の職員と意見が異なる場合に自分の意見を伝えている	0.253	0.470
削除項目		
児童相談所の方針や判断に従っている		
固有値	5.988	1.398
因子相関行列	第1因子	—
	第2因子	—

因子抽出法：プロマックス回転を伴う主因子法、抽出後（回転前）累計負荷量平方和54.840% KMO=0.874

4 アセスメント・プランニング

アセスメント・プランニングについて因子分析をしたところ、因子負荷の低い1項目を削除し、5因子が最適解として得られた。第1因子を「保護者のアセスメント」、第2因子を「プランニング」、第3因子を「子どものアセスメント」、第4因子を「支援計画の説明、同意」、第5因子を「支援内容の検討」と命名した。

信頼性係数は、第1因子は0.928、第2因子は0.867、第3因子は0.855、第4因子は0.932、第5因子は0.863であった。結果は表4-12に示した。

表4-12 「アセスメント・プランニング」質問群の因子分析結果

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子
第1因子：保護者のアセスメント ($\alpha=.928$)					
養育環境や保護者の生活状況を確認する	0.887	-0.091	-0.111	0.027	0.055
保護者の就労や収入の状況を把握する	0.883	-0.098	0.022	-0.017	0.001
子どもの養育に協力してくれる家族や親族の有無を確認する	0.847	0.044	-0.093	0.020	-0.004
保護者の養育に関する困り感や不安を確認する	0.714	-0.073	0.098	0.042	0.169
保護者が困った時に相談する人や機関を把握する	0.709	-0.118	0.040	0.029	0.271
保護者の健康状態を把握する	0.677	0.128	0.012	0.005	0.022
保護者の意向や子どもに対する思いを確認する	0.611	0.158	0.106	-0.027	-0.186
保護者の養育力や養育意欲を把握する	0.596	0.058	0.264	-0.011	-0.055
保護者が暮らす地域の支援機関や提供可能なサービスを把握する	0.552	0.090	-0.178	-0.055	0.433
子どもが施設入所に至った問題を把握する	0.528	0.062	0.286	0.024	-0.302
第2因子：プランニング ($\alpha=.867$)					
子どもが家庭復帰に向けて取り組むことを決める	-0.143	0.837	0.068	0.081	-0.004
家庭復帰に対する子どもの目標を設定する	-0.102	0.767	0.133	0.072	-0.034
子どもと保護者がともに家庭復帰に向けて取り組むことを決める	0.065	0.745	-0.126	0.044	0.147
保護者が家庭復帰に向けて取り組むことを決める	0.107	0.715	0.004	-0.093	0.086
家庭復帰に対する保護者の目標を設定する	0.134	0.708	-0.067	-0.037	0.069
第3因子：子どものアセスメント ($\alpha=.855$)					
子どもが保護者や家族に対して不安を抱えたり、過剰な適応行動を取ったりしていないか確認する	-0.027	-0.191	0.877	0.021	0.174
子どもが自身の思いや意見を周囲にどの程度伝えられるか把握する	-0.174	-0.018	0.815	0.075	0.183
子どもの保護者に対する拒否感や怯え等の有無や程度を把握する	0.158	-0.055	0.755	-0.018	-0.090
子どもの成長や発達状況を把握する	-0.050	0.244	0.619	-0.141	0.020
子どもの意向や保護者や家族に対する思いを確認する	0.071	0.157	0.549	0.008	-0.082
第4因子：支援計画の説明、同意 ($\alpha=.932$)					
子どもに支援計画に沿った支援の実施について同意を得る	-0.048	-0.011	0.066	0.932	-0.019
保護者に支援計画に沿った支援の実施について同意を得る	0.139	0.023	-0.114	0.884	-0.014
支援計画を作成後、子どもや保護者に支援計画の内容を説明する	-0.039	0.057	0.017	0.869	0.030
第5因子：支援内容の検討 ($\alpha=.863$)					
家庭復帰後に子どもや保護者に必要なサービスや支援を考える	0.055	0.125	0.033	0.011	0.670
家庭復帰後に過程で生じ得る課題や問題を想定し、予防または解決方法を子どもや保護者と考える	0.264	-0.001	0.086	-0.015	0.620
子どもの養育に協力してくれる家族や親族と協力できることや協力する方法を考える	0.152	0.134	0.093	0.012	0.618
削除項目					
子どもや保護者の意向を支援計画に反映させる					
固有値	11.037	2.587	2.369	1.624	1.062
因子相関行列					
第1因子	—	0.566	0.484	0.272	0.596
第2因子		—	0.428	0.412	0.529
第3因子			—	0.228	0.238
第4因子				—	0.393
第5因子					—

因子抽出法：プロマックス回転を伴う主因子法、抽出後（回転前）累計負荷量平方和65.571% KMO=0.903

5 子どもや保護者への支援

子どもや保護者への支援について因子分析をしたところ、因子負荷の低い2項目を削除

し、3因子が最適解として得られた。第3因子の「子どもと保護者の思いのすり合わせ」は、因子負荷量が0.4を下回ったが、信頼性係数を確認し、採用した。第1因子を「親子に対する支援」、第2因子を「保護者主体の支援」、第3因子を「子ども主体の支援」と命名した。

信頼性係数は、第1因子は0.731、第2因子は0.783、第3因子は0.779であった。結果は表4-13に示した。

表4-13 「子どもや保護者への支援」質問群の因子分析結果

	第1因子	第2因子	第3因子
第1因子：親子に対する支援 ($\alpha=.731$)			
子どもと保護者が協力して取り組む活動を提供する	1.024	-0.098	-0.052
子どもと保護者が取り組んだ活動について、ともにふり返る	0.768	0.096	-0.045
子どもと保護者が面と向かってお互いの気持ちを伝え合えるよう仲介する	0.445	-0.089	0.323
第2因子：保護者主体の支援 ($\alpha=.783$)			
子どもの養育について保護者にいつでも相談に応じることを伝える	-0.184	0.714	0.081
子どもや保護者に関係機関の支援者を紹介する	0.272	0.630	-0.179
家庭環境を整えるうえで必要な手続き等を説明したり、手続きに同行したりする	0.257	0.569	-0.136
保護者から子どもの養育以外の相談を受ける	-0.042	0.552	-0.053
子どもに保護者の思いや考えを説明する	-0.002	0.434	0.306
子どもの養育について保護者の主体性を引き出す	0.222	0.431	0.159
第3因子：子ども主体の支援 ($\alpha=.779$)			
子どもに家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる	0.068	-0.070	0.740
子どもにいつでも相談に応じることを伝える	-0.016	-0.057	0.611
子どもの年齢や発達に応じて基本的な生活習慣や簡単な家事等を習得させる	0.065	-0.120	0.558
保護者が子どもを受け入れられるように施設での子どもの様子を伝える	-0.129	0.101	0.412
子どもの保護者や家族に対する思いや考えを代弁する	-0.125	0.360	0.412
子どもと保護者の思いのすり合わせを行う	0.267	0.133	0.388
削除項目			
保護者に家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる			
可能な限り保護者の意向や要望を受け入れる			
固有値	5.127	1.798	1.241
因子相関行列			
第1因子	—	0.578	0.348
第2因子		—	0.544
第3因子			—

因子抽出法：プロマックス回転を伴う主因子法、抽出後（回転前）累計負荷量平方和44.248% KMO=0.818

6 施設内外の連携

施設内外の連携について因子分析をしたところ、因子負荷の低い1項目を削除し、3因子が最適解として得られた。第1因子を「関係機関との連携」、第2因子を「施設内の連携」、第3因子を「モニタリング」と命名した。

信頼性係数は、第1因子は0.933、第2因子は0.887、第3因子は0.816であった。結果

は表 4-14 に示した。

表4-14 「施設内外の連携」質問群の因子分析結果

	第1因子	第2因子	第3因子
第1因子：関係機関との連携 ($\alpha=.933$)			
関係機関と支援時の役割を分担する	0.862	0.013	-0.056
関係機関と連帯感を持って支援を行う	0.824	-0.083	0.016
関係機関と家庭の現在の問題や課題について解決方法等を協議する	0.820	0.019	-0.008
関係機関と支援目標や支援内容のすり合わせを行う	0.737	-0.126	0.219
関係機関で行われる支援との関連性を考えて支援を行う	0.733	-0.107	0.249
関係機関と子どもや保護者の見守り体制をつくる	0.718	0.029	0.038
関係機関と情報共有や意見交換を行う	0.691	0.213	-0.173
関係機関と子どもや保護者、家庭の共通認識を図る	0.670	0.193	-0.101
関係機関の支援の進捗状況を把握する	0.652	0.034	0.177
第2因子：施設内の連携 ($\alpha=.887$)			
施設内で子どもや保護者、家庭の共通認識を図る	0.131	0.810	-0.195
施設内で子どもや保護者、家庭の情報共有や意見交換をする	0.109	0.791	-0.234
施設内で支援目標や支援内容のすり合わせを行う	-0.038	0.757	0.129
施設内で連帯感を持って支援を行う	-0.131	0.734	0.124
施設内で支援時の役割を分担する	0.123	0.685	0.086
施設内で行われる家庭復帰支援の進捗状況を把握する	-0.138	0.638	0.319
第3因子：モニタリング ($\alpha=.816$)			
関係機関との支援の効果を分析する	0.097	-0.127	0.730
関係機関と定期的に支援目標や計画内容の見直しを行う	0.027	0.031	0.717
施設内で行われる家庭復帰支援の効果を分析する	0.015	0.071	0.711
施設内で定期的に勝ち得復帰支援の目標や内容の見直しを行う	0.028	0.390	0.428
削除項目			
要保護児童対策地域協議会の開催を依頼する			
固有値	9.022	2.191	1.493
因子相関行列			
第1因子	—	0.577	0.590
第2因子		—	0.502
第3因子			—

因子抽出法：プロマックス回転を伴う主因子法、抽出後（回転前）累計負荷量平方和60.562% KMO=0.891

7 家庭復帰の評価・見極め

家庭復帰の評価・見極めについて因子分析をした結果を表 4-15 に示した。因子分析をしたところ、因子負荷の低い 8 因子を削除し、3 因子が最適解として得られた。第 1 因子を「家庭環境の適否」、第 2 因子を「情緒面の安定」、第 3 因子を「支援者の意見」と命名した。

信頼性係数は、第 1 因子は 0.858、第 2 因子は 0.789、第 3 因子は 0.683 であった。結果は、表 4-15 に示した。

表4-15 「家庭復帰の評価・見極め」質問群の因子分析結果

	第1因子	第2因子	第3因子
第1因子：養育環境の適否 ($\alpha=.858$)			
保護者が困った時に関係機関に申し出ることができること	0.916	-0.196	0.071
保護者が家族の生活や子どもの養育等のために必要なサービスや支援を受け入れられること	0.763	0.022	0.001
公的機関等による地域の支援体制が確保されていること	0.761	0.054	-0.164
支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援を行うことができること	0.649	0.129	-0.279
保護者が精神的に安定していて、必要な時に医療機関を受診できること	0.618	-0.014	0.219
保護者が自分の衝動コントロールができること	0.544	0.093	0.230
近隣や親族から必要な時に支援が得られること	0.413	0.182	0.033
第2因子：子どもの情緒面の安定 ($\alpha=.789$)			
子どもの成長や発達が順調であること	-0.123	0.731	-0.002
子どもの対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面が安定していること	0.045	0.678	-0.071
子どもと保護者がお互いに取り繕うことなく、関わるができること	0.091	0.660	0.031
子どもが保護者と自然に関わることができること	-0.076	0.545	0.172
経済面や住環境等、生活の基盤が安定していること	0.202	0.507	0.048
家庭内に子どもの居場所があること	0.204	0.414	-0.056
第3因子：支援者の意見 ($\alpha=.683$)			
施設職員が家庭復帰は適切だと考えていること	0.091	-0.021	0.678
自分が家庭復帰は適切だと考えていること	-0.097	0.082	0.650
削除項目			
子どもと保護者の交流が計画的に実施され、経過が良好であること			
子どもが家庭復帰を積極的に望んでいること			
子どもが保護者に対する恐怖心がないこと			
子どもが困った時に、周囲の大人に申し出ることができること			
保護者が子どもに依存することなく、家庭復帰を望んでいること			
保護者が施設入所前の問題に解決に取り組んでいること			
保護者が子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てできること			
保護者が子どもの年齢や発達等に応じた養育ができること			
固有値	5.685	1.636	1.335
因子相関行列	第1因子	-	0.642
	第2因子		-
	第3因子		-

因子抽出法：プロマックス回転を伴う主因子法、抽出後（回転前）累計負荷量平方和47.457% KMO=0.832

第4項 共分散構造分析の結果

1 初期モデル

多重指標モデルによる共分散構造分析を行うにあたり、基本属性による複数モデルの作成が必要かどうかを検討するために、基本属性とすべての質問群の各質問項目についてクロス集計を行い、カイ二乗検定を行った。その結果を表4-16から表4-22に示した。

表4-16 「専門職としての意識」質問群と基本属性のクロス集計結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		保育士	取得資格		SVを受ける 機会	子どもの権利 に関する説明
		児童養護施設	FSW		児童指導員	社会福祉士		
1 子どもの最善の利益を守ること								
2 子どもの意見を尊重すること						.011*		
3 子どもの成長や発達を保障すること								
4 子ども思いや考えを自由に表現できること								
5 子どもが差別を受けないこと								
6 子どもが興味関心を持ったことに取り組むことができること								
7 子どもが安心感や信頼感を持って暮らすこと								
8 子どもの成長にとって最も望ましい状態は、家族と一緒に暮らすこと								
9 生育歴等の把握を通して、子どもや保護者の理解に努めること			.009**			.039*		
10 子どもや保護者を批判的に捉えず、ありのままを受け入れること	.020*							
11 子どもや保護者を自分の価値観や道徳観で捉えないこと								
12 子どもや保護者に関わる際に、自分の感情をコントロールすること								
13 子どもや保護者が自ら物事を決められるよう、支援を行うこと								
14 子どもや保護者と信頼関係を構築すること								
15 子どもや保護者が持つ力を信じて支援を行うこと								
16 子どもや保護者に対して関係機関と協働意識を持って支援を行うこと			.035*					
17 子どもの施設入所時から家庭復帰の可能性について考えること								
18 子どもが望む場合は、保護者との交流や家庭復帰の調整を行うこと								
19 保護者が子どもに対して関心を持てるよう関わること								
20 保護者の養育機能を高められるよう、支援を行うこと								.012*

Spearmanの相関係数, 有意確率 **p<0.01, *p<0.05

表4-17 「家庭支援専門相談員の感情」質問群と基本属性のクロス集計結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		取得資格		SVを受ける 機会	子どもの権利 に関する説明
		児童養護施設	FSW	保育士	児童指導員 社会福祉士		
1 自信を持って家庭復帰支援を行うことができる			.039*				
2 自分の行う家庭復帰支援は、子どもや保護者の役に立っている							
3 子どもの養育について悩み、困っている保護者に対して、何とかしてあげたいと思う							
4 子どもや保護者を何とかしてあげられるのは、自分だけだと思う		.032*					
5 子どもや保護者が喜ぶ姿を見ると嬉しい							
6 家庭復帰できない子どもはかわいそうだと思う							
7 子どもに関心の薄い保護者に対して不満や怒りを感じる		.014*					
8 保護者の協力が得られないと落胆する							
9 保護者の指導を行う時は、負担感がある				.050*			
10 保護者と意見や考えが合わないと感じる							
11 保護者が何でも話せる態度を見せると安心する							
12 家庭復帰支援を行うことに対して、やりがいを感じる							
13 子どもや保護者と関わる時に適切な支援が行えているか悩む		.012*					
14 保護者や家庭の状況等を考えると不安が生じる						.014*	
15 関係機関に子どもや保護者と十分に関わってもらえないと不満を感じる							
16 関係機関が子どもや保護者に対して十分に支援してくれるのだろうか と心配になる							
17 家庭復帰を検討する際に活用できる社会資源が少ないと不安を感じる							
18 関係機関から子どもや保護者に関する情報提供を受けると安心する							
19 家庭復帰後に子どもが元気に過ごしている姿を見聞きすると嬉しい							
20 家庭復帰後に子どもが施設に再入所することに対して、責任を感じる							.020*

Spearmanの相関係数, 有意確率 **p<0.01, *p<0.05

表4-18 「児童相談所との関係性」質問群と基本属性のクロス集計結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		保育士	取得資格		SVを受ける 機会	子どもの権利 に関する説明
		児童養護施設	FSW		児童指導員	社会福祉士		
1 児童相談所の職員に子どもの意見を直接聴きに来るよう依頼できる								
2 児童相談所の職員に保護者に積極的に関与するよう依頼できる		.033*						
3 児童相談所の職員に保護者や家庭環境の把握を依頼できる								
4 児童相談所の職員に保護者や家庭状況の情報提供を受けている								
5 児童相談所の職員に保護者の指導や対応を依頼できる								
6 児童相談所の方針や判断に従っている								
7 児童相談所の職員に日頃から自分の意見や考えを伝えている		.019*	.013*					
8 児童相談所の職員と意見が異なる場合に自分の意見を伝えている	.023*	.021*	.016*					
9 児童相談所の職員と子どもや保護者の支援について協議する機会を 設けている								
10 保護者から聴き取った保護者や家庭状況の変化を児童相談所の職員 に伝えている								
11 子どもと保護者の交流状況について、児童相談所の職員に伝えている								
12 子どもや保護者の意向等に変化が生じた場合は、児童相談所の職員 とその後の支援について改めて検討している			.019*					
13 児童相談所が家庭復帰の適否において判断する前に、自分や施設の 意見を伝えている								

Spearmanの相関係数, 有意確率 **p<0.01, *p<0.05

表4-19 「アセスメント・プランニング」質問群と基本属性のクロス集計結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		取得資格		SVを受ける 機会	子どもの権利 に関する説明
		児童養護施設	FSW	保育士	児童指導員 社会福祉士		
1 子どもの意向や保護者や家族に対する思いを確認する							
2 子どもの成長や発達の状況を把握する							
3 子どもの保護者に対する拒否感や怯え等の有無や程度を把握する							
4 子どもが自身の思いや意見を周囲にどの程度伝えられるか把握する							
5 子どもが保護者や家族に対して不安を抱えたり、過剰な適応行動を取ったりしていないか確認する				.028*		.045*	
6 子どもが施設入所に至った問題を把握する							
7 保護者の意向や子どもに対する思いを確認する							
8 保護者の養育力や養育意欲を把握する							
9 保護者の健康状態を把握する							
10 保護者の就労や収入の状況を把握する							
11 養育環境や保護者の生活状況を把握する							
12 保護者の養育に関する困り感や不安を確認する							
13 保護者が困った時に相談する人や機関を把握する							
14 子どもの養育に協力してくれる家族や親族の有無を確認する							
15 保護者が暮らす地域の支援機関や提供可能なサービスを把握する							
16 家庭復帰後に家庭で生じ得る課題や問題を想定し、予防または解決方法を子どもや保護者と考える							
17 子どもの養育に協力してくれる家族や親族と、協力できることや協力する方法を考える							
18 家庭復帰に対する子どもの目標を設定する							
19 家庭復帰に対する保護者の目標を設定する							
20 子どもが家庭復帰に向けて取り組むことを決める							
21 保護者が家庭復帰に向けて取り組むことを決める							
22 子どもと保護者がともに家庭復帰に向けて取り組むことを決める							
23 子どもや保護者の意向を支援計画に反映させる		.029*			.039*		
24 家庭復帰後に子どもや保護者に必要なサービスや支援を考える							
25 支援計画を作成後、子どもや保護者に支援計画の内容を説明する							
26 子どもに支援計画に沿った支援の実施について同意を得る							
27 保護者に支援計画に沿った支援の実施について同意を得る							

Spearmanの相関係数、有意確率 **p<0.01, *p<0.05

表4-20 「子どもや保護者への支援」質問群と基本属性のクロス集計結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		保育士	取得資格		SVを受ける 機会	子どもの権利 に関する説明
		児童養護施設	FSW		児童指導員	社会福祉士		
1 子どもにいつでも相談に応じることを伝える								
2 子どもに家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる								
3 子どもの年齢や発達に応じて基本的生活習慣や簡単な家事等を習得させる							.034*	
4 子どもの保護者や家族に対する思いや考えを代弁する								
5 子どもに保護者の思いや考えを説明する								
6 子どもの養育について保護者の主体性を引き出す								
7 子どもの養育について保護者にいつでも相談に応じることを伝える								
8 保護者から子どもの養育以外の相談を受ける							.045*	
9 保護者が子どもを受け入れられるよう施設での子どもの様子を伝える								
10 保護者に家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる	.029*		.029*					
11 可能な限り保護者の意向や要望を受け入れる						.012*		
12 子どもと保護者の思いのすり合わせを行う								
13 子どもと保護者が面と向かってお互いの気持ちや考えを伝え合えるよう仲介する								
14 子どもと保護者が協力して取り組む活動を提供する						.015*		.038*
15 子どもと保護者が取り組んだ活動について、ともにふり返る								
16 子どもや保護者に関係機関の支援者を紹介する			.014*					
17 家庭環境を整えるうえで必要な手続き等を説明したり、手続きに同行したりする			.012*	.022*				

Spearmanの相関係数, 有意確率 **p<0.01, *p<0.05

表4-21 「施設内外の連携」質問群と基本属性のクロス集計結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		保育士	取得資格		SVを受ける 機会	子どもの権利 に関する説明
		児童養護施設	FSW		児童指導員	社会福祉士		
1 要保護児童対策地域協議会の開催を依頼する								
2 関係機関と情報共有や意見交換を行う								
3 関係機関と子どもや保護者、家庭の共通認識を図る								
4 関係機関と支援時の役割を分担する								
5 関係機関と家庭の現在の問題や課題について解決方法等を協議する			.023*					
6 関係機関と子どもや保護者の見守り体制を作る								
7 関係機関と支援目標や支援内容のすり合わせを行う								
8 関係機関で行われる支援との関連性を考えて支援を行う								
9 関係機関と連帯感を持って支援を行う								
10 関係機関の支援の進捗状況を把握する								
11 関係機関との支援の効果を分析する								
12 関係機関と定期的に支援目標や計画内容の見直しを行う								
13 施設内で子どもや保護者、家庭の情報共有や意見交換をする								
14 施設内で子どもや保護者、家庭の共通認識を図る								
15 施設内で支援時の役割を分担する								
16 施設内で支援目標や支援内容のすり合わせを行う								
17 施設内で連帯感を持って支援を行う								
18 施設内で行われる家庭復帰支援の進捗状況を把握する								
19 施設内で行われる家庭復帰支援の効果を分析する	.045*							
20 施設内で定期的に家庭復帰支援の目標や内容の見直しを行う							.050*	

Spearmanの相関係数, 有意確率 **p<0.01, *p<0.05

表4-22 「家庭復帰の評価・見極め」質問群と基本属性のクロス集計結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		取得資格		SVを 受ける機会	子どもの権利 に関する説明
		児童養護施設	FSW	保育士	児童指導員 社会福祉士		
1 子どもと保護者の交流が計画的に実施され、経過が良好であること		.032*					
2 自分が家庭復帰は適切だと考えていること							
3 施設職員が家庭復帰は適切だと考えていること							
4 子どもが家庭復帰を積極的に望んでいること		.027*					
5 子どもが保護者に対する恐怖心がないこと	.026*						.027*
6 子どもが保護者と自然にかかわることができること					.026*		
7 子どもの成長や発達が進捗していること	.012*						
8 子どもの対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面が安定していること							
9 子どもが困った時に、周囲の大人に申し出ることができること							
10 保護者が子どもに依存することなく、家庭復帰を望んでいること	.032*						
11 保護者が施設入所前の問題解決に取り組んでいること							
12 保護者が子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てできること	.029*						
13 保護者が自分の衝動コントロールができること							
14 保護者が精神的に安定していて、必要な時に医療機関を受診できること					.024*		
15 保護者が子どもの年齢や発達等に合った養育ができること	.002***						
16 保護者が困った時に、関係機関に申し出ることができること							
17 保護者が家族の生活や子どもの養育等のために必要なサービスや 支援を受け入れられること							
18 近隣や親族から必要な時に協力や支援が得られること							
19 経済面や住環境等、生活の基盤が安定していること							
20 子どもと保護者がお互いに取り繕うことなく、関わるができること							
21 家庭内に子どもの居場所があること							
22 公的機関等による地域の支援体制が確保されていること							
23 支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行うことが できること							

Spearmanの相関係数, 有意確率 **p<0.01, *p<0.05

基本属性ごとに各質問項目に有意差があったのは、「年齢」は9項目(7.5%)、「児童養護施設の勤務年数」は11項目(9.2%)、「家庭支援専門相談員としての勤務年数」は8項目(6.7%)、「資格：保育士」は6項目(5.0%)、「資格：児童指導員」は5項目(4.2%)、「資格：社会福祉士」は2項目(1.7%)、「スーパーバイズを受ける機会」は3項目(2.5%)、「子どもの権利に関する説明機会」は3項目(2.5%)であった。

さらに、探索的因子分析から得られた24の因子について、t検定あるいは分散分析を行った。基本属性を2群に分けたものは、t検定を行い、3群に分けたものは分散分析を行った。分析結果は表4-23に示した。

表4-23 因子分析結果の各因子と基本属性のt検定及び分散分析の結果 (n=185)

質問項目	年齢	勤務年数		取得資格		SVを受け る機会	子どもの 権利に関 する説明
		児童養護 施設	FSW	保育士	児童 指導員		
専門職としての意識							
① 子どもの権利保障の意識				.036*	.028*	.032*	
② 専門職の基本姿勢							
③ 家庭復帰に対する意識				.048*	.010*		
④ 子どもや保護者にかかわる時の意識		.044*					
家庭支援専門相談員の感情							
① 支援時の喜び、やりがい		.031*					
② 支援時の心配、不安	.034*	.042*					
③ 自己有用感	.005**		.033*				
④ 支援時の苛立ち、悲しみ							
児童相談所との関係性							
① 児童相談所の職員との関係性		.003**	.012*				
② 児童相談所の職員との協働	.040*	.007**	.007*	.047*			
アセスメント・プランニング							
① 保護者のアセスメント							
② プランニング	.024*						
③ 子どものアセスメント							
④ 支援計画の説明、同意	.011*						
⑤ 支援内容の検討			.019*				
子どもや保護者への支援							
① 親子に対する支援					.020*		
② 保護者主体の支援			.013*				
③ 子ども主体の支援							
施設内外の連携							
① 関係機関との連携							
② 施設内の連携							
③ モニタリング							
家庭復帰の評価・見極め							
① 養育環境の適否							
② 子どもの情緒面の安定	.037*						
③ 支援者の意見		.044*					

有意確率 **p<0.01, *p<0.05

基本属性ごとに各因子に有意差があったのは、「年齢」は6項目(25.0%)、「児童養護施設

設の勤務年数」は6項目(25.0%)、「家庭支援専門相談員としての勤務年数」は5項目(20.8%)、「資格：保育士」は3項目(12.5%)、「資格：児童指導員」は3項目(12.5%)、「スーパーバイズを受ける機会」は1項目(4.1%)であり、「資格：社会福祉士」及び「子どもの権利に関する説明機会」については、有意差はなかった。

これらの結果から、基本属性による影響は少ないことから、共分散構造分析においては基本属性ごとに多重指標モデルを作成せず、単一モデルで分析を行うこととした。

共分散構造分析を行う際には、最初に、基本属性は潜在変数に対して影響を及ぼしているかどうかを推定値の確率ラベルにより確認した。その結果、基本属性は、どの潜在変数に対しても有意差がなかったため除外した。基本属性を除外して分析をしたところ、図4-1のとおりの結果が得られた。適合度指標はGFI=0.801、AGFI=0.755、CFI=0.841、RMSEA=0.080であり、十分な適合度が得られなかった。

多重指標モデルにおいては、適合度指標であるGFIは0.9以上、RMSEAは0.05以下となる必要がある(豊田 2007)。

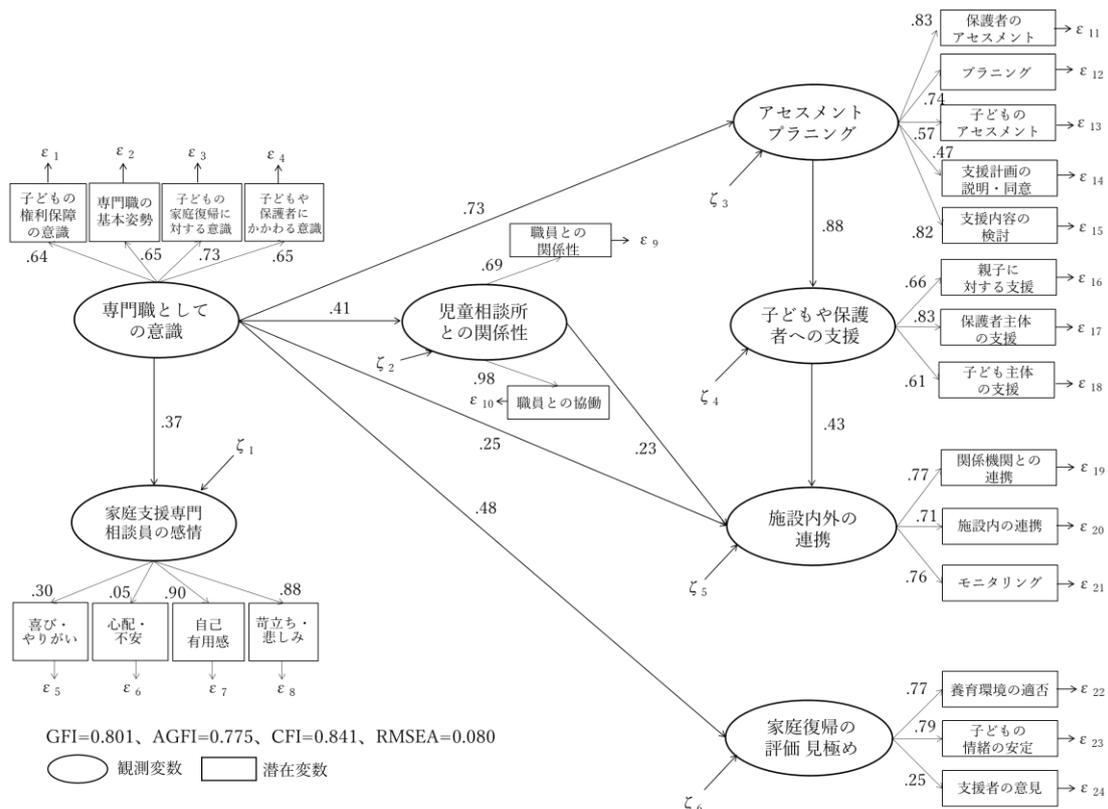


図4-1 共分散構造分析による子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性初期モデル

2 最適解モデル

そこで、潜在変数と観測変数の関係を示す推定値の確率ラベルを確認し、有意差のない観測変数をひとつずつ順に除外した。さらに、観測変数を削除した際には、標準化係数が低いこと及び相関係数を確認した。

多重指標モデルの作成には、その結果、多重指標モデルの最適解として、図 4-2 のとおりの結果が得られた。

最適解モデルの適合度指標は、GFI=0.915、AGFI=0.879、CFI=0.956、RMSEA=0.056 であった。RMSEA は、0.05 未満であれば良好な適合を示し、0.05 から 0.08 の間は許容範囲とされている (Miljko 2020)。このことから RMSEA は 0.056 であり、理論的に適切なモデルと判断した。

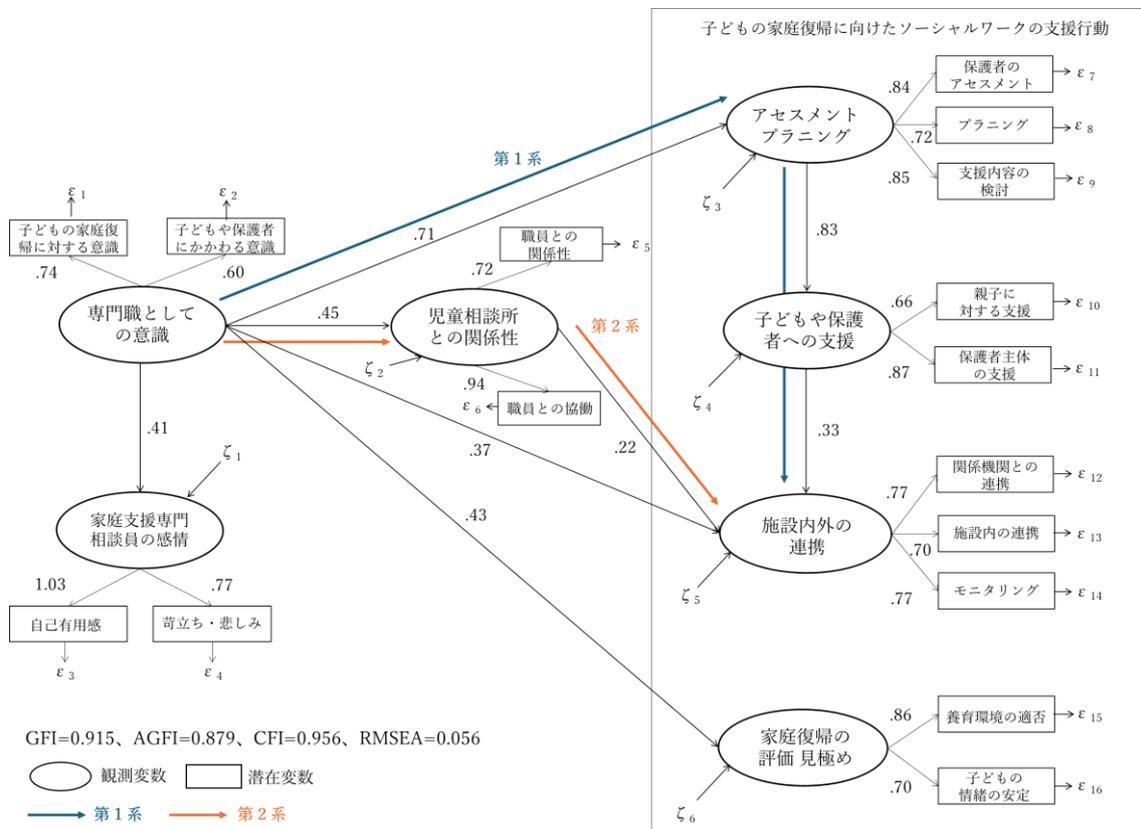


図 4-2 共分散構造分析による子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性最適解モデル

最適解モデルは、〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉、さらに〈施設内外の連携〉へとつながり、ソーシャルワークの展開に沿った支援が行われていたが、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークにおいて重要な支援行動である〈家庭復帰

の評価・見極め)には影響を及ぼしていなかった。〈専門職としての意識〉は〈家庭支援専門相談員の感情〉〈児童相談所との関係性〉〈アセスメント・プランニング〉〈施設内外の連携〉及び〈家庭復帰の評価・見極め〉に対して、直接効果として影響を及ぼしていた。それぞれの標準化係数と有意確率は、0.41 ($p<0.001$)、0.45 ($p<0.001$)、0.71 ($p<0.001$)、0.37 ($p<0.01$) 及び 0.43 ($p<0.001$) であった。

〈児童相談所との関係性〉は、〈施設内外の連携〉に影響を及ぼしており、標準化係数と有意確率は、0.22 ($p<0.05$) であった。〈アセスメント・プランニング〉は、〈子どもや保護者への支援〉に影響を及ぼしており、標準化係数と有意確率は、0.83 ($p<0.001$) であった。さらに、〈子どもや保護者への支援〉は〈施設内外の連携〉に影響を及ぼしており、標準化係数と有意確率は、0.33 ($p<0.01$) であった。

〈施設内外の連携〉に影響を及ぼす間接効果として2通りの系があり、第1系は〈専門職としての意識〉が〈アセスメント・プランニング〉に影響し、さらに〈子どもや保護者への支援〉に影響し、最終的に〈施設内外の連携〉に影響していた。第2系は、〈専門職としての意識〉が〈児童相談所との関係性〉に影響し、さらに〈施設内外の連携〉に影響を及ぼしていた。これらの間接効果は、第1系は 0.194、第2系は 0.099 であり、〈専門職としての意識〉が最も影響を及ぼしていたのは、〈家庭復帰の評価・見極め〉であり、直接効果は 0.43 であった。

支援時の認識の〈専門職としての意識〉を説明する観測変数は、第3因子の「子どもの家庭復帰に対する意識」と第4因子の「子どもや保護者とのかかわる時の意識」であった。また、〈家庭支援専門相談員の感情〉を説明する観測変数は、第3因子の「自己有用感」と第4因子の「支援時の苛立ち、悲しみ」であった。〈児童相談所との関係性〉を説明する観測変数は、第1因子の「児童相談所の職員との関係性」と第2因子の「児童相談所の職員との協働」であった。

支援行動の〈アセスメント・プランニング〉を説明する観測変数は、第1因子の「保護者のアセスメント」、第2因子の「プランニング」、第5因子の「支援内容の検討」であり、〈子どもや保護者への支援〉を説明する観測変数は、第1因子の「親子に対する支援」と第2因子の「保護者主体の支援」であった。そして、〈施設内外の連携〉を説明する観測変数は、第1因子の「関係機関との連携」、第2因子の「施設内の連携」、第3因子の「モニタリング」であり、〈家庭復帰の評価・見極め〉を説明する観測変数は、第1因子の「養育環境の適否」と第2因子の「情緒面の安定」であった。

観測変数の除外の妥当性を判断するため、各潜在変数における観測変数間の相関係数を確認した。〈家庭支援専門相談員の認識〉〈アセスメント・プランニング〉〈子どもと保護者への支援〉及び〈家庭復帰の評価・見極め〉においては、除外された観測変数は、除外されなかった観測変数との相関が低く、統計学的に寄与が乏しいことを確認した。

なお、〈専門職としての意識〉においては、潜在変数の観測変数間の相関係数には、ほとんど差がなかった。しかし、除外した観測変数は、他の観測変数に比べて標準化係数が低く、潜在変数を十分に反映していない可能性が示唆された。これは、除外した観測変数が、潜在変数を直接的に測定するための中心的な指標と位置づけるには不足があることを示していることから、〈専門職としての意識〉を説明する観測変数となり得なかったと判断した。

各潜在変数において除外した観測変数は、〈専門職としての意識〉については、第1因子「子どもの権利保障の意識」及び第2因子「専門職の基本姿勢」であった。また、〈家庭支援専門相談員の感情〉については、第1因子「支援時の喜び、やりがい」及び第2因子「支援時の心配、不安」であった。〈アセスメント・プランニング〉については、第3因子「子どものアセスメント」及び第4因子「支援計画の説明、同意」であった。「子どもと保護者への支援」については、第3因子「子ども主体の支援」であった。〈家庭復帰の評価・見極め〉については、第3因子「支援者の意見」をであった。

最適解モデルでは、仮説モデルで検討していた結果とは異なる点が4点あった。まず1点目は、〈専門職としての意識〉は、支援行動の〈アセスメント・プランニング〉〈施設内外の連携〉及び〈家庭復帰の評価・見極め〉に直接影響を及ぼしていたことであった。2点目は、〈家庭支援専門相談員の感情〉は、家庭支援専門相談員の支援行動に影響を及ぼしておらず、感情を統制することができていたことであった。3点目は、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の支援行動は、一般的なソーシャルワークの展開過程と同様の流れで、〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉、さらに〈施設内外の連携〉へとつながっていたが、最終的な支援行動の〈家庭復帰の評価・見極め〉には影響していなかったことであった。4点目は、〈アセスメント・プランニング〉〈子どもと保護者への支援〉及び〈施設内外の連携〉の3つの支援行動において、それぞれが相互に影響を及ぼし合っていなかったことであった。

3 補足モデル

上記の最適解モデルは、適合度指数が最も高く最適解とした。しかし、一般的なソーシャ

ルワークの展開過程の流れに沿った支援を考えると、〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉の支援行動を経て、〈家庭復帰の評価・見極め〉を行う流れが自然であると考えられる。そこで、採用したモデルの次に適合度指数が高かったモデルを参考にしながら、考察を試みることにし、参考にするモデルを補足モデルとした。補足モデルは、図 4-3 に示した。最適解モデルと補足モデルの潜在変数及び観測変数は同一であり、補足モデルの適合度指標は、GFI=0.912、AGFI=0.875、CFI=0.954、RMSEA=0.058 であった。RMSEA は 0.058 であったが、最適解モデルと同様に理論的に適切なモデルと判断した。

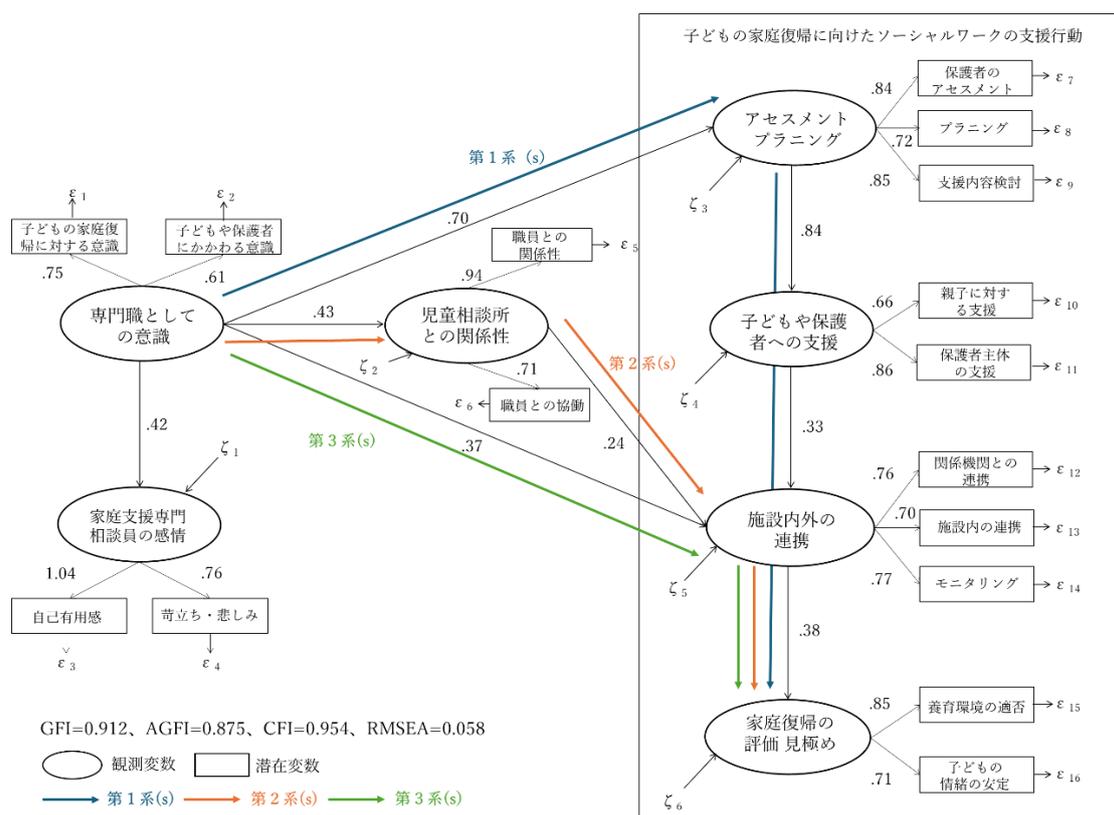


図 4-3 共分散構造分析による子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性補足モデル

補足モデルでは、〈専門職としての意識〉は、〈家庭支援専門相談員の感情〉〈児童相談所との関係性〉〈アセスメント・プランニング〉及び〈施設内外の連携〉に直接効果として影響を及ぼしていた。それぞれの標準化係数と有意確率は、0.42 ($p<0.001$)、0.43 ($p<0.001$)、0.70 ($p<0.001$)、及び 0.37 ($p<0.01$) であった。

〈児童相談所との関係性〉は、〈施設内外の連携〉に影響を及ぼしており、標準化係数と

有意確率は、0.24 ($p<0.01$) であった。〈アセスメント・プランニング〉は、〈子どもや保護者への支援〉に影響を及ぼしており、標準化係数と有意確率は、0.84 ($p<0.001$) であった。さらに、〈子どもや保護者への支援〉は〈施設内外の連携〉に影響を及ぼしており、標準化係数と有意確率は、0.33 ($p<0.01$) であった。そして、〈施設内外の連携〉は〈家庭復帰の評価・見極め〉に影響を及ぼしており、標準化係数と有意確率は、0.38 ($p<0.001$) であった。

〈家庭復帰の評価・見極め〉に影響を及ぼす間接効果として、3通りの系があった。最適解モデルの系と区別するため、補足モデルの系については、第1系(s)と表記し、区別することとした。第1系(s)は、〈専門職としての意識〉は〈アセスメント・プランニング〉に影響し、さらに〈子どもや保護者への支援〉から〈施設内外の連携〉、最終的に〈家庭復帰の評価・見極め〉に影響を及ぼしていた。第2系(s)は、〈専門職としての意識〉は〈児童相談所との関係性〉に影響し、さらに〈施設内外の連携〉に影響し、最終的に〈家庭復帰の評価・見極め〉に影響を及ぼしていた。第3系(s)は、〈専門職としての意識〉は〈施設内外の連携〉に影響し、さらに〈家庭復帰の評価・見極め〉に影響を及ぼしていた。それぞれの〈家庭復帰の評価・見極め〉への間接効果を見ると、第1系(s)は0.073、第2系(s)は0.039、第3系(s)は0.140であった。

補足モデルでは、〈専門職としての意識〉が最も影響を及ぼしていたのは、〈家庭支援専門相談員の感情〉であり、直接効果は0.42であった。

補足モデルでは、最適解モデルと異なり、家庭支援専門相談員の支援行動は、〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉に影響し、さらに〈施設内外の連携〉から〈家庭復帰の評価・見極め〉へと影響を及ぼしており、一般的なソーシャルワークの展開過程と同様の流れで支援が行われることが明らかとなった。

また、一般的なソーシャルワークの展開過程と同様の流れで支援行動が進み、〈家庭復帰の評価・見極め〉につながる場合、〈専門職としての意識〉からの影響は見られなかった。

4 モデルの特徴

採用した2つのモデルにおいては、〈専門職としての意識〉から、家庭支援専門相談員の認識にあたる〈家庭支援専門相談員の感情〉及び〈児童相談所との関係性〉に影響し、さらに、支援行動である〈アセスメント・プランニング〉〈施設内外の連携〉〈家庭復帰の評価・見極め〉に影響を及ぼしていた。

最適解モデルと補足モデルとで共通する点は、家庭支援専門相談員の認識の〈家庭支援専門相談員の感情〉は、他の要因に影響を及ぼしておらず、〈児童相談所との関係性〉は、家庭支援専門相談員の支援行動の〈施設内外の連携〉のみ影響を及ぼしていた点であった。

さらに、家庭支援専門相談員の支援行動において、〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉、さらに〈施設内外の連携〉へと影響している点であった。2つのモデルにおいて異なる点は、子どもの家庭復帰が可能かどうかを判断する支援行動の〈家庭復帰の評価・見極め〉については、補足モデルは他の支援行動からの影響があったが、最適解モデルは他の支援行動からの影響はない点であった。最適解モデルにおいては、〈家庭復帰の評価・見極め〉は、〈専門職としての意識〉が直接影響を及ぼしていたが、補足モデルにおいては、同様の影響は見られなかった。

また、仮説モデルを検討した時に、〈家庭支援専門相談員の感情〉は、支援行動に影響を及ぼし、支援行動を促進する要因となり得るのではないかと考えていたが、〈家庭支援専門相談員の感情〉は独立しており、他の要因に影響は及ぼしていなかった。

さらに、支援行動である〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉及び〈施設内外の連携〉は、相互に作用しているのではないかと考えていたが、いずれのモデルにおいて相互に作用しているものは見られなかった。

これらのことから、家庭支援専門相談員の〈専門職としての意識〉が高まれば、支援行動が促され、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の支援行動が高まること が示唆された。しかし、最適解モデルと補足モデルにおいて、子どもの家庭復帰が可能かどうかを判断する最終的な支援行動の〈家庭復帰の評価・見極め〉に影響を及ぼす場合とそうでない場合とがあり、〈家庭復帰の評価・見極め〉が十分に行われていないことが明らかとなった。

第3節 子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性の考察

第1項 子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開において、保護者を対象としている点と児童相談所が関与している点に特徴が見られた。それらの特徴は、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性であると考えられる。

1 「保護者に対する支援」

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の支援行動において、保護者を対象としている点に特徴があった。

子どもが家庭復帰するためには、子どもが施設に入所するに至った養育問題の解決が必要不可欠である。各家庭の養育問題を解決するためには、子どもに対する支援だけでは十分とは言えず、成長過程にある子どもを養育する保護者の協力や理解が求められる。特に、児童養護施設においては、入所する子どもの7割以上に被虐待経験があり、子どもと保護者の関係修復や児童虐待の再発防止等、子どもの養育環境を整えるうえで、「保護者に対する支援」は無くてはならない重要な支援といえる。

具体的には、親子の面会や帰省等によるかかわりの中で関係性を改善できるよう働きかけたり、ペアレントトレーニング等のプログラムの実施を通して、保護者が子どもの対応について学ぶ機会を設けたりすること等があげられる。児童虐待等の不適切な養育による子どもの愛着不全やトラウマについては、Trauma-Informed Care や TF-CBT 等の専門的な知識や技術を用いて支援を行うことで、保護者による子どもの理解が促進され、子どものトラウマに適した対処や養育行動を取ることができるようになる (NTCSN 2024)。

一方で、家庭支援専門相談員以外に「保護者に対する支援」を行う役割を持つ児童相談所の職員は、児童虐待等により強制的に親子分離を行うこともあり、保護者とは対立関係が生じやすい (鈴木 2017)。そのため、児童相談所の職員は、保護者に対する支援を行うことが難しい場合もあるが、家庭支援専門相談員は児童相談所の職員に比べ、保護者との関係性を築きやすく、子どもの養育についてともに考えていくための協力関係を築きやすい利点もあると考えられる。また、家庭支援専門相談員は、児童養護施設で生活する子どもの日々の様子を観察したり、子ども本人の意向を確認したりしたうえで、「保護者に対する支援」を行うことが可能である。

さらに、第3章で示したように、家庭支援専門相談員は、児童養護施設内の他の職員と役割を分担し、保護者からの相談を常時、受け付けたり (コード⑬「保護者とのかかわり」)、他の職員が保護者に伝えづらいことを保護者に伝えたりしていた (コード⑳「施設内連携」)。

このように、家庭支援専門相談員が行う「保護者に対する支援」は、家庭支援専門相談員の重要な役割であるとともに、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性と言える。

2 「児童相談所との連携」

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開において、児童相談所が関与している点にも特徴があった。家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえで、さまざまな機関や支援者と協働することとなる。その中で、児童相談所は子どもの措置に関する決定権を持つことから、子どもの施設入所から退所、家庭復帰後のアフターケアまでのあらゆる局面で子どもや保護者とかがかかわっている。さらに、児童相談所は、子どもの家庭復帰が可能かどうかを検討し、最終的な判断を行うため、家庭支援専門相談員は児童相談所の職員との連携なしに、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開することは難しく、児童相談所の職員とともに支援を行うこととなる。

児童養護施設に家庭支援専門相談員が配置される以前は、保護者支援を含めた家庭環境の調整は、児童相談所の役割とされていた。しかし、児童相談所においては、慢性的なマンパワー不足や地区担当制による相談援助業務の対応状況等から、施設入所する子どもの家庭復帰支援が十分行われず、子どもの施設入所期間が長期化するリスクが生じている（西原2017）。

本来、家庭復帰が見込める子どもへの支援が十分に行われなかったことによる子どもの施設入所の長期化は、子どもの権利保障の観点から、生じてはならないことである。子どもの施設入所の長期化を防ぐためには、家庭支援専門相談員が児童相談所の職員に、子どもの状況や子どもと保護者との交流の様子等を定期的に情報共有することや必要に応じて協議をすることが重要である。また、児童相談所が子どもの家庭復帰について適切な判断ができるように、家庭支援専門相談員は、補助的な機能を果たしつつ児童相談所と協働していくことが求められる。このことから、家庭支援専門相談員が行う「児童相談所との連携」は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性であると言える。

第2項 子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性から見る専門性の課題

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性は、「保護者に対する支援」と「児童相談所との連携」であることが明らかとなった。しかし、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性を見ると、家庭支援専門相談員が行うソーシャルワークの展開には課題があり、

専門性が十分に発揮されていないことが示唆された。

1 「保護者に対する支援」についての課題

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開において、〈家庭復帰の評価・見極め〉は、子どもが家庭に戻る準備ができているかを確認し、子どもが生活する養育環境が整っているかを判断する重要な支援行動である。しかし、最適解モデルにおいて〈家庭復帰の評価・見極め〉は、〈専門職としての意識〉から直接の影響を強く受けており、他の支援行動は影響を及ぼしていなかった。

また、補足モデルにおいては、第2系(s)や第3系(s)のように、子どもや保護者の現状を捉え、ニーズに基づいた支援行動である〈アセスメント・プランニング〉及び〈子どもや保護者への支援〉を踏まえた〈家庭復帰の評価・見極め〉は、行われていない場合もあることが明らかとなった。このことから、家庭支援専門相談員が「保護者に対する支援」を行ううえで、〈家庭復帰の評価・見極め〉を意識して支援を行うことができず、専門性が十分に発揮されていないことが考えられる。

専門性が十分に発揮されていない背景として、児童養護施設に入所する子どもの保護者対応の困難さがあると考えられる。第3章において、家庭支援専門相談員は、児童養護施設に入所する子どもの保護者の対応について、施設からの連絡に応じない保護者や子どもを非難する保護者、子どもの意向を無視して自分の考えに沿った行動を子どもに求める保護者等、子どもの家庭復帰に向けた取り組みに対して非協力的な態度を示す保護者がいる場合もあることを述べている（コード④「保護者対応の難しさ」）。家庭支援専門相談員は、児童養護施設に入所する子どもの保護者と関係を築き（コード③「子どもや保護者に対する思い」）、子どもの家庭復帰に向けて保護者とともに取り組みたいと考えていたが（コード⑬「保護者とのかわり」）、保護者の協力を得られず、対応に苦慮していた。

このように、保護者が抱える子どもの養育問題は多様化しており、家庭支援専門相談員が「保護者に対する支援」を行う際には、保護者や家庭ごとに個別化した支援が求められ、支援を行ううえで必要な専門的な知識や技術は多岐にわたる。

家庭支援専門相談員が「保護者に対する支援」について専門性を発揮するためには、保護者の子どもの養育スキルや子どものトラウマの理解度、家庭の養育環境等が客観的に判断できる知識や技術の習得が必要である。このことにより、〈専門職としての意識〉が〈家庭復帰の評価・見極め〉に直接影響し、子どもの家庭復帰の判断を行うことが回避できると考

えられる。

2 「児童相談所との連携」についての課題

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開において、〈児童相談所との関係性〉が含まれている点に特徴があった。しかし、この要因は、最適解モデル及び補足モデルの両モデルにおいて、支援行動の〈施設内外の連携〉のみに影響を及ぼしていた。

家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえで、児童相談所の職員と協働して支援を行うことが求められる。そこで、家庭支援専門相談員は、児童相談所が把握している子どもや保護者、家庭環境に関する情報の提供を受け、その内容を活かして〈アセスメント・プランニング〉を行い、〈子どもや保護者への支援〉や〈施設内外の連携〉へとつなげていく必要があると考えられる。

しかし、家庭支援専門相談員が行う子ども家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開において、〈児童相談所との関係性〉から支援行動の〈アセスメント・プランニング〉への影響はなく、十分な情報共有がなされないまま子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークが展開されており、「児童相談所との連携」についての専門性は十分に発揮されていないと推察される。

家庭支援専門相談員が「児童相談所との連携」において、専門性を十分に発揮することができていない背景として、家庭支援専門相談員の子どもの家庭復帰についての意見の反映が困難であることが考えられる。第3章において、家庭支援専門相談員は、児童相談所の職員と意見が異なる場合に自分の意見を述べても児童相談所は、その意見を反映することなく、子どもの家庭復帰について決定することがあるとの回答があった（コード⑦「児童相談所との連帯感」）。児童相談所が、子どもの家庭復帰について判断する際に、家庭支援専門相談員の意見が十分に考慮されないことが生じやすい。

このような経験が積み重なることで、家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰について自分の意見を児童相談所に伝えることを辞めたり、諦めたりしてしまうことが考えられる。また、家庭支援専門相談員は、〈家庭復帰の評価・見極め〉を行っても意味がないと感じ、支援行動に結びつきづらくなることや〈家庭復帰の評価・見極め〉に関する支援は、児童相談所が行う役割であると認識する可能性が考えられる。

これらのことから、家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク

を展開するうえで、「児童相談所との連携」において、〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉〈家庭復帰の評価・見極め〉へと、ソーシャルワークの展開を意識した支援行動ができていないことが推察される。

家庭支援専門相談員が「児童相談所との連携」において、専門性を発揮するためには、これまで以上に児童相談所の職員との協働意識を高めることが重要である。具体的には、施設における子どもの状況や保護者との関係性について情報共有を行い、児童相談所の職員と意見交換や支援方針の協議を重ねる必要がある。そのうえで、子どもの家庭復帰について双方で慎重に検討していくことが求められる。

3 課題解決に向けた取り組み

今後、家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえで、「保護者に対する支援」及び「児童相談所との連携」の2つの専門性を認識し、ソーシャルワークを行う際に意識して取り組む必要がある。そのためには、子どもの権利保障の意識を高め、2つの専門性を発揮できるような実務を通じた指導（OJT）や意識改革のための研修プログラムを充実させ、家庭支援専門相談員の専門性を強化することが必要である。特に、家庭復帰に向けたアセスメントの精度向上や、保護者との関係構築に関する専門的な支援技術の強化が重要である。

一方で、2024年8月から認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の養成が始まった。この認定資格は、児童虐待をはじめとする子ども家庭福祉の課題に対応できる高度なソーシャルワーク専門職の育成を目的としており、現場実務者の専門性向上にも寄与することが期待されている。そのため、家庭支援専門相談員に求められる2つの専門性の「保護者に対する支援」と「児童相談所との連携」に関する内容が、重要な項目として扱われる必要がある。専門教育の充実を通じて、家庭支援専門相談員の役割がより明確化され、実効性の高いソーシャルワークの実践につながると考えられる。

文献

犬塚峰子（2016）「子ども虐待における家族支援 —治療的・教育的ケアを中心として—」

『児童青年精神医学とその近接領域』57（5），769-782.

- 村上宣寛 (2006) 『心理尺度のつくり方』 北大路書房.
- 石田賀奈子他 (2015) 「児童養護施設による家庭復帰事例へのアフターケアの実態に関する調査研究」『神戸学院総合リハビリテーション研究』 10(2), 69-82.
- 加藤純 (2009) 「ポスター・ビデオセッション児童養護施設における家庭支援に関する研究—家庭支援専門相談員の役割確立と専門性形成の過程 (日本社会事業大学社会福祉学会第 47 回社会福祉研究大会報告)」『社会事業研究』 48, 142-145.
- 加藤尚子 (2020) 「社会的養護領域におけるトラウマインフォームドケア-Let's Connect プログラム導入に関する検討-」『明治大学心理社会学研究』 15, 65-82.
- 川合一心他 (2013) 『社会福祉学習双書 2013 第 9 巻社会福祉援助技術 I 相談援助の基盤と専門職／相談援助の理論と方法』 社会福祉法人全国社会福祉協議会.
- 川合一心他 (2013) 『社会福祉学習双書 2013 第 10 巻社会福祉援助技術 II 相談援助の理論と方法／就労支援サービス』 社会福祉法人全国社会福祉協議会.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 (2024) 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」.
- https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235ef4d7-3bfe-4a5c-9449-b302c425f988/41b11a55/20230814_policies_shakaiteki-yougo_tuuchi_105.pdf (2024.10.14)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 親子関係再構築支援ワーキンググループ (2013) 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」.
- https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf (2024.10.15)
- こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き (令和 6 年 4 月改定版)」.
- https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c0a1daf8-6309-48b7-8ba7-3a697bb3e13a/0635895f/20240422_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_taiou_tebiki_22.pdf (2024.10.15)
- こども家庭庁「児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 66 号) の概要」.
- https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/5d69bb89/20240415_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_76.pdf (2025.1.6)

- こども家庭ソーシャルワーカー認定資格特設サイト <https://kodomo.jswc.or.jp/> (2025.1.25)
- 久保田まり (2010) 「児童虐待における世代間連鎖の問題と援助的介入の方略：発達臨床心理学的視点から」 社会保障研究 45 (4), 373-384.
- Leonardo Miljko (2020) 「How to interpret SEM model fit results in AMOS.」
<https://www.statistika.co/index.php/research-methods/sem-amos/rmse> (2025.1.6)
- みずほ情報総研株式会社 (2017) 「親子関係再構築支援実践ガイドブック」.
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukatei-kyoku/0000174958.pdf> (2024.10.15)
- 村田典子 (2012) 「児童養護施設における家族支援と家庭支援専門相談員の新たな役割：家族再統合事例を手掛かりに」 『流通経済大学社会福祉学部論叢』 22(2), 127-136.
- 西原尚之 (2017) 「家族再統合に向けたファミリーソーシャルワーク：児童相談所が行う家庭復帰支援の前提条件」 『筑紫女学園大学研究紀要』 12,147-159.
- 虹釜和昭 (2007) 「児童養護施設における家庭支援専門相談員の専門性」 『北陸学院短期 大学紀要』 39, 13-21.
- NCTSN (2024) 「Trauma-Focused Cognitive Behavioral Therapy」.
<https://www.nctsn.org/interventions/trauma-focused-cognitive-behavioral-therapy> (2025.1.6)
- 大澤朋子 (2012) 「家庭支援専門相談員の機能と家族再統合」 『社会福祉 (日本女子大学)』 53, 57-73.
- 尾崎新 (1999) 『「ゆらぐ」 ことのできるカーゆらぎと社会福祉実践』 誠信書房.
- 菅野恵 (2016) 「児童養護施設における家庭復帰の非促進要因 非促進群の複数事例の検討を含めて」 『和光大学現代人間学部紀要』 9, 19-26.
- 鈴木浩之 (2017) 「子ども虐待対応において不本意な一時保護を体験している保護者との協働関係の構築—児童相談所職員に対するアンケート調査の分析を通じて—」 『社会福祉学』 58(3), 1-13.
- 鈴木浩之 (2018) 「子ども虐待ソーシャルワークにおける協働関係の構築—保護者の「折り合い」への「つなげる」支援の交互作用理論の可能性—」 『社会福祉学』 59(2), 1-14.
- 高田 (2022) 「トラウマインフォームドな組織作りを促進するためのトレーニングに関する文献レビュー：児童福祉機関に焦点を当てて」 『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』 48, 35-52.

- 豊田秀樹（2002）『共分散構造分析[入門編]—構造方程式モデリング—』朝倉書店.
- 豊田秀樹（2007）『共分散構造分析[Amos 編]—構造方程式モデリング—』東京図書.
- 宇田智佳（2023）「児童養護施設で暮らす子どもたちの家族をめぐる〈語り〉—家族の再構築に向けた実践に着目して—」家族社会学研究 35(1), 32-43.

第5章 研究のまとめ

児童養護施設では、子どもの権利保障の観点から、早期家庭復帰や家庭養育の推進が求められている。現在、児童養護施設には、子どもの円滑な家庭復帰を支援する家庭支援専門相談員が配置されており、家庭復帰支援においては、高度な専門性に基づいたソーシャルワークの展開が求められる。

しかし、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークをどのように展開していけばよいかといった指針や手続き等の具体的な実践活動の内容は体系化されておらず、ソーシャルワークを展開するうえでの専門性は十分に確立されているとは言えない状況にある。

さらに、支援を行う家庭支援専門相談員の経験知に依存したソーシャルワークの展開となっている。そこで、本研究では、児童養護施設において家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにすることを目的とした。

研究の方法として、質的研究と量的研究を実施した。質的研究においては、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因を抽出し、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性についての仮説を生成することを目的とした。

質的研究の調査対象者は、A 県の児童養護施設に勤務する家庭支援専門相談員 5 名とし、調査方法は、インタビューガイドによる半構造化面接とした。

質的研究の分析の結果、22 のコードと 7 つのサブカテゴリー、2 つのカテゴリーが生成された。7 つのサブカテゴリーは、〈専門職としての意識〉〈家庭支援専門相談員の感情〉〈児童相談所との関係性〉〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉〈家庭復帰の評価・見極め〉であった。これらは、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえでの要因であると考えられる。そこで、抽出された要因間の関連性を検討し、仮説モデルを生成した。

量的研究においては、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性を検討し、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性を明らかにすることを目的とした。

量的研究の調査対象者は、全国の児童養護施設に勤務する家庭支援専門相談員 607 名とした。調査方法は、郵送留置法による無記名自記式の質問紙調査とした。

量的研究の分析方法は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開上の要因に

ついて、要因間の関連性を検討するため、多重指標モデルによる共分散構造分析（最尤法）とした。

量的研究の分析の結果、多重指標モデルについては、適合度指標の最適解が得られたモデルと最適解モデルの次に適合度指標が高く、ソーシャルワークの展開に沿った支援行動が示された補足モデルを採用した。採用した2つのモデルの観測変数は、すべて同様の変数であり、支援行動の〈アセスメント・プランニング〉及び〈子どもと保護者への支援〉については、保護者を対象としたものが中心である点に特徴が見られた。

家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の要因間の関連性については、子どもの最善の利益を第一とする認識の〈専門職としての意識〉が起点となり、具体的な支援行動としての〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉、さらに〈施設内外の連携〉から〈家庭復帰の評価・見極め〉へと展開しており、ソーシャルワークの展開に沿っていることが明らかとなった。

しかし、最適解モデルにおいては、〈専門職としての意識〉を起点に、支援行動としての〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉、さらに〈施設内外の連携〉へと展開されていたが、子どもの家庭復帰が可能かどうかを判断する最終的な支援行動の〈家庭復帰の評価・見極め〉にはつながっていなかった。また、〈専門職としての意識〉は、支援行動としての〈施設内外の連携〉及び〈家庭復帰の評価・見極め〉それぞれに、直接影響を及ぼしていた。

さらに、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開において、最終的な支援行動としての〈家庭復帰の評価・見極め〉への影響は、最適解モデルでは、〈専門職としての意識〉が直接影響を及ぼしていた。一方、補足モデルでは、〈専門職としての意識〉から〈施設内外の連携〉に影響し、間接的に影響を及ぼす場合と、〈専門職としての意識〉から〈児童相談所との関係性〉、さらに〈施設内外の連携〉から間接的に影響を及ぼす場合とがあった。支援行動としての〈家庭復帰の評価・見極め〉へのこれら3通りの系の影響は、補足モデルの〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉、さらに〈施設内外の連携〉から〈家庭復帰の評価・見極め〉へとつながるソーシャルワークの展開に沿った支援行動を行う場合より、強い影響を及ぼしていた。

これらのことから、〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉及び〈施設内外の連携〉の支援過程を踏まえた〈家庭復帰の評価・見極め〉が十分に行われていないことが明らかとなった。

また、補足モデルにおいては、ソーシャルワークの展開に沿った支援行動である〈アセスメント・プランニング〉から〈子どもや保護者への支援〉、さらに〈施設内外の連携〉から〈家庭復帰の評価・見極め〉へと支援が行われる場合は、〈専門職としての意識〉から〈家庭復帰の評価・見極め〉に直接影響を及ぼすことはなかった。

これらの家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の支援行動の特徴から、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性は、「保護者に対する支援」と「児童相談所との連携」であることが明らかとなった。

しかし、最適解モデルでは、家庭支援専門相談員が子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開するうえで、最終的な支援行動としての〈家庭復帰の評価・見極め〉への影響は、〈専門職としての意識〉からの直接の影響を強く受けていた。

また、補足モデルでは、ソーシャルワークの展開に沿って〈アセスメント・プランニング〉〈子どもや保護者への支援〉〈施設内外の連携〉〈家庭復帰の評価・見極め〉へと影響していた。しかし、〈アセスメント・プランニング〉及び〈子どもや保護者への支援〉を踏まえた〈家庭復帰の評価・見極め〉が行われていない場合もあることが明らかとなった。

これらのことから、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性は、十分に発揮されておらず、現在、家庭支援専門相談員が行っている子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開には、課題があることが示唆された。

子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワーク展開上の専門性が十分に発揮されていない理由として、「保護者に対する支援」については、保護者対応の困難さが考えられる。保護者が抱える子どもの養育問題は多様化しており、保護者や家庭ごとに個別化した支援が求められ、支援を行ううえで必要な専門的な知識や技術は多岐にわたる。家庭支援専門相談員が専門性を発揮するためには、保護者の子どもの養育スキルや子どものトラウマの理解度、家庭の養育環境等が客観的に判断できる知識や技術の習得が必要である。

「児童相談所との連携」については、家庭支援専門相談員と児童相談所は、協働関係にあるが、子どもの家庭復帰の判断については、家庭支援専門相談員の意見が十分に反映されていないことが推察された。家庭支援専門相談員は、これまで以上に児童相談所との協働意識を高め、意見交換や支援方針の協議を重ねていくことが求められる。

家庭支援専門相談員は、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを展開するうえで、「保護者に対する支援」及び「児童相談所との連携」の2つの専門性を認識し、意識して取り組むことで、より専門性の高いソーシャルワークを展開することが可能となる。

研究の発展の可能性として、今後、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークを積極的に行うための保護者に対する支援の方法や児童相談所との連携のあり方等に関する研究に発展させ、家庭支援専門相談員が行う子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開について標準化を目指すことが必要である。

本研究においては、子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークの展開に関する家庭支援専門相談員の主観としての意識を測定したため、支援に求められる知識や技術の習得度合や実際の支援行動及び支援効果等を測定することはできていない。今後、家庭支援専門相談員の子どもの家庭復帰に向けたソーシャルワークに関する習熟度や実際の支援の具体的な取り組みについて明らかにすることが今後の課題である。

謝辞

この度の博士論文を完成させるにあたり、多くの方々から温かいご指導とご支援を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

まず、本研究の指導教員である横山正博教授に心より御礼申し上げます。教授の熱心なご指導と深い知識は、研究を進めるうえで大きな道しるべとなりました。また、数々の貴重なアドバイスを賜り、研究の発展に多大なご助力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

また、担当教員である田中マキ子教授と徳田和央教授には、研究の考察と理論構築に関して多大なご助言をいただきました。さらに、研究のまとめ方について具体的なご提案をいただいたことで、より深い探究が可能となり、研究の質を向上させることができました。両先生の洞察力と熱意に、深く感謝いたします。

改めて、本研究に関わってくださったすべての方々に心より感謝申し上げます。本謝辞をもって、皆様への感謝の意とさせていただきます。

調査票

調査票のご記入にあたってのお願い

本研究への参加については自由意思であり、調査票のご回答・投函をもって同意をいただいたものとさせていただきます。本研究は無記名質問紙調査のため、調査票をご返信いただいた後に研究同意を撤回することはできません。

この調査は、児童養護施設の家庭支援専門相談員の家庭復帰支援のソーシャルワークの展開過程を明らかにし、実践力向上のために必要な専門性を検討することを目的としています。お手数とは存じますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○調査票は**7頁分**あり、所要時間は約20分です。質問は、両面に印刷してありますので、もれなくご記入ください。

○ご回答は、あてはまる番号を選び、その番号を○印で囲んでください。

○すべての質問項目のご回答後、返信用封筒をご利用のうえ、2024年8月16日(金曜日)必着となるように、ご投函ください。宛先は、返信用封筒に記載されております。また、大変恐れ入りますが、再度記入もれなどがなければご確認をお願いいたします。

○投函にあたっては、無記名でお願いいたします。

○本調査の成果については、博士論文及び関連学会で発表いたします。

○本調査についてのお問合せ先

連絡先

山口県立大学大学院 健康福祉学研究科 横山 正博

TEL：083-929-6206（研究室直通）

E-mail：yokoyama@yp4.mail.yamaguchi-pu.ac.jp

I あなたご自身のことについてお尋ねします。あてはまる番号に○をつけてください。

【問1】児童養護施設の職員としてのこれまでの勤務年数を教えてください。(令和6年8月1日現在)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1) 5年未満 | 2) 5年以上10年未満 | 3) 10年以上15年未満 |
| 4) 15年以上20年未満 | 5) 20年以上25年未満 | 6) 25年以上30年未満 |
| 7) 30年以上35年未満 | 8) 35年以上40年未満 | 9) 40年以上 |

【問2】家庭支援専門相談員としての勤務年数を教えてください。(令和6年8月1日現在)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1) 1年未満 | 2) 1年以上3年未満 | 3) 3年以上5年未満 |
| 4) 5年以上10年未満 | 5) 10年以上15年未満 | 6) 15年以上 |

【問3】現在の年齢について教えてください。(令和6年8月1日現在)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1) 20歳代 | 2) 30歳代 | 3) 40歳代 | 4) 50歳代 | 5) 60歳以上 |
|---------|---------|---------|---------|----------|

【問4】取得されている資格・免許について教えてください。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- | | | |
|----------|----------------|----------------|
| 1) 保育士 | 2) 児童指導員(任用資格) | 3) 教員免許 |
| 4) 社会福祉士 | 5) 精神保健福祉士 | 6) 児童福祉司(任用資格) |
| 7) 公認心理師 | 8) 臨床心理士 | |

【問5】ファミリーソーシャルワークの学習機会について教えてください。あてはまるもの全てに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1) 大学や専門学校に在学中に学んだ | |
| 2) 就職後、研修会等に参加して学んだ。または、現在、学んでいる | |
| 3) 学んだことがない | |
| 4) その他 () | |

【問6】スーパーバイズを受ける機会の有無について教えてください。

- | |
|----------------------------|
| 1) 定期的に受けている |
| 2) 不定期に受けている |
| 3) 以前は定期的に受けていたが、現在は受けていない |
| 4) 過去に不定期に受けていたが、現在は受けていない |
| 5) 受けたことはない |

【問7】所属する児童養護施設での入所児童への子どもの権利に関する説明状況を教えてください。

- | |
|--------------------------|
| 1) 毎月、説明している |
| 2) 年に数回、定期的に説明している |
| 3) 時期は定めていないが、不定期に説明している |
| 4) 説明はしていない |

II 各質問項目について、どの程度意識していたり、行っていたりしますか。各質問項目の右側の解答欄のそれぞれ1から5の数字に○をつけてください。

【問8】 家庭復帰支援を行う際に、子どもや保護者と関わるうえで下記の質問項目に関してどの程度意識していますか。

質問項目		意識している	まあまあ意識している	どちらともいえない	あまり意識していない	意識していない
1	子どもの最善の利益を守ること	5	4	3	2	1
2	子どもの意見を尊重すること	5	4	3	2	1
3	子どもの成長や発達を保障すること	5	4	3	2	1
4	子ども思いや考えを自由に表現できること	5	4	3	2	1
5	子どもが差別を受けないこと	5	4	3	2	1
6	子どもが興味関心を持ったことに取り組むことができること	5	4	3	2	1
7	子どもが安心感や信頼感を持って暮らすこと	5	4	3	2	1
8	子どもの成長にとって最も望ましい状態は、家族と一緒に暮らすこと	5	4	3	2	1
9	生育歴等の把握を通して、子どもや保護者の理解に努めること	5	4	3	2	1
10	子どもや保護者を批判的に捉えず、ありのままを受け入れること	5	4	3	2	1
11	子どもや保護者を自分の価値観や道徳観で捉えないこと	5	4	3	2	1
12	子どもや保護者に関わる際に、自分の感情をコントロールすること	5	4	3	2	1
13	子どもや保護者が自ら物事を決められるよう、支援を行うこと	5	4	3	2	1
14	子どもや保護者と信頼関係を構築すること	5	4	3	2	1
15	子どもや保護者が持つ力を信じて支援を行うこと	5	4	3	2	1
16	子どもや保護者に対して関係機関と協働意識を持って支援を行うこと	5	4	3	2	1
17	子どもの施設入所時から家庭復帰の可能性について考えること	5	4	3	2	1
18	子どもが望む場合は、保護者との交流や家庭復帰の調整を行うこと	5	4	3	2	1
19	保護者が子どもに対して関心を持てるよう関わること	5	4	3	2	1
20	保護者の養育機能を高められるよう、支援を行うこと	5	4	3	2	1

【問9】 家庭復帰支援を行う際に、下記の質問事項に関する思いをどの程度お持ちですか。

質問項目		そう思う	まあまあそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない
1	自信を持って家庭復帰支援を行うことができる	5	4	3	2	1
2	自分の行う家庭復帰支援は、子どもや保護者の役に立っている	5	4	3	2	1
3	子どもの養育について悩み、困っている保護者に対して、何とかしてあげたいと思う	5	4	3	2	1

質問項目（問9つづき）		そう思う	まあまあそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	そう思わない
4	子どもや保護者を何とかしてあげられるのは、自分だけだと思う	5	4	3	2	1
5	子どもや保護者が喜ぶ姿を見ると嬉しい	5	4	3	2	1
6	家庭復帰できない子どもはかわいそうだと思う	5	4	3	2	1
7	子どもに関心の薄い保護者に対して不満や怒りを感じる	5	4	3	2	1
8	保護者の協力が得られないと落胆する	5	4	3	2	1
9	保護者の指導を行う時は、負担感がある	5	4	3	2	1
10	保護者と意見や考えが合わないと感じる	5	4	3	2	1
11	保護者が何でも話せる態度を見せると安心する	5	4	3	2	1
12	家庭復帰支援を行うことに対して、やりがいを感じる	5	4	3	2	1
13	子どもや保護者と関わる時に適切な支援が行えているか悩む	5	4	3	2	1
14	保護者や家庭の状況等を考えると不安が生じる	5	4	3	2	1
15	関係機関に子どもや保護者と十分に関わってもらえないと不満を感じる	5	4	3	2	1
16	関係機関が子どもや保護者に対して十分に支援してくれるのだろうか心配になる	5	4	3	2	1
17	家庭復帰を検討する際に活用できる社会資源が少ないと不安を感じる	5	4	3	2	1
18	関係機関から子どもや保護者に関する情報提供を受けると安心する	5	4	3	2	1
19	家庭復帰後に子どもが元気に過ごしている姿を見聞きすると嬉しい	5	4	3	2	1
20	家庭復帰後に子どもが施設に再入所することに対して、責任を感じる	5	4	3	2	1

【問10】 家庭復帰支援を行ううえでアセスメントや支援計画の作成時に、下記の質問事項をどの程度行っていますか。

質問項目		行っている	まあまあ行っている	どちらでもない	あまり行っていない	行っていない
1	子どもの意向や保護者や家族に対する思いを確認する	5	4	3	2	1
2	子どもの成長や発達の状況を把握する	5	4	3	2	1
3	子どもの保護者に対する拒否感や怯え等の有無や程度を把握する	5	4	3	2	1
4	子どもが自身の思いや意見を周囲にどの程度伝えられるか把握する	5	4	3	2	1
5	子どもが保護者や家族に対して不安を抱えたり、過剰な適応行動を取ったりしていないか確認する	5	4	3	2	1
6	子どもが施設入所に至った問題を把握する	5	4	3	2	1

質問項目（問10つづき）		行っている	まあまあ行っている	どちらともいえない	あまり行っていない	行っていない
7	保護者の意向や子どもに対する思いを確認する	5	4	3	2	1
8	保護者の養育力や養育意欲を把握する	5	4	3	2	1
9	保護者の健康状態を把握する	5	4	3	2	1
10	保護者の就労や収入の状況を把握する	5	4	3	2	1
11	養育環境や保護者の生活状況を把握する	5	4	3	2	1
12	保護者の養育に関する困り感や不安を確認する	5	4	3	2	1
13	保護者が困った時に相談する人や機関を把握する	5	4	3	2	1
14	子どもの養育に協力してくれる家族や親族の有無を確認する	5	4	3	2	1
15	保護者が暮らす地域の支援機関や提供可能なサービスを把握する	5	4	3	2	1
16	家庭復帰後に家庭で生じ得る課題や問題を想定し、予防または解決方法を子どもや保護者と考える	5	4	3	2	1
17	子どもの養育に協力してくれる家族や親族と、協力できることや協力する方法を考える	5	4	3	2	1
18	家庭復帰に対する子どもの目標を設定する	5	4	3	2	1
19	家庭復帰に対する保護者の目標を設定する	5	4	3	2	1
20	子どもが家庭復帰に向けて取り組むことを決める	5	4	3	2	1
21	保護者が家庭復帰に向けて取り組むことを決める	5	4	3	2	1
22	子どもと保護者がともに家庭復帰に向けて取り組むことを決める	5	4	3	2	1
23	子どもや保護者の意向を支援計画に反映させる	5	4	3	2	1
24	家庭復帰後に子どもや保護者に必要なサービスや支援を考える	5	4	3	2	1
25	支援計画を作成後、子どもや保護者に支援計画の内容を説明する	5	4	3	2	1
26	子どもに支援計画に沿った支援の実施について同意を得る	5	4	3	2	1
27	保護者に支援計画に沿った支援の実施について同意を得る	5	4	3	2	1

【問11】家庭復帰支援を行ううえで、子どもや保護者への支援時に下記の質問項目についてどの程度、行っていますか。

質問項目		行っている	まあまあ行っている	どちらともいえない	あまり行っていない	行っていない
1	子どもにいつでも相談に応じることを伝える	5	4	3	2	1
2	子どもに家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる	5	4	3	2	1
3	子どもの年齢や発達に応じて基本的な生活習慣や簡単な家事等を習得させる	5	4	3	2	1
4	子どもの保護者や家族に対する思いや考えを代弁する	5	4	3	2	1

質問項目（問 11 つづき）		行っている	まあまあ行っている	どちらともいえない	あまり行っていない	行っていない
5	子どもに保護者の思いや考えを説明する	5	4	3	2	1
6	子どもの養育について保護者の主体性を引き出す	5	4	3	2	1
7	子どもの養育について保護者にいつでも相談に応じることを伝える	5	4	3	2	1
8	保護者から子どもの養育以外の相談を受ける	5	4	3	2	1
9	保護者が子どもを受け入れられるように施設での子どもの様子を伝える	5	4	3	2	1
10	保護者に家庭復帰後の家庭での生活の具体的なイメージを持たせる	5	4	3	2	1
11	可能な限り保護者の意向や要望を受け入れる	5	4	3	2	1
12	子どもと保護者の思いのすり合わせを行う	5	4	3	2	1
13	子どもと保護者が面と向かってお互いの気持ちや考えを伝え合えるよう仲介する	5	4	3	2	1
14	子どもと保護者が協力して取り組む活動を提供する	5	4	3	2	1
15	子どもと保護者が取り組んだ活動について、ともにふり返る	5	4	3	2	1
16	子どもや保護者に関係機関の支援者を紹介する	5	4	3	2	1
17	家庭環境を整えるうえで必要な手続き等を説明したり、手続きに同行したりする	5	4	3	2	1

【問 12】家庭復帰支援を行ううえで、施設内外の連携時に下記の質問項目について、どの程度行っていますか。

質問項目		行っている	まあまあ行っている	どちらともいえない	あまり行っていない	行っていない
1	要保護児童対策地域協議会の開催を依頼する	5	4	3	2	1
2	関係機関と情報共有や意見交換を行う	5	4	3	2	1
3	関係機関と子どもや保護者、家庭の共通認識を図る	5	4	3	2	1
4	関係機関と支援時の役割を分担する	5	4	3	2	1
5	関係機関と家庭の現在の問題や課題について解決方法等を協議する	5	4	3	2	1
6	関係機関と子どもや保護者の見守り体制を作る	5	4	3	2	1
7	関係機関と支援目標や支援内容のすり合わせを行う	5	4	3	2	1
8	関係機関で行われる支援との関連性を考えて支援を行う	5	4	3	2	1
9	関係機関と連帯感を持って支援を行う	5	4	3	2	1
10	関係機関の支援の進捗状況を把握する	5	4	3	2	1

質問項目（問 12 つづき）		行っている	まあまあ行っている	どちらともいえない	あまり行っていない	行っていない
11	関係機関との支援の効果を分析する	5	4	3	2	1
12	関係機関と定期的に支援目標や計画内容の見直しを行う	5	4	3	2	1
13	施設内で子どもや保護者、家庭の情報共有や意見交換をする	5	4	3	2	1
14	施設内で子どもや保護者、家庭の共通認識を図る	5	4	3	2	1
15	施設内で支援時の役割を分担する	5	4	3	2	1
16	施設内で支援目標や支援内容のすり合わせを行う	5	4	3	2	1
17	施設内で連帯感を持って支援を行う	5	4	3	2	1
18	施設内で行われる家庭復帰支援の進捗状況を把握する	5	4	3	2	1
19	施設内で行われる家庭復帰支援の効果を分析する	5	4	3	2	1
20	施設内で定期的に家庭復帰支援の目標や内容の見直しを行う	5	4	3	2	1

【問 13】 児童相談所との関係性について、下記の質問項目についてどの程度当てはまるとお考えですか。

質問項目		そう思う	時々そう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない
1	児童相談所の職員に子どもの意見を直接聴きに来るよう依頼できる	5	4	3	2	1
2	児童相談所の職員に保護者に積極的に関与するよう依頼できる	5	4	3	2	1
3	児童相談所の職員に保護者や家庭環境の把握を依頼できる	5	4	3	2	1
4	児童相談所の職員に保護者や家庭状況の情報提供を受けている	5	4	3	2	1
5	児童相談所の職員に保護者の指導や対応を依頼できる	5	4	3	2	1
6	児童相談所の方針や判断に従っている	5	4	3	2	1
7	児童相談所の職員に日頃から自分の意見や考えを伝えている	5	4	3	2	1
8	児童相談所の職員と意見が異なる場合に自分の意見を伝えている	5	4	3	2	1
9	児童相談所の職員と子どもや保護者の支援について協議する機会を設けている	5	4	3	2	1
10	保護者から聴き取った保護者や家庭状況の変化を児童相談所の職員に伝えている	5	4	3	2	1
11	子どもと保護者の交流状況について、児童相談所の職員に伝えている	5	4	3	2	1
12	子どもや保護者の意向等に変化が生じた場合は、児童相談所の職員と今後の支援について改めて検討している	5	4	3	2	1
13	児童相談所が家庭復帰の適否において判断する前に、自分や施設の意見を伝えている	5	4	3	2	1

【問 14】 家庭復帰を見極める時に、下記の質問項目に関してどの程度重要視していますか。

	質問項目	重要視している	まあまあ重要視している	どちらともいえない	あまり重要視していない	重要視していない
1	子どもと保護者の交流が計画的に実施され、経過が良好であること	5	4	3	2	1
2	自分が家庭復帰は適切だと考えていること	5	4	3	2	1
3	施設職員が家庭復帰は適切だと考えていること	5	4	3	2	1
4	子どもが家庭復帰を積極的に望んでいること	5	4	3	2	1
5	子どもが保護者に対する恐怖心がないこと	5	4	3	2	1
6	子どもが保護者と自然にかかわることができること	5	4	3	2	1
7	子どもの成長や発達に順調であること	5	4	3	2	1
8	子どもの対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面が安定していること	5	4	3	2	1
9	子どもが困った時に、周囲の大人に申し出ることができること	5	4	3	2	1
10	保護者が子どもに依存することなく、家庭復帰を望んでいること	5	4	3	2	1
11	保護者が施設入所前の問題解決に取り組んでいること	5	4	3	2	1
12	保護者が子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てできること	5	4	3	2	1
13	保護者が自分の衝動コントロールができること	5	4	3	2	1
14	保護者が精神的に安定していて、必要な時に医療機関を受診できること	5	4	3	2	1
15	保護者が子どもの年齢や発達等に応じた養育ができること	5	4	3	2	1
16	保護者が困った時に、関係機関に申し出ることができること	5	4	3	2	1
17	保護者が家族の生活や子どもの養育等のために必要なサービスや支援を受け入れられること	5	4	3	2	1
18	近隣や親族から必要な時に協力や支援が得られること	5	4	3	2	1
19	経済面や住環境等、生活の基盤が安定していること	5	4	3	2	1
20	子どもと保護者がお互いに取り繕うことなく、関わるができること	5	4	3	2	1
21	家庭内に子どもの居場所があること	5	4	3	2	1
22	公的機関等による地域の支援体制が確保されていること	5	4	3	2	1
23	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行うことができること	5	4	3	2	1

ご協力いただき、ありがとうございました。